

第一百八回
会

参議院地方行政委員会会議録第五号

(一四一)

平成二年六月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月五日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月六日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十一日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十二日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十三日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十四日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十五日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十六日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

六月十七日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

田村秀昭君

名尾良孝君

説明員

人事院事務総局
給与局給与第三課
長事務局側
常任委員会専門
員人事院事務総局
給与局給与第三課
長本日の会議に付した案件
○地方行政の改革
(平成二年度の地方財政計画に関する調査
提出、衆議院送付)○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)野村五男君
佐藤久人君
三吾君
年子君
細谷昭雄君
常松克安君
和伸君
神谷信之助君
高井昭君
鶴岡細谷君
岩本佐藤君
西村正紀君○委員長(渡辺四郎君) これより地方行政の改革
に関する調査を議題といたします。まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十一日、栗村和夫君が委員を辞任され、その
補欠として細谷昭雄君が選任されました。○委員長(渡辺四郎君) 平成二年度の地方財政
に於ける概要について御説明申し上げます。まず、平成二年度の地方財政計画について、政
府から説明を聴取いたします。奥田自治大臣。○國務大臣(奥田敬和君) 平成二年度の地方財政
計画の概要について御説明申し上げます。平成二年度の地方財政につきましては、累積し
た多額の借入金残高を抱えるなど引き続き厳しい状況にあることから、おおむね国と同一の基
調により、歳入面においては、地方債の抑制に

努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を

図り、歳出面においては、地域住民の福祉の充実

と地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推

進するため必要な事業費を確保する等限られた財

源の重点的配分と経費支出の効率化に徹すること

を基本としております。

以下、平成二年度の地方財政計画の策定方針に

ついて御説明申し上げます。

第一に、地方税については、最近における社会

経済情勢等に鑑み早急に実施すべき措置を講

じることとしております。

第二に、国民健康保険制度の見直しに係る額及

び国庫補助負担率の暫定措置による影響額につい

ては、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置しております。

第三に、地方財政の中長期的健全化を図る見地か

ら、財源対策償還基金の計上、交付税特別会計

借入金の一部返済等所要の措置を講じることとし

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

ております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつゝ、地域づくりを進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等を図るために必要な事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第五に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることいたしております。

以上の方針のもとに、平成二年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、六十七兆一千四百二十億円となり、前年度に比し、四兆三千六百七十五億円、七・〇%の増加となつております。

以上が、平成二年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。持永財政局長。

○政府委員(持永義民君) 平成二年度の地方財政計画につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足して御説明をいたします。

地方財政計画の規模は、六十七兆一千四百二十億円で、前年度に比較いたしまして四兆三千六百七十五億円、七・〇%の増加となつております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、道府県税十四兆三千三百九十三億円、市町村税十六兆四千五百四十四億円、合わせて三十九兆七千九百七億円であります。前年度に対し道府県税は一兆三千六百五十三億円、一〇・五%増加し、市町村税は七千七百九十三億円、五・〇%増加しております。

なお、平成二年度の税制改正としては、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引き上げ等を行

とともに、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長等を行なうこととしており、五百二十二億円の減収を見込んでおります。

また、地方譲与税の収入見込み額は、総額一兆八千四百九億円で前年度に対し、三千八百七十五億円、二六・七%の増加となつております。

次に、地方交付税につきましては、平成二年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十五兆二千七百五十一億円に特例措置分一百三十億円、返還金三億円を加算した額から、昭和六十一年度の特例措置額のうち返済を要する額の一部返済額二百三十億円、交付税特別会計の借入金の一部返済額一兆四千五百六億円及び同特別会計の借入金の利息負担額一千五十三億円を控除した額十三兆七千五百九十四億円を計上いたしました結果、前年度に対し一兆一千九百四億円、一〇・三%の増加となっております。

国庫支出金は、総額十兆二千五百二十一億円で前年度に対し、一千五百七十七億円、一・六%の増加となつております。

次に、地方債につきましては、普通会計分の地方債発行予定額は五兆六千二百四十一億円で、前年度に対し六百四十九億円、一・一%の増加となつております。

なお、地方債計画全体の規模は八兆八千四百四十四億円で、前年度に対し七億円の減少となつております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は、四十六兆三千九百十億円となり歳入全体に占める割合は前年度に対し一・三ポイント増の六九・一%となつております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。総

額は、十八兆三千百六億円で前年度に対し九千二百九十八億円、五・三%の増加となつております。

職員数につきましては、教育関係職員、警察職員及び消防職員について所要の増員を見込むとともに、一般職員については、国家公務員の定員削減の方針に準じ、定員合理化を行い、職員数の純減を図ることとしたとしております。

なお、昭和六十三年地方公務員給与実態調査結果に基づき、所要の是正を行うこととしたとしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額十二兆八千六百三十八億円、前年度に対し五千五百七十九億円、四・五%の増加となつております。

このうち国庫補助負担金等を伴うものは五兆八千四百二十二億円で、前年度に対し一千九百九十八億円、三・九%の増加となつております。国庫補助負担金を伴わないものは、七兆二百十六億円で、前年度に対し三千三百八十一億円、五・一%の増加となつております。

この中では、社会福祉関係経費を充実するほか、高等学校以下の私立学校に対する助成経費として三千二百二十四億円、地域づくり推進事業に要する経費として三千三百億円、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源として五千五百億円等を計上いたしております。

公債費は、総額五兆九千二十三億円で、前年度に対し二千六百六十七億円、四・三%の減少となつております。

次に、地方財政の健全化に資するため、財源対策債償還基金二兆七百五十三億円を計上いたしております。

投資的経費は、総額二十一兆三千五百五十億円で、前年度に対し八千十四億円、三・九%の増加となつております。

なお、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、平成二年度分の地方交付税の総額につきましては、地方法第六条第二項の額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十

ります。

地方単独事業につきましては、地域の経済の振興を図りつつ、地域の特性を生かした自主的、主導的な地域づくりにより住民生活に身近な生活開発を行うこととしており、五百二十二億円の減収を見行なうこととしております。

また、上下水道、交通、病院等の国民生活に不可欠なサービス施設等の積極的な推進を図ることとし、前年度に対し一千一百八十一億円、七・〇%増の十二兆六百三十八億円を計上いたしております。

また、公営企業繰出金につきましては、上下水道、交通、病院等の国民生活に不可欠なサービスを供給している事業について総額一兆八千四百四十億円を計上いたしております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもしまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(渡辺四郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。奥田自治大臣。

○國務大臣(奥田敬和君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況にかんがみ、平成二年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、平成二年度分の地方交付税の総額につきましては、地方法第六条第二項の額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十

年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、交付税特別会計借入金利子支払額千五十三億円及び同特別会計借入金償還額一兆四百六億円を控除した額とすることとしております。

また、平成三年度から平成八年度分までの地方交付税の総額につきましては、新たに二千二百七十九億円を加算することとしております。

次に、平成二年度分の普通交付税の算定につきましては、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び芸術文化の振興に要する経費並びに消防救急対策等に要する経費の財源を措置することとしているほか、地方財政の健全化を図るために財源対策債償還基金費を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、衆議院における修正案提出者衆議院議員野中広務君から説明を聽取いたします。野中広務君。

正部分について、修正案提出者衆議院議員野中広務君から説明を聽取いたしました。野中広務君。

○衆議院議員(野中広務君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の理由とその内容について御説明申し上げます。

御承知のように、さきの税制改革における消費税の創設に伴い、その約四〇%が地方交付税及び消費課税として、地方団体の行政運営の財源となつてゐるところであります。今国会には、消費税に関する見直し法案及び地方税法が提出され、税制問題

題等に関する調査特別委員会を中心に審議が行われております。

修正の内容は、政府原案の附則に次の二項を加えることとするものであります。すなわち、「消

費税に係る今回の税制改革に当たっては、平成二年及び平成三年度以降において、地方交付税法の趣旨に基づき、地方財政の円滑な運営に資するため地方交付税の総額の安定的な確保が図られる」ととするものであります。

以上が衆議院における修正の概要であります。

○委員長(渡辺四郎君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○篠崎年子君 私は、まず基地交付金についてお尋ねをしたいと思いますが、その前に少し意見を述べさせていただきたいと思います。

言うまでもありませんが、ソ連のゴルバチヨフ大統領によるペレストロイカ以降、世界の情勢は大きく動きました。米ソの核軍縮話し合い、ソ連

大統領の訪米など、東西対決から東西協調へと変わりました。ソ連のヨーロッパにおける軍縮、米軍のアジア駐留軍の縮小も行われようといたしておりました。これらの情勢につきまして政府の見解をお尋ねをいたしました。されど、これまでのところではございません。

○篠崎年子君 そういうことに基づきましてさらにお尋ねをいたしたいと思いますが、今年度の地方財政計画ではこの基地交付金は二百八億円で前年度と同額に据え置かれておりますが、その理由は何でしょうか。平成元年度、九年ぶりに増額したこととは承知しておりますけれども、昭和六十三年度に比べて八億円、四・〇%の増にすぎません。先ほどの御答弁にありましたように、いわゆる基地交付金が固定資産税の代替的な性格を有するものであれば、今回はどのように考えてこれを計画をされたのか、お尋ねをいたしたいと思いま

心を持ってまいりました。全国的に基地が置かれている市町村は、地域の差はありますが、地方に行くほど基地経済に依存している比率が高くなりがちです。しかし、また一方では大切な土地や港湾、あるいは空を基地に提供しているため、その

地域の開発、発展が阻害されてきたことも事実であります。私はできるだけ基地は縮小、撤去した方がよいと思いますが、現に至るところに基地があり、それに依存した地域経済もあるわけですから、本日は、まずいわゆる基地交付金について質問いたしたいと思います。

いわゆる基地交付金と言われる国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは固定資産税の代替的なものだと承っておりますが、その性格について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金は、たゞいま御指摘のような米軍や自衛隊の施設が市町村内の区域に広大な面積を有していたり、かつこれら

の施設が所在することによりまして市町村の財政にもいろいろ影響を及ぼしているということを考慮いたしまして、固定資産税の代替的な性格を基本としながら、これらの施設が所在するこ

とによる市町村の財政需要に対処するための財政補給金としての性格をあわせ有するというふうに私ども考えておりまして、基本的に固定資産税の代替的な性格を持ちますが、一方で財政補給金の代替的な性格を持ちます。これが、一方で財政補給金の代替的な性格を持つと、こういう性格と理解をしているところです。

○篠崎年子君 そういう意味で、今後この基地交付金の総額の確保につきましては、この基地交付金の性格あるいは基地所在市町村の置かれております実情等を十分に考慮しながら、その所要額の確保についてございまして、この額を確保すること自体が大変厳しい情勢の中で行われたというふうに御理解を願いたいと思うわけでございます。

そういう意味で、今後この基地交付金の総額の確保につきましては、この基地交付金の性格あるいは基地所在市町村の置かれております実情等を十分に考慮しながら、その所要額の確保について今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

○篠崎年子君 ただいま大変な努力をしてというところです。

す。

○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金は、先ほど申しましたとおり、固定資産税の代替的な性格を有するとともに財政補給金的な性格もあわせ有するものでございまして、国の予算編成上の取り扱いは、補助金などの一種として取り扱われているわけでございます。このために国の

際に負担調整措置を講じてきただものだということですけれども、先ほど来からたびたび申してありますように、基地交付金が固定資産税の代替的なものであるとすれば、評価がえに応じた見直しが絶えず必要になつてくるのではないかと思っております。その意味で五十六年度から六十三年度までの間というのはどういうふうな評価がえが行われたんだろうかということで、さらにお尋ねしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金の配分の基礎となりますそれぞれの資産の価値と申しますか、資産の価値というものは国有財産の台帳価格によりまして算定するわけですが、これは御案内のとおり国有財産に基づきまして大蔵大臣の定めるところによつて各省庁の長が五年ごとにこの価格を改定することになっているわけですがあります。そういう意味で次回はたまたま平成三年の三月三十一日がこの改定時期に当たつているわけでございますが、この基地交付金を配分するに当たりましては、この台帳価格というものを基礎にいたしまして、全基地所在の市町村にその財産価格に応じた配分を心がけるということであつて、いるところでございますが、総額そのものにつきましては先ほど申し上げましたとおりの国の非常に厳しい財政状況の中で、自治省予算の中で何とか据え置きを確保するというのがやつとの状況であったということをぜひ御理解をいただきたいと思うところでございます。

○篠崎年子君 そうしますと、その意味でまいりますと、来年度、今お話をありましたように固定資産税の次の評価がえになるということで、そのときにはかなりの御努力をしていただけるものでしようか。

○政府委員(湯浅利夫君) 明年度の予算編成につきましては、これから財政当局がいろいろと予算編成方針あるいは概算要求の要求のやり方等について検討をするということになると思いますが、私どもといったしましては、先ほど申しましたとおり基地交付金の性格やこの基地の置かれている市

町村の実情というものを十分考慮いたしまして、その所要額の確保に努めなければならないと考えています。その意味で五十六年度から六十三年度までの間というのはどういうふうな評価がえが行われたんだろうかということで、さらにお尋ねしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金につきましては、土地についての評価がえに伴う負担増の状況は絶対にござります。その意味で昭和五十年度を基準にして五年ごとぐらいで御説明いただけます。なぜでありますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 土地に関する固定資産税の評価がえに伴いまして負担増がずっとあるわけですが、これを昭和五十年度を一〇〇として指数で申し上げますと、土地に係る固定資産税額は昭和五十五年度では一八二、それから六年度では二七四、六十三年度では三三四となつておられます。基地交付金の総額は昭和五十年度を一〇〇といたしますと、五十五年度は二一九、六十年度は二三一、六十三年度も二三一、こういう状況でございます。

○篠崎年子君 今の御答弁によりますと、五十五年度は評価がえよりも交付金の方が二一九という点で上がっているようですねけれども、その後は土地の評価がえが二七四に対して二三二、三三四と非常に厳しい財政の中に対しても下がつてしまっているようです。先ほどの御答弁によりますと、大変厳しい財政の中でかなりの努力をしたんだと、その点を評価していただきたい、こういうお話をしたけれども、この数字から見ただけではやはり努力の跡がないんじゃないかなという気がするんですね。先ほどの御答弁によりますと、大変厳しい財政の中でかなりの努力をしたんだと、その点を評価していただきたい、こういうお話をしたけれども、いかがでしようか。

○政府委員(湯浅利夫君) この価格に対応する交付金の総額という観点から言われますと、仰せのとおり固定資産税の代替的な性格というものを勘いたしますと、台帳価格に対する割合は低下してきているということは御指摘のとおりでございます。ただ、先ほど来申し上げておるとおり、代

替的性格を持つと同時にこれは一種の財政補給金のかなか難しい情勢でございます。そういう意味で年々の自治省の予算要求額、予算要求の基準の中がだんだん狭められている中で据え置きを確保しながらなかなか難しい情勢でございます。そういう意味では犠牲をお願いしてこの総額を何とか据え置かせていただいたというような状況でござりますので、この辺もひとつ御理解を賜りたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 土地に関する固定資産税の評価がえに伴いまして負担増がずっとあるわけですが、これを昭和五十年度を一〇〇として指数で申し上げますと、土地に係る固定資産税額は昭和五十五年度では一八二、それから六年度では二七四、六十三年度では三三四となつておられます。基地交付金の総額は昭和五十年度を一〇〇といたしますと、五十五年度は二一九、六十年度では二三一、六十三年度も二三一、こういう状況でございます。

○篠崎年子君 先ほど御答弁の中に、これは財政補給的な性格を持つているものだというお話がありました。しかし、基地の所在地によっては土地の便益性というものが有効活用ですか、そういうものについて大きく異なるところがあるかと思ひます。たとえば、土地の評価がえが二七四に対して二三二、三三四と非常に厳しい財政の中に対しても下がつてしまっているように考えますと、この台帳価格によって基地交付金を配分するということによりましてそれを基地所在の市町村の状況によりますと、それが反映されているのではないかというふうに考えております。

○篠崎年子君 次に、交付金の対象となる施設についてお尋ねいたしたいと思いますが、米軍使用施設と自衛隊の使用施設とではその対象資産に差があることは御承知のとおりです。飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫等については大体同じようすれども、司令部、港湾施設、補給所、通信施設、病院、倉庫等は米軍は対象資産でありますけれども、自衛隊使用のものは非対象資産になつてゐるようです。これは性格的に同じようなことだ

ますと、今後は固定資産税も非課税でございます。国が直接使っているものではなくて米軍に貸し付けている資産でございます。こういうものにつきましては基本的に基地交付金を全部対象にいたしまして配分を行つと。逆に、自衛隊が使用する固定資産というのはこれは本来國がみずから公用地で使う資産でございますので、これは基本的には固定資産税も非課税でございます。国が直接公用に使つているものは非課税でございます。つきましては基本的には基地交付金を全部対象にいたしまして配分を行つと。逆に、自衛隊が使用する固定資産というのはこれは本来國がみずから公用地で使う資産でございますので、これは基本的には固定資産税も非課税でございます。国が直接公用に使つているものは非課税でございます。されども、これはやはり市町村の区域内に非常に広い面積を有している飛行場でございますとかあるいは演習場でございますとか、それから危険性の高い弾薬庫だと燃料庫だとかというようなものにつきましては、一般的に公用で使つているものとはやはり対応が違うのではないか。こういふ点に着目いたしまして自衛隊が使つてゐるものにつきましては、限定した施設について配分の対象にするということにしておるわけでございます。そういう意味でこの対象施設につきましては、関係市町村からもいろいろと御要請もございますので、この対象資産の拡大につきましても今後の課題といたしまして私ども取り組んでまいらなければならぬと考えておるところでございます。

○篠崎年子君 今の御説明で、米軍の場合は国が貸し付けているものだ、自衛隊の場合は国自身の公用で使っているんだからということですけれども、やはり考えてみますとその地域にとりましてはこれは大きな発展の阻害になっているところもあるかと思いますので、今後対象、非対象の格差がなくなりますように御努力いただきたいと思います。

次に、海面のことについてお尋ねいたしたいと思いますが、海面は土地とは違いまして固定資産税の対象にはならないわけですね。しかし、港を持っておりますところは大抵自衛隊、米軍が使用しているわけですが、その使用されているということによって経済的な便益が大変損なわれているんではないだろうか。例えばこれは、佐世保の例ばかり申し上げまして大変失礼ですけれども、佐世保港内が今A、B、C、Dという四つの制限水域になっております。A水域は全然もう民間が入れないところで、B水域につきましてはある程度航行もできるし、それから漁業権は喪失はしておりますけれどもその地域の住民の人たちがちょっとした釣りができる、そういうような状況にあります。

ところが、最近佐世保ではこのB水域に米軍の弾薬のコンテナが水面に浮かべられまして、コンテナというと小さいような気もいたしますけれども、縦が約十九メートル、幅が十メートル、高さも四・三メートルぐらいですか、かなり大きなものです。それが八個、八個の十六個ぐらいがこのB水域に突然係留されまして、長さで言いますと百六十メートルぐらいですか、大分大きなものになってくるわけです。そうしますと、その付近を通ります船が非常に通りにくいという状況が出てきたり、あるいは米兵が銃を構えて周りを警戒しているということで、住民にとりましては非常に不安の材料になってくるわけですね。こういったようなことを考えますと、やはりこの海面についているところである程度の影響がありますので、この辺についてもやはり、固定資産税ではないけ

れどもある程度考慮すべきではないだろうか。特に制限水域の広さによって考慮されるべきではないだろうかと思いませんけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。
○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金の対象資産につきましては、やはりこの固定資産税の代替的にお考えはいかがでしょうか。
○政府委員(湯浅利夫君) 基地交付金の対象資産につきましては、やはりこの固定資産税の代替的性格といふものを一面で有しているということから考えますと、固定資産税の課税対象になり得る台帳価格とかそういうものもございませんし、これをそのまま対象資産として取り上げられるということはやはり難しい問題ではないかと。いうふうに考えるわけでございますけれども、この基地交付金の配分に当たりましては予算総額の七五%は対象資産の価格で審分いたしますけれども、残りの二五%につきましては飛行場、演習場の対象資産の種類とか用途だとか、あるいは市町村の財政状況などを考慮して配分するというような部分がございます。そういうような部分をこの海面の使用を制約されている点での考慮の要素として、今御指摘の佐世保の場合には従来からそういうふうな問題もございましてその配分の基礎のほうにそういう要素も考慮ながら配分をしているところでございまして、そういう配慮というのもないか。これは海面使用が制約されるという地域もございましょうし、あるいは飛行場の場合で、空が制約される、あるいは騒音の問題とか、いろいろな基地によっての制約というものがござりますので、そういうものもよく勘案しながらこの配分に努めてまいらなければならないと思っております。

○篠崎年子君 これは佐世保だけではなくて奥にもこういう状況があつたようですので、今後十分このことも考慮に入れて考えていただきたいと思っております。

○政府委員(湯浅利夫君) それで、その制限を受けた額を算定する場合、その制限額を超過する額が五億円を超える場合はその五億円を超える額の十分の一、またはその超える額が交付基準額の十分の七を超えるときは当該十分の七を控除するが、先ほど来から何遍も申しております、またおっしゃっておりますように、固定資産税の代替財源であるとするならば財政力によって額をカットするというのはちょっとおかしいのではないかと思いませんが、この点の御意見を承りたいと思います。

なお、念のために、この規定によってカットされている団体の状況及びカットの額は大体どのくらいなのかということについて御説明ください。

○政府委員(湯浅利夫君) 交付税の不交付団体に対する財政措置の適用を受けている団体数、その金額でございますが、平成元年度におきまして十三団体ございます。それで、その制限を受けた金額は約十六億円でございます。今御指摘のように、この基地交付金というものは固定資産税の代替的性格であるということになりますと、これは交付税の交付団体不交付団体に関係なく配分するということが基本にならうかと思いませんけれども、先ほど来申し上げましたとおり、この固定資産税の代替性格を有しながら、他方でこの基地の所在する市町村のこうむつてある財政上の影響にかかると、特別な財政補給金としての性格を持つては、やはり一定の範囲内で財政状況を配慮しながらこの交付金を決めていく、そしてそれで調整をして残ったお金で財政力のないところにさらに配分をするという方がむしろ公平にかなうのではないか。こういう考え方からこの基地交付金につきましては交付税の不交付団体に対する調整措置を講じているところでございます。

○篠崎年子君 財政力の弱いところに重点的に配分をしていく、そういうことはわかりますけれども、やはり不交付団体になるということはそこの地域団体、そこの自治体がそれなりに努力をして地域団体、その努力をした結果やはり固定資産税の代替財源であるというその基地交付金が減らされるということになりますと、何か矛盾したものを感じるわけです。今後、これについてこのとおり進められるだろうと思いませんけれども、やはり何とか考慮の余地はないだろうかと思っています。これは意見にどどめさせていただきま

す。

次に、国庫補助負担率の引き下げについてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 国庫補助負担率については、昨年の一月十八日付の大蔵、自治両大臣の覚書によれば「公共事業、義務教育費国庫負担金のうち、共済費追加費用及び退職年金、退職一時金等に係る措置については、今後二年間の暫定措置とし、暫定期間終了後の取扱いについては、今後引き続き検討を行います。」こうなっているようです。また、「公共事業に係る補助負担率について、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討を行う」とされておりますけれども、これら覚書に書かれている検討というのは現在どのように行われているのでしょうか。

○政府委員(持永堯民君) 御指摘のように、公共事業等を中心として若干のものにつきまして暫定期間が続いているわけでございますけれども、そこで覚書にありますようなことで検討をすることがあります。

一つは公共事業でございますが、これにつきましては今御指摘いたしましたようなことで検討会を設けて検討すると、こうなっているわけでございまして、現在各関係省庁間で検討会をつくってやっているわけでございます。大蔵省、自治省を中心として公共事業官庁であります建設省とか、あるいは農水省、運輸省等々をもつて組織を

いたしておりますが、これまで今までの公共事業の補助率の経緯でございますとか、あるいは補助率問題について財政制度審議会とか、あるいは地方制度調査会とかいろいろなところでいろんな御意見も出しておりますので、そういう御意見の問題でござりますとか、あるいは最近では日米構造協議におきましても公共事業の問題が触れられておりますので、そういうこと等についていろいろな議論をしていくこと等になりますので、私はやはり今段階でござります。

今から年末の予算編成に向けましてさらに突っ込んだ議論をしていくこと等になりますので、私はやはり今段階でござります。この議論に当たっては、この議論をし、あるいは議論をしている、こういう段階でござります。

一方、最初お読みになりました義務教育等の問題でござりますけれども、これは文部省だけの問題でござりますので、あるいは文部省と大蔵省とも、私どもいたしましては、この議論に当たりましては地方団体の御意見を十分聞きながらそれを踏まえて対処してまいりたい、このように考えておるわけでござります。

○篠崎年子君 次に、国庫補助負担率の一ヶ月カットの件ですけれども、概算要求の中何とかしていくことでもござりますけれども、私は十分御努力をいただきたいと思っております。

○篠崎年子君 今の一ヶ月カットの件ですけれども、概算要求の中何とかしていくことでもござりますが、特に先ほど申しましたように義務教育費の国庫負担の問題とか、あるいは共済費の追加費用、退職年金や一時金の問題とかということにつきましては今後十分御努力をいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険制度についてお尋ねいたします。

國保の制度につきましては、昭和六十三年から二年間の暫定措置として保険基盤安定制度の導入というのがなされておりまして、先日も国会で安定基盤の恒久化を図る改正が行われたところでございますが、国民健康保険の財政の今までの状況と、それから今後の見通しについて、こういう安定基盤の恒久化を図る改正が行われたことによって今後十分に國保の状況が安定していくだろうかということについての見通しをお尋ねいたしました。

○政府委員(持永堯民君) 国保の最近の状況でございますけれども、保険基盤安定制度は六十三年度に二年間の暫定措置ということで始まったわけ

でございまして、その後の状況を見ますと、例えば六十三年度の国民健康保険の決算を見てまいりますとその収支は千五百億円強の黒字になつておられます。この若干改善を見たというのは、各市町村でいろんな努力をされたということももちろんあるわけでござりますけれども、やはり六十三年から暫定措置として実施しました保険基盤安定制度あるいは高額医療費共同事業等によるこういった改善効果が寄与しているという面もあるう

でございまして、今回措置で将来十ヶ年おつとめます。この若干改善を見たというのは、今後もこのままでは保険料負担が重くなり過ぎて制

度の維持が難しくなるというようなことで、保険料を軽減すべきである、そこで現在の三割の公費負担引き上げて保険料負担を軽減すべきではないかという要求が出されているようですが、この点についてはどのようにお考えになるでしょうか。

そこで、平成二年度におきましては、今御指摘のとおりにしたわけでございまして、あわせましてこれは國保そのものの問題じゃございませんけれども、老人保健制度の方で加入者按分率の引き上げを行いました。そういうことをもろもろ合併させて今回の全体の措置としては國保の保険料が全体で約八百五十億円軽くなるというような措置がとられたことになったわけでござります。

しかし、今お話をございましたように、将来に向けて十分大丈夫か、こういう御指摘でございますけれども、やはり将来に向けてはまだこれから

医療費の動向がどうなるかということもございましょうし、また國保の加入者が特に高齢者が多い

ということでもございまして、高齢化が進むということもござります。そういったところもあることを

考えますと、やはり現在、このたびとりました措置だけではなくして、今後将来に向かましては、

やはり医療保険制度間の給付と負担の公平化といふ基本的な問題あるいは医療費の適正化という問題、そういう問題について基本的な対策を講ずる

必要があるのではないかと考えておりましても、そこまでいかなければならぬ。しかし、なかなか

やはり國保によって国民皆保険の支えができる

非常に多いということもありまして、大変國保の

財政の中の問題点になつてているかと思いますが、

やはり國保によって国民皆保険の支えができる

ということを考えますと、國保は何としても

守っていかなければならぬ。しかし、なかなか

それぞれの努力だけではできないところもありますので、今後十分に考えていかなければならぬ

と思いますが、現在はサラリーマンの健康保険で

保険料の四分の一程度、國保は三分の一が老人保健に回っているようですが、二〇〇〇年には健康保険の方からは保険料の三分の一前後、國保は約

四割程度は老人保健に向けられているというふうに言われているようですね。このため、健康保険組合連合会や國保中央会あるいは日本医師会等か

ら、このままでは保険料負担が重くなり過ぎて制

度の維持が難しくなるというようなことで、保険料を軽減すべきである、そこで現在の三割の公費負担引き上げて保険料負担を軽減すべきではないかという要求が出されているようですが、この点についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○説明員(高木俊明君) この老人保健の費用負担の問題でございますけれども、老人保健制度は現在保険料、いわゆる拠出金でござりますけれども、保険料負担、公費負担、それから患者の一部負担、この三つの負担区分で成り立っているわけであります。これをどういうような形で負担するのが一番いいのかということだろうと思います。

この問題につきましては、昨年一年ちょっとといたしまして老人保健審議会で御議論いたしましたが、なお継続して議論をしていくということになつております。

○猪崎年子君 先ほどの御答弁の中で、国民健康保険につきましては給付、負担の公平化を図り、また医療費の適正化を図っていくという御答弁がありました。これから考えてみると、公平化ということについては、やはり今問題になつておりますのはサラリーマンとそれからその他の皆さんとの間に大きな負担の差があるのではないかといふことだと思いますが、一方ではまた医療費の適正化ということを考えていかなければならぬ問題は出てくるかと思います。さつき御答弁になりまつたような医療費の適正化ということについてはどういうふうなところについて適正化を図るべきであるというふうにお考えになつてあるんでしようか。

○説明員(近藤純五郎君) お答えいたします。

一元化の問題は、私ども、高齢化社会におきまして医療費の負担の増大が避けられないといふ問題がございまして、したがいまして医療保險各制度間の給付と負担の公平化を図ることが重要と考えているわけでございまして、そのための改革を行ってきたわけでございます。国民の医療費につきましての負担が過大にならないよう私ども從来から適正化策を進めてきています。これがございますが、端的に医療費を抑制するとどうふうな対策といたしましては、レセプトの審

査でございますとか医療費の通知でございますと

か、あるいは医療機関に対する指導監査体制の強化、こういったものを中心に來ているわけでござりますが、さらに前に一步進みまして、国民の健

康づくり対策でございますとか、あるいは地域医療計画の推進によります医療供給体制の整備、この問題につきましては、今さら始めるまでもなく率的に供給する、こういう医療システムの合理化、効率化、こういったものに取り組んでいると申上げたとおりでございますが、この場合に各制度を一本化するというのも一つの考え方であるわけでございますが、御指摘のような所得把握の問題につきましてサラリーマン層の方から不信感がある、こういったような問題が指摘されるわけでございまして、給付と負担の公平化といふことについていろいろ条件を挙げられましたけれども、その中でレセプトの審査とか監査体制を強化するとかということのお話が出ておりました。

○猪崎年子君 今のお答えの中で適正化といふことにつきましては、今さら始めるまでもなく、ずっと前から続いているかと思うわけですが、それが行われながら医療費の適正化というの実現しなかつたというところに問題があるかと思いますので、今後また十分このことについては思いますが、現行の枠組みの中でやるのが現実的でないかなというふうに考へておられるわけでございまして、私はこれを称しまして医療保険制度の一元化と言つてゐるわけでございます。それで、当然のことながらこの医療保険制度がこれから高齢化社会におきまして安定したものがになりますためには、やはり先生御指摘のとおり医療費の適正化というものが大切であるといふふうに考へておられるわけでございまして、先ほども申し上げましたように、健康づくりでございますとか、あるいは医療供給体制の整備でございますとか、こういったような医療と福祉と保険が連携した形で医療費が余りふえないと、うな形にもつておられます。

○猪崎年子君 次に、高齢者保健福祉推進十年戦略についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、今お話をありましたように、医療費につきましては、この面に向けまして私ども全力を挙げて努力してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(辻哲夫君) 十カ年戦略につきましては、まず目標十万人を達成した場合におきましては四

る健保組合と合併すればよいといったような安易な態度でなくて、先ほど来からお話をありますよ

うに、医療保険あるいは医療費の適正化等根本に触れるところにやはりメスを入れなければならないかと思いますが、その点につきまして再度御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(辻哲夫君) 十カ年戦略につきましてのお尋ねについてお答えいたします。

これから日本は急速な高齢化が進みますが、六十五歳以上人口で見ますと、今後十年間で現在のものとで昨年十二月、高齢者の保健福祉の分野においては、ヨーロッパ並みとなります。このような状況で、ヨーロッパ並みとなります。このような状況のものとで、今世紀中に実現を図るべき十カ年の目標ということでゴールドプラン、すなわち高齢者保険福祉推進十カ年戦略が策定されたところでございます。

○説明員(辻哲夫君) 六十五歳以上人口十万人当たりのホームヘルパーの数でございますが、平成元年度で二百二十人程度でございます。十カ年戦

百七十人程度という数字になります。

○篠崎年子君 これはすべてこういった事業に対しましては、一番行政の先端の仕事をします地方自治体が全部この仕事をしていかなければならぬわけですが、本事業につきまして地方財政においてはこれからどのように対応していくのでしょうか。それから、今のホームヘルパーの人数の問題ですけれども、確かに十万人になるということは非常に福祉について向上されていく、こういうふうに受けとめられますけれども、最終の目標でも十万人に対しまして四百七十人ということであればまだまだこれは少ないのではないかと思いま

す。
また一方で、最近の情勢、各地の様子を聞いておりますと、ホームヘルパーを集めることに苦労しているという状況があるようです。ホームヘルパーといえばだれでもできる仕事のようでもありますけれども、介護の状況におきましてはやはりある程度の知識も必要ですし、また技術も必要ではないかと思いますが、そういうことについての計画はどうになされているのでしょうか。

○説明員(辻哲夫君) ホームヘルパーがまだ少ないと、ということについてまずお答え申します。

ホームヘルパー等の在宅福祉サービスにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、デイサービスとかショートステイあるいは保健サイドでは保健婦さんによる保健指導、さまざまなおサービスと組み合わせてこれを実施していくといふ考え方でございます。そういう観点から組み合せてまいりわけでございますけれども、十年後の水準十万人体制の場合、例えば在宅の寝たきり老人につきましてはホームヘルパーさんを週四回程度利用することができるといった形で、それなりの相当な水準が整備できると考えております。それから、いわばホームヘルパーさんのこれからの確保あるいはいわゆる知識、技術等についてでございます。ホームヘルパーさんの十万人の目標を達成するためにはこれはさまざま工夫が必

要であると考えております。

具体的には、まず待遇の改善が必要でございまして、平成元年度におけるホームヘルパーの手当額につきましては、介護中心型につきましてはおむね五割アップするといったふうな大幅な改善に努めると同時に、平成二年度予算におきましても活動費の引き上げといったことも含まれております。

また、人材難というような現状のもとで、ホームヘルパーという仕事を希望する者が増大いたしますように、その社会的評価の向上やイメージアップを図るためにPR等積極的な実施も必要でございます。

それから、今後は寝たきり老人等の介護が重要な

となるということから、従来からの市町村による実施や社会福祉協議会への委託のほか、特別養護老人ホームといった介護の専門施設へも委託でござるといった形で多様な供給体制を確保していく、このようなさまざまことを行うとともに、研修事業を昭和六十二年度から実施いたしております。これからはホームヘルパーの仕事というのは専門的な知識とか技術が極めて重要になりますので、研修事業の充実に努めているところでござります。

○政府委員(持永義民君) 財政措置の点について

お尋ねでございましたのでお答えします。
今、ホームヘルパーを始めとしたわゆる各種の高齢者対策でございますけれども、これはこれから地方行政の中での地方公共団体なかんずく市町村によりまして大変重要な任務といいましょうか、責任ある仕事になってくる、このように認識をいたしておりまして、そのことから十ヵ年戦略を盛られましたものもある問題につきましては、当然これは国の補助もあるわけでございますけれども、地方負担もあるわけでございますので、その地方負担分につきましては、地方交付税によりまして的確に措置をしてまいりたいと思っております。平成二年度が初年度でスタートするわけでござりますけれども、平成二年度の所要額については交

付税の中できちんと算定をして対応をすることにいたしております。

また同時に、地方団体におきましては、十ヵ年戦略に盛られておりますホームヘルパーとか老人ホームとか、あるいはショートステイとか、そういうことですけれども、こういうことになつてまいりますと、確かにこれは魅力ある職場になるかもしれません。しかし一方では、そういう人のために限らずもつときめの細かい、市町村それぞれ独自のといいましょうか、地域の特性に応じたいろいろなきめの細かい仕事もあるうかと思いますので、そういった意味で地方の単独の経費についてもやはり措置をする必要があるというこ

とを考えております。そこで、そのことから平成二年度の地財計画におきまして、地方団体の福祉の単独分についても必要な措置をすることにいたしております。

いずれにしても将来の地方行政の中で最も重要な仕事になると思いますので、市町村なり都道府県が的確にこの高齢化社会に対応できるようになります。しかし、この高齢化社会に対応できるようになります。そこで、これからはホームヘルパーの仕事というのは、ちんとした財源措置を今後ともしてまいりたいと

いうふうに考えておるわけでござります。
○篠崎年子君 日本はよく経済は一流だけれども、政治は申しませんが、福祉は三流だというふうに言われております。それから考えてまいりますと、今ここにグーリドプランが設定されて、その目標に向けて努力をされるということについては敬意を表したいと思いますし、またぜひその達成に努力をしていただきたいと思うんですけども、まだまだこの数で足りないと思うわけです。

例えば今寝たきり老人の場合に、大変細かなことですけれども、在宅の寝たきり老人に対しましては週四回のホームヘルパーの訪問があるというのですが、大体これは計算をされるときに、週四回で一人について何時間そこに行くというところまで計算をされているんでしょうか。

○説明員(辻哲夫君) 現状の寝たきり老人に対する訪問実態を踏まえまして、おおよそ二時間ないしは三時間ぐらいを想定いたしております。
○篠崎年子君 福祉につきましてはとにかく人間の手をかりなければ達成できないと思いますの

で、人員の確保とその優遇策については十分御努力をいただきたいと思います。例えばホームヘル

パーにつきましては、現在の待遇から五割アップしたことですね。確かにこれは魅力ある職場になることがありますと、確かにこれは魅力ある職場になるかもしれません。しかし一方では、そういう人のために限らずもつときめの細かい、市町村についてどうお考えになるでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 地方財政は、御承知のように昭和五十年代に大変財源の不足が続きました。そのときに多くの借金をしてきたわけでございまして、その借金の返済が将来の地方財政にとって大変大きな負担になつてくるという

ことが予想されるわけでございます。

一方、今お話しございましたように、福祉の問題でございますとか、あるいは社会資本の整備でございますとかいうことももちろん必要であるわけございまして、そういう面から必要な事業量はやはり毎年確保していく。一方で、やはり多くの借金を抱えているわけでございますので、中長期的な観点から地方財政の健全化ということも考えていく必要がある、こういう基本的なスタンスのもので、平成二年度におきましても、例えば地域づくりの推進でござりますとか、先ほどお話しございましていわゆる十カ年戦略の経費でござりますとか、あるいは社会資本の整備でございまして、それ所要額を計算いたしまして的確に見込んだ上で、それに応する地方交付税の所要額を確保する、こういう措置をとつたつもりでございます。一方、最近の我が国の経済は非常に好調でございますし、税収の伸びもいいわけでござりますので、そういうことも考えて、こうした時期にやはり中長期的な観点から地方財政の健全化を進める、つまり具体的には特会の借入金の償還等をするということをいたしたい、このように考えたわけでございます。

今後とも、地方団体はいろいろな役割、財政需

要が見込まれるわけでございますので、将来にわたりましても地方財政の健全化ということも考えながら、一方では福祉の問題あるいは社会資本の整備の問題等々の増大してまいります財政需要にも対応する、そういう両面から考えながら地方財政の適正な運営ができるよう努めをしてまいりたいというわけでございまして、平成二年度の場合、簡単に申し上げますと、必要なものは必要なものとして措置をし、そして長期的な観点からも一部返済をする、こういう両建てで措置をするということです。そのため、その点、御理解いただきたいと思います。

○篠崎年子君 今の問題につきましては、後でまた他の同僚議員からいろいろ質問があるかと思ひ

ますので私は次に進みたいと思います。

過去の自治・大蔵両大臣の覚書による既往利差臨特等につきましては、平成二年度の繰入予定期額の千九百十八億円を平成三年度以降の各年度に繰り延べているようです。これは地方に対する国の借金のようなものであると思いますけれども、国に対しても借金を認めて地方は過去に借金をした分については優先的に返済をする、こういうのはちょっと納得しがたいのですが、地方がどうしても今借金を返済しておきたいというのであれば、国に繰り延べを認めないでその分を特会借入金の返済等に充てるべきじゃないだろうかと思いまが、いかがでしょうか。

○政府委員(持永堯民君) 過去の臨特等の措置すべきものについて平成二年度からに繰り延べていますのは、平成三年度から借入金の償還が始まるわけでございますけれども、これは基本的に

先ほど申し上げましたようなことで、中長期的にましてもそういう措置をとろう、こういうことでございます。

いすれにしてもこれは法律できちっとお決めを

いただいて将来毎年度措置をするということにな

りますのは、平成三年度から借入金の償還が始まるわけでございますけれども、これに合わせて

いつのやり方であろう、このように思っておりま

す。

しかし、その場合におきましても、補助金の中にはやはり国庫負担金といわゆる奨励補助となる

ことは借入金の返済と同じようなことで、長期的にはなりませんけれども、いすれにしても考え方と

一つのやり方であろう、このように思っておりま

す。

しかし、その場合におきましても、補助金の中にはやはり国庫負担金といわゆる奨励補助となる

ことは借入金の返済と同じようなことで、長期的

にはやはり国庫負担金といわゆる奨励補助となる

わけでございまして、国庫負担金についてはそ

うことをすべきではない。奨励的な補助金ある

ことは若干御慮慮頼う、そういう考え方で措置され

るものであればそれは財源調整ということではございませんで、そういう財政力の事情を勘案した

一つのやり方であろう、このように思っておりま

す。

しかし、その場合におきましても、補助金の中にはやはり国庫負担金といわゆる奨励補助となる

ことは借入金の返済と同じようなことで、長期的

にはやはり国庫負担金といわゆる奨励補助となる

わけでございまして、国庫負担金についてはそ

うことをすべきではない。奨励的な補助金ある

ことは若千御慮慮頼う、そういう考え方で措置され

るものであればそれは財源調整ということではございませんで、そういう財政力の事情を勘案した

一つのやり方であろう、このように思っておりま

す。

○篠崎年子君 次に、差等補助についてお尋ねを

いたしたいと思います。

一部補助金の不交付団体に対する不交付措置あるいは調整措置、こればいわゆる差等補助と言わ

れるものですが、これまで、東京、愛知、神奈

川、大阪など都道府県に限られておりました

が、今度は、川崎、名古屋、大阪の政令指定都市

にも拡大すると伝えられております。財政調整の機能については当然必要とされますが、現在はその役割を地方交付税が果たしているわけです。これは地方交付税制度が限界を迎えたことを意味するのでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(持永堯民君) いわゆる差等補助でござりますけれども、御質問ございましたように、政令市にも拡大適用するということを聞いているわけでございます。

そこで、差等補助の考え方でござりますけれども、今お話しございましたように、これが財源調整として行われるということであれば非常に問題があろうかと思いまして、私どもの理解としては

そういうことではなくして、本来、補助金というものは財源調整を目的とするものではないわけでございませんが、結構、補助金を交付するに当たりま

して、財政資金の効率的運用という観点から、つまり補助金の予算の枠にも一定の限度がございま

すから、補助金を配るに当たりましてはやはりでありますけれども、今申し上げましたように、差等補助については、いわゆる不交付団体に対しても、平

たく言えは若干御慮慮頼うという趣旨のものでございまして、限度のある補助金の配り方として、

○篠崎年子君 この差等補助金の拡大ということについて自治大臣はどのようにお考えでいらっしゃいます。

そこで、突然に申して済みません。

○政府委員(持永堯民君) 私の方から先に申し上げますけれども、いわゆる不交付団体に対して、平

弱いところに優先的に配るということであれば、一つのやり方かなと思つておりますが、それがやは

り基本的な財源調整ということにまで及ぶことはございません。

○篠崎年子君 この差等補助金の拡大ということについて自治大臣はどのようにお考えでいらっしゃいます。

○國務大臣(奥田敬和君) 今財政局長の答えた方針で参ります。

○篠崎年子君 どうも突然に申しまして失礼いたしました。

○國務大臣(奥田敬和君) 今財政局長の答えた方針で参ります。

○説明員(原口恒和君) 差等補助の影響額の御質

問でございましたが、今年度の政令都市への拡大

も含めての影響額でござりますが、今財政局長の

ものも多くござりますので、現段階での措置に

つましてはまだまとめる段階に至っていないと

いうことでございます。

○篠崎年子君 今の問題につきましては、後でまた他の同僚議員からいろいろ質問があるかと思ひ

話になってくるとすればそれはやはり問題があると思いますので、あくまでそういう財源調整を目的としてすることではなくして、財政資金の効率的な使用でございます。

○篠崎年子君 体間の財源調整にまで及ぶというような大きさな話になつてくるとすればそれはやはり問題があると思いますので、あくまでそういう財源調整を目的としてすることではなくして、財政資金の効率的な使用でございます。

○説明員(原口恒和君) 差等補助の影響額の御質

問でございましたが、今年度の政令都市への拡大

も含めての影響額でござりますが、今財政局長の

ものが多くござりますので、現段階での措置に

つましてはまだまとめる段階に至っていないと

いうことでございます。

○篠崎年子君 次に、今年度の地方財政計画では消費譲与税は一兆二千六百三億円、地方交付税の消費税分は一兆二千七百六十八億円それぞれ計上されております。しかし、これらの額は消費税の見直しによる改正後の収入見込み額とも記されております。現状から見て、消費税の見直しが法律として成立すると思われますでしょうか。これは大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(奥田敬和君) 政府としては、御存じのとおりに見直し案を今提出いたしておりますし、この法案成立を心から願つておるというのが、これは建前論議ですけれども、これは当然であろうと思うんです。

それじゃ、具体的に成立するのかということになりますと、本院が廃止と申しますか、さきにあいつた形での法案を提出された経緯もございますし、衆議院段階で見直し案は通ると思いますけれども、参議院に参った場合に、これは政治家としての立場の発言で見通しを述べさせていただきたいんですが、大変苦しい質問でござりますから、なかなか難しいことであるうと思います。しかし、率直に言わせていただければ、今先生も御指摘いただきましたように、消費税のうちの四割が貴重な交付税財源になつたり、また消費譲与税も含めまして四割という表現でおっしゃいましたけれども、四割ですね、二兆五千億余の財源でございますから、もしこれがなくなつた場合ということを考えますと、これはもう自治体にとってほんと大変なことでござります。

それらのことを受けまして、先般の衆議院段階における交付税改正案におきましてこういった修正がなされ、消費税に係る行方がどうあろうと、ともかく交付税財源は確保するという形をいたいわけで、この点については自治大臣として大変ありがたい形の与野党挙げての修正であって、このことはもう三千三百の地方自治体関係者は本当に心から不安を一掃されたということを感謝されておられます。かといって、この立場で言いますと、何としても見直しをお願いをした

いということで、御審議を願つておるわけでござります。よろしくお願いします。

○篠崎年子君 どうもありがとうございました。

大変言いにくいところをおっしゃつていただきまして、失礼いたしました。

私たちとして何としてもこの消費税は廃止を持っていかなければならぬと思います。そうなつてまいりますと、地方交付税の財源についてマイナスになるところがあるんじゃないかというふうな考え方もあるようですが、これども、この点につきま

しては衆議院の方から回つてまいりた議決にもありましたように、やはり私どもとしてもそういう地方交付税につきましてはマイナスにならないよううな対策を講じなければならない、こういうふうに思つておりますけれども、もし見直しが成らなかつた場合の地方交付税への影響ということについてはどのように試算をされているでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 見直しにつきましては、ぜひお願ひを申し上げたい、こういうことでござりますけれども、仮に見直しができなかつたということになつた場合には、いわば

現行の制度がそのまま残つた、仮にそいつをした場合には、現在私どもが見込んでおります交付税の額よりも、交付税と譲与税を両方合わせますと約三百四十億円程度ぶえてまいります。ただ、これは計算上ふえてまいりますけれども、実際に今年中にふえるかどうかというのは、あくまで大蔵省が補正予算等で消費税についての税収見積もりを変えられるか変えられないのか、そこがまずあるわけでございまして、もし大蔵省の方で消費税の税収見積もりを変更されれば、それに伴つてその約四割が逆にふえてくる、こういう形になるわけでございます。

○篠崎年子君 次に、文部省の方にお尋ねしたいと思いますが、第五次学級編制教職員定数改善計画は昭和五十五年にスタートしておりますが、こ

の改善計画は平成三年度で最終年次を迎えるということになっているようです。現在の達成率状況について御説明いただきたいと思います。

○説明員(遠山耕平君) お答え申し上げます。

公立の小中学校の四十人学級の実施を含む教職員定数の改善計画でございますが、昭和五十五年

度から平成三年度までの十二年計画で現在実施をしているわけでございまして、平成二年度の改善状況でございますが、学級編制の改善については八〇・四%でござります。それから教職員の配置の改善については六〇・〇%、計画全体の進捗率は七〇・五%と、こういう進捗率になつております。

○篠崎年子君 今のお答弁によりますと、学級数においては八〇・四、それから教職員数では六〇・〇ということで、教職員数が大変落ち込んでいるようですし、学級数の方も達成にまだ遠いということですが、これは何に原因があるのでしょうか。

○説明員(遠山耕平君) この計画について進捗率がおくれておりますのは、原因についてはこれだけのことは一義的にはなかなかかつきりは申し上げられないわけでございますが、昭和五十七年度から六十年度にかけまして行政関連特例法という法律ができまして、そこでこの学級編制及び教職員の定数の改善計画については国の財政状況を考慮する、こういう一項目が設けられまして、四年間でございますが、教職員定数の改善計画が著しく抑制されたのも一つの大きな原因ではないかといふぐあいに考えております。

○篠崎年子君 今厳しい状況にあると言われました。ところが、教職員の定数を確保するためには、ことし計画をして来年すぐにはつと確保できるというものではなくて、やはり四年間の大学の課程というもののを考えながらこの定数改善に向けて努力していくべきではないと思いますし、また教職員がこれから先そこで仕事をしていく上にもいろいろな優遇措置が考えられなければならないと思うんですが、この辺の考え方について、これをしつかり確保しておかないと一〇〇%達成でききないと思う。特に平成三年度に、これは法律として決められたものですから、ここで完全にやり遂げなければならぬ責務が国にあると思うんですけれども、この辺のお覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○説明員(遠山耕平君) 現在のところ、まだシーリングが決まっていないわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、財政当局等の

○篠崎年子君 教職員の定数改善が大変おくれているということとで今も御説明がありましたけれども、これが今六〇%ですね。そうすると、平成三年度でこれが最終年次を迎えるわけですから、そ

の間にあと残りの四〇%を達成しなければならない。それから最近の経済情勢などから見まして、一時教職員の方に大変希望者が多かつたけれども、まだだん減ってきてるのでないかと

いうことも要慮されるわけですが、質も大切ですけれども、やはり人數を確保するということも大変だと思います。今後、この達成に向けてどうい

う努力をされようとするんでしょうか。

御理解を得ながら目標達成に向けて最大限の努力を続けてまいりたいということです。○篠崎年子君 最大の努力が来年、平成三年度で完全に実りますように私どもも応援をしたいと思いますが、十分な御努力をお願いを申し上げたいと思います。

次に、先ほど国民健康保険会計のところでお尋ねいたしましたのに対しまして、六十三年度の決算で一千五百億円の黒字ということの説明がありました。そこで、これについてその年、一般財源から国保会計へ幾ら繰り入れをなすったんでしょうか。

○政府委員(持永義民君) いわゆる財源補てん的な繰入金でございますけれども、六十三年度におきましては約一千百億円でございます。

○篠崎年子君 これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

ておりますが、自治省としてその後この答申についてどうされたか、また今後どのようにされるのか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(奥田敬和君) 新行革審の答申を最大限尊重するという形で過日閣議決定をなされたことは、今御指摘のとおりでございます。

従来とも答申の内容についてはその実現方向の中で努力しているわけでござりますけれども、例えは権限移譲なんかにつきましては、もう既に公有水面埋立免許に係る国の認可対象の範囲を縮小したとか、あるいは特別養護老人ホームの入所措

置権限の市町村移譲、現在これは老人福祉法等の改正案で審議されている案件ではございますけれども、既に国会に提案されておる段階にまでござつけております。また農地転用許可権の、例えは二ヘクタール以上の農地転用についても、前は大臣の認可から知事認可に移るというようなこと。

あるいは都市計画に係ります市町村長の権限の拡大等についても、例えは公園四ヘクタール未満までは市町村長がそういった形で決定できるといふ

ような所要の措置が講ぜられるよう現在法改正を含めて検討が行われております。

また、地域中核都市と申しますが、人口が五十五万程度、県庁所在地で、例えば、例を引くのはちょっと気が引けますけれども、私の郷里である

金沢あたりの中核都市なんかの地域制度や広域行政を図る意味で地方公共団体の連合制度等、こういった形の問題というのは既に具体的に着々と検討されつつござりますし、そういう意味合いであります。

○若本久人君 私の持ち時間は九十分でございまして、大きく分けて五つの項目について質問いたしました。よろしくお願ひいたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○若本久人君 私の持ち時間は九十分でございまして、大きな問題であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

いたしまして、その決定に沿つてこれから作業が行われていく、こういうことでございますが、地方に対しましていろんな要請をするということもございます。あの答申の中には、例えば地方行革の問題なんかも触れておりますし、そういう問題につきましては地方に要請をする、こういう分野で今後研究検討を重ねて必要に応じて制度化していく、こういうものもあるかと思います。一方では地方にお願いするものもありますし、他方では我々国としてもやらなければならないことがあります。

○政府委員(森繁一君) 今委員お示しのとおり、そのうち平成二年度の予算措置済みのものがどのよう整理をされているか伺いたい。また、

一般的の答申では、別紙いたしまして個別事務権度あるのかも含めて伺いたいと思うんです。例えは権限移譲なんかにつきましては、もう既に公有水面埋立免許に係る国の認可対象の範囲を縮小したとか、あるいは特別養護老人ホームの入所措

置権限の市町村移譲、現在これは老人福祉法等の改正案で審議されている案件ではござりますけれども、既に国会に提案されておる段階にまでござつけております。また農地転用許可権の、例えは二ヘクタール以上の農地転用についても、前は大臣の認可から知事認可に移るというようなこと。

あるいは都市計画に係ります市町村長の権限の拡大等についても、例えは公園四ヘクタール未満までは市町村長がそういった形で決定できるといふ

ような所要の措置が講ぜられるよう現在法改正を含めて検討が行われております。

また、地域中核都市と申しますが、人口が五十五万程度、県庁所在地で、例えば、例を引くのはちょっと気が引けますけれども、私の郷里である

金沢あたりの中核都市なんかの地域制度や広域行政を図る意味で地方公共団体の連合制度等、こういった形の問題というのは既に具体的に着々と検討されつつござりますし、そういう意味合いであります。

○若本久人君 この答申に盛られておる多くの問題について、必要なことについて関係地方団体に

対し指導、要請を行つて、こうなつておるんですけど、具体的にはどういうことをやられておるんであります。よろしくお願ひいたします。

○若本久人君 最初の質問は地方交付税法の改正案についてであります。

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改

正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若本久人君 私の持ち時間は九十分でございまして、大きな問題であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質問はこの程度にとどめ、午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

うになつておるわけですが、これらについては当然法律改正を要するものもあるであります。あるいは予算措置で済むものもあると思うんです。いろいろあると思うんですが、各省ごとに現在どのように整理をされているか伺いたい。また、

そのうち平成二年度の予算措置済みのものがどのよう整理をされているか伺いたいと思うんです。例えは権限移譲なんかにつきましては、もう既に公有水面埋立免許に係るものの等につきましては既に実施を

いたしましたように、一部、例えは公有水面埋立免許に係るもの等につきましては既に実施をいたしておりますけれども、残余の部分につきましてはそれぞれ関係各省庁におきましてできるだけ早い時期に所要の措置を講じていただきたい、各省庁ともそういう努力をしていただいている、

お伺いしたいと思います。

○説明員(西村正紀君) お答えいたしました。

総務省は、先ほど委員御指摘のとおり、国と地方の関係等に関する改革推進要綱の中で、要綱の実施状況のフォローアップをすることを任務とされております。総務省は、答申の指摘に沿つて、本要綱の実施状況のフォローアップなどその実施の推進に当たるものとする」というふうにあります。これについての総務省の具体的なスケジュールをお伺いしたいと思います。

○説明員(西村正紀君) お答えいたしました。

総務省は、先ほど委員御指摘のとおり、国と地方の関係等に関する改革推進要綱の中で、要綱の実施状況のフォローアップをすることを任務とされております。総務省は、答申の指摘に沿つて、本要綱における要綱の実施状況を近いうちに全般的に調査をしております。それで、その調査結果がまとまりましたら、必要に応じまして要綱の実施をさらに促進するなど全般的な推進に努めてまいりたいと考えております。それで、その調査結果がまとまりましたら、必要に応じまして要綱の法律で国会で御審議をいただきこう、こういう段取りに相なるうかと思います。

それから、補助金の関係につきましても御指摘がございました。補助金の整理につきましては、答申では六十七件を挙げましてそれぞれ指摘をいたしておるわけでございます。この六十七の個別問題の中で、平成二年度の予算で既に手をつけたおるものもございまして、今後また、平成三年度以降、なおこの答申の趣旨に沿いまして努力をいたさなければならぬ、こういう問題もある

うかと思います。

○若本久人君 たくさん法律改正を伴うから

三つ目が個別補助金等の整理合理化等で、各省ごとに具体的な事項を掲げて早期に実施するというふ

御存じのように、臨時行政改革推進審議会、いわゆる新行革審というんですか、これが十二月二十日に国と地方の関係等に関する答申を出しました。政府はこれに対し最大限に尊重して所要の施策実施を図るほか、関係地方団体に対し必要な指

ましたとおり、この答申につきまして閣議決定をされ

提案する、こういうことです。

○政府委員(森繁一君) これは総務省の方でお答えいただくのが適当かと思いますけれども、例えば臨調の第三次答申あるいは第五次答申に基づきまして、昭和五十八年に行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律を制定させていただいております。それからまた、行革審の昭和五十八年の答申に基づきまして昭和六十一年に地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律も制定させていただいております。さらに、近年では行革審の昭和六十一年の行政改革の推進方策に関する答申に基づきまして、昭和六十一年に地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律を制定させていたしております。これらの法律は、いずれも多くておられます。これらは法律は、いずれも多くの事項につきましてまとめて一本の形で法律として提案をさせていただいた、こういう経緯がございます。

○岩本久人君 そのものをいざれ出すと言わましたが、めどはいつごろですか。

○説明員(西村正紀君) 一括法の件でございますけれども、これは先ほど申しましたように、各省政府の検討状況をまず把握いたしまして、どのようないい事項が法律改正を要するか、このあたりをヒアリング等で聴取いたしまして、事項として一括法の件でございましたが、それを届け出制に改めろ、こういうものでござります。これはいずれにつきましても私どもといたしましては答申どおりで対処をいたしたい、こういう方針を固めておりまして、いざれ的措置につきまして国会で御審議をいたくような運びにさせていただきたい、こう考えております。それから、別紙三の方で補助金等の問題が触れておりますが、まず明るい選挙推進費の補助金につきましては、地方団体の意見もござりますては、今後関係地方団体等の意見も十分聞かなければいけませんし、関係省庁との調整もいたさなければいけない問題でありますので、この場所でいつまでといふことを区切って申し上げることは大変難しいかと思いますが、そういう努力をできるだけ早く重ねていきたい、こういうふうに考えております。

○岩本久人君 大事な部分はまだ後から言いますが、もう半年たっているわけです。半年もたっているのに今ころになつて今後どのように扱っていくかというようなことをするということは大変違います。その点はまだ後でやります。それは一応おいておきます。

次に進みます。十分御承知ですか読みません

が、別紙二で自治省関係で二項目ありますね、その二項目についてどう実施していくか。それから別紙三の自治省関係で二項目、自治省と警察署と建設省にかかるいわゆる交通安全対策特別交付金についての改善、これは私は内容的に見るべきものがあると思うんです、これらについて

今後どのように対応していかれるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(森繁一君) まず別紙二の問題でござりますが、そのうちの一つが都道府県の標準局部事務組合等の名称等の変更につきまして現在知事の許可が必要のことになります。

○説明員(西村正紀君) が、それを届け出制に改めろ、こういうものでござります。これはいずれにつきましても私どもといたしましては答申どおりで対処をいたしたい、この点は現実問題として必ずしも現在では適当でないものも入っておりまし、そういうものを見直せといふことでござります。それから第二の点は、一

部事務組合等の名称等の変更につきまして現在知事の許可が必要のことになります。

○説明員(西村正紀君) が、それを届け出制に改めろ、こういうものでござります。これはいずれにつきましても私どもといたしましては答申どおりで対処をいたしたい、

この点は現実問題として必ずしも現在では適当でないものも入っておりまし、そういうものを見直せといふことでござります。それから第二の点は、一

部事務組合等の名称等の変更につきまして現在知事の許可が必要のことになります。

○説明員(西村正紀君) が、それを届け出制に改めろ、こういうものでござります。これはいずれにつきましても私どもといたしましては答申どおりで対処をいたしたい、

この点は現実問題として必ずしも現在では適当でないものも入っておりまし、そういうものを見直せといふことでござります。それから第二の点は、一

部事務組合等の名称等の変更につきまして現在知事の許可が必要のことになります。

○若本久人君 私が聞きたいのは、書いてある項目を読んでもらいたいと言ったわけじゃないですよ、私はわかつておって質問しているわけだから。そうではなくて、いつごろをめどに具体的にどういう方法で実施に移していくのか、こういうことを聞いているわけですよ、再度答弁をお願いします。

○政府委員(森繁一君) 先ほど申しましたように、別紙二の問題につきましてはできるだけ早く法律改正の形で、これも一括法の形でお願いをすることになりますが、先ほど総務省からお答え申し上げましたような時期に出させていただけたい、こういうふうに考えております。それから、別紙三の補助金等の問題につきましては、地方団体の意見もござりますては、今後関係地方団体等の意見も十分聞かなければいけませんし、関係省庁との調整もいたさなければいけない問題でありますので、この場所でいつまでといふことを区切って申し上げることは大変難しいかと思いますが、そういう努力をできるだけ早く重ねていきたい、こういうふうに考えております。

○岩本久人君 今の時期の問題で、今あなたは総務省が言われたよな時期と、こう言われたね。それじゃ総務省が言われた時期のはいつごろですか、全然わからないじゃありませんか。

○政府委員(森繁一君) これも総務省のお答えがまだ補助対象の重点化を図ってきておるところでございますが、今後とも適時適切な見直しを行つてまいりたいと考えております。それからさらに、交通安全対策特別交付金についてのお尋ねがございました。これは自治省ばかりではありませんけれども、これは適当かと思いますが、私ども、この地方権限移譲を推進する立場、いたしましてはできるだけ早い

時期、言うなれば次の通常国会にでも間に合わせるような形で法案をまとめていただければと、こ

ういう期待を持っております。

○岩本久人君 次の通常国会ということです。答申の推進要綱では、なお書きとしてこのようないいことを書いてありますね。これは大変重要なことなのでちょっと読みます。「答申に沿った改革を進めるに際し、地方制度等に関する事項について更に専門的・具体的検討を地方制度調査会等において行うに当たり、より専門性・中立性を高めた調査審議を行う観点から、その組織、運営等の特段の工夫を努めるものとする。」ということです。この地方制度調査会の根本にかかる組織、運営、この見直しを求めているわけですね、触れているわけですね。このことについて自治大臣はどういうふうにお考えでしょうか。自治省としてでもいい

ことです。

○国務大臣(奥田敬和君) 地方制度調査会は総理の諮問機関でござりますし、ただこの新行革審の答申に盛られている内容を直に言わせていただ

くと、専門性、中立性に重に言うと今の地方制度調査会は適正を欠いているのじゃないかという形にとられます。そういう特段の工夫をしろとい

うことでござります。これは私の口から、それは地方制度調査会は学識者も含め大立派な人選を行つてやつておるということになるわけですから

ども、しかし率直に言って答申の実現性といふことは打率は低いです、正直なこと言つて。

この原因は何かということになつていくと、これが新行革審の答申の言わんとしているところかなというの実現には、実現に当たつてはどうしても各省庁間の協力体制が要るということです。各省庁の協力体制を得るためにふさわしい人選でなきやいかぬかな、これは反省事項です。一つは、答申の最終的な形に言われているように、これは何も地方制度調査会ばかりではありませんけれども、これはなかなか言いにくいことですけれども、国会議員

が、「これは法で決められておることですからあれなんですが、どうしても国会の先生方が入っておるという形になると、なかなか答申のまとまりと見をなかなかまとめていく面があるのじゃないかと思うのです。これは地方制度調査会だけじゃなくて、あらゆるこういった諮問機関の中で。」

例を引きますけれども、これは今批判を、国会では大変な御論議をもたらすところになりますけれども、選挙制度の第八次審議会、七次まではまとめた意見は一つも出なかった。ところが、八次答申に政治家を入れなかつたという形ではつきり言つてまとまつた。まとまた形の、いいか悪いかはこれはこれから立法院で当然厳しい論議を開わさないといかぬわけありますけれども、こういったことの指摘をされておるのかなという形で、今後の一つのこれを反省する材料として、先生方に御相談しなきやいかぬ面じやなからうかなと、そういう形で反省いたしております。

○若本人君 今自治大臣が言われた打率の問題です。私も今からそのところを取り上げようと思つていていますが、一つは今言われたこの地方制度調査会の中に国会議員が入っているということですね。この中にも数人の方がおられるわけですが、そのことは自治大臣自身としていいことだと思われますか。それとも余り好ましいことではないと思われますか。それをちょっと聞きたいと思うのです。

○國務大臣(奥田敬和君) これは法律をお決めるときの答申を出しますから、この答申を出される立場にあつた委員の二、三の方がこう言つておられるのですね。せっかくいい内容のものを

出してでも実行に移されるものが極めて少ないので、そのことについてどのように思われますか、大臣にお聞きしたいと思うのです。

○國務大臣(奥田敬和君) 今度の新行革審の答申は、閣議決定という基本方針に関してはそういう

形になりましたけれども、従来の審議会からいたい御答申というのは報告とどめられておる

ケースの方がもうほとんどだと思います。閣議決定という形になると非常に行政府としての大変な

表現はできませんけれども、審議会のあり方で今答申で指摘されているような中立性、専門性とい

う形に重点を置いて考えるときに、中立性とい

う形にどうしてもとらわれる。そういう形の中

でその面においてはいかがかなと。ですから、これは審議会全体のあり方を先生方全体で今後考え

られる大きなテーマだと思うのです。

だから、今私はこれがいいか悪いかといつて言わると、これは大臣としての立場ではなかなか言いにくいです。個人としてという言い方で言わせていただければ、こういった審議会あたりは三

権分立の基本的な立場に立つて、答申は答申、これは尊重しなきやいかぬ。しかし、これを本当に

やるかやらないかということは国会で大いに論ずべきであると、こういう形でいった方がいいん

じゃないかなと、私はそう思います。

○岩本久人君 わかりました。

それとさき言われた打率の低い大きな要素と

してよく例えに出されるベルリンの壁より厚いと

言われる各省庁間の縦割り先行の中にあって、どこがまとめているんな意見を整合させる、一

つの案をつくり上げるということの難しさというものが

あります。

○若本人君 せっかく諮問をしたことが報告ど

まりになつているというようなことをちょっと聞

いたんですが、しかしこれはこの調査会といふのは

地方制度調査会設置法という法律に基づいて内

閣総理大臣の諮問機関であるということを思つた

場合、報告にとどまつてあるということを思つた

と自体いかがなものかというふうに思つんで

ね。だから、改めて地方制度調査会の役割とか使

命とかいつたものについて大臣から伺いたいと思

います。

○國務大臣(奥田敬和君) 地方制度調査会は、確

かに法によって決められ、そしてこれが総理の諮

問機関であるという形においては大変権威のある

ものであることは当然であります。そしてまた、そ

れから的地方制度のあり方、中でも行政の効率化を目指して、できるだけ権限移譲等々も含め効

率的な政府、効率的な自治体、こういった形の中で住民福祉の実効性を上げていくという点におい

てそれぞれの立場から専門的な御意見、新しい御

提案、新しい機構、そういう形の御提起を広く受け、これを行政に反映させようということです

が、そのことについてどのように思われますか、

大臣にお聞きしたいと思うのです。

○國務大臣(奥田敬和君) 今度の新行革審の答申

は担当省庁間でできるだけ尊重して、閣議決定に

まで至つてゐる例は本当に少ないのじゃないかと

思ひます。

したがつて、先生の御指摘は閣議決定しなきや

かぬという気持ちは当然でございます。

○岩本久人君 既に三十分たちましたので、次に

進みます。

この答申の六番目に「地方自治体の自己改革の

推進」という項がござります。それで、ここ

になって、それまでの間のそこへ行く手だてがやつぱり必要だなと。ですから、答申をそのまま閣議決定する、そこは今のところちょっと私としてはまだはじめない御意見じゃないかと思うのです。

玉は私は住民の参加機会の拡大ということだと思います

うんですね。その中では、新聞報道等で私は知つたことですが、国・地方小委員会の報告の素案の中には、例えば条例の制定、改廃に関する直接請求権を持たすとか、地方税、手数料等の問題につ

いてもそういった直接住民に参加の機会を与えるといったような大変民主主義の原点に限りなく近くづくような内容が盛り込まれていたようになります。

が、最終的にこれが日の目を見ることができなかつたというふうに聞いております。そこで、この点について大変興味深いのは、皆様の大先輩

である宮澤弘参議院議員が、「自治実務セミナー」という本の一月号でこう述べております。

「この原案は自治省の猛反対によって削除された

のだと聞く。」そして「負担の軽減かそれとも手

厚いサービスか、その選択を住民に求める」とこ

そ自治の原点ではないか。自治省の幹部諸君、諸

君の議論は「木を見て森を見ない」ものではない

か。反論を歓迎する。」こう書いてあるんです。

そこで、宮澤参議院議員にかわってといつては

ます聞きたい、なぜ反論をされないのかを含め

て。案外されたのかもわかりません。されていた

ら、どこでどうされたかということを聞きたいと

思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 条例の制定、改廃に関

する住民の直接請求につきまして、現行法では御

指摘のように地方税の賦課徴収等に関する部分につきましては除外されているわけございません。

この点につきまして、御指摘の宮澤先生の論文が

掲載されていることは承知しているわけでござい

ますけれども、私どもは、地方自治法の中にこの

規定が現在もあるということは、やはりそれなりに意味のあるものだというふうに理解をしている

わけござります。具体的には、地方税の関係か

ら見ますと、個々の住民の負担が軽くなるという

ことだけをもって賛成をして、それによつて非常

に容易に直接請求が成立するということは、地方団体の財政的な基盤を揺るがす問題にもなりますし、ひいては地方団体の行政執行にも障害が生じるんじゃないか、こういうことで現行法であらう形の規定があると理解しておりますので、地方税を担当する立場からは、この規定は現在もそれなりに妥当しているものだと考えております。

ただ、それぞれ皆様いろいろな問題についていろいろな御議論があるわけでございますので、これについて具体的に一つ一つ反論を申し上げるということは私はやっておりませんけれども、私どもは、この規定はそれなりに現在も妥当しているものだというふうに理解をいたしております。

○岩本久人君 あなたは税務局長さんですね。現在の地方税のあり方とかあるべき姿とかいうことの答弁としては私はそれはわかる。ただ、私が言つたのは、かつて広島県知事までやられた宮澤弘参議院議員、大先輩でしょう。しかも、私が一番言いたいのは、この考え方は地方自治の原理、原点に基づくものではないのかといったような大変示唆に富む高い次元での提案なわけだから、反論するとかどうとかいうことでなく

て、その衝にある者としてお知恵をかりに行く、勉強に行くという姿勢でやっぱり一度は会うべきだっただろうと思うんですね。それを聞きたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 非常に私も個人的には尊敬をする先輩でございまして、いろいろな面で現在もお教えをいただいているわけでございます。ただ、具体的な問題につきまして、この論文について私から御意見を申し上げると、そういうことは私は現段階でやっておりません。

○岩本久人君 本当に御尊敬を申し上げておられるなら、今からでも遅くないから、ひとつ勉強に行かれるという姿勢がやっぱり譲るでいいですよ、それは。愛される高級官僚として今後成長されるために、大成されるためにも、ぜひともそうしてあげてください。必ず得るものがあると私は確信しております。

○国務大臣(奥田敬和君) 地方財政はここ一、二年は、これはもう率直に申しますけれども、国の税収も好景気に支えられまして好調でございまして、最近ここ一年だけを例にとって見れば非常に好調だということは率直に言えると思うんです。

ですけれども、これはあくまでも景気に左右されることは、この新行革審の答申に言うとおり

ます。地方財政も、当然国の財政と歩調を合わせて、最近ここ一年だけを例にとって見れば非常に好調だということは率直に言えると思うんです。

わけですが、地方財政全体からいって、これは何と言つても六十七兆円という巨額の借金を抱えておる現状、そして今まで高齢化対策等で厚生省が中心になって市町村に権限移譲をして、ゴールド

プラン、高齢福祉の十カ年戦略というような形の問題、すべてが地方自治団体にしわ寄せされるというか、これから財政需要というのをこれ一つだけとってもそうですし、今まで日米の中間報告で言つてゐるような、本当に豊かさを実感するための生活関連投資などになれば、地方の生活環境の下水道、公園なんかを含めて、これはもう地域の自治体にとってみるとそいつた形の住民ニーズといいますか、そういう面に本当にこたえていくためには大変な財政需要というかお金が必要になつてこられる点は、もう個々の団体に

とつてみると本当にそんな余裕があるというようなことはとてもじゃないけれども言える状況ではないと思います。

ですから、今は多少好調の兆しが続いていいと見てみると本当にそこそこあるというふうな認識であります。

○岩本久人君 ただいま取り上げておる新行革審の答申ではこう書いてあるんですね。これは財政局長にお伺いいたします。財源余剰が見込まれる場合には交付税特別会計の借入金の償還等に侵入的に充當せよと、こう書いてあるんです。

今回の今審議しておる交付税の改正案では、その交付税特別会計の借入金の返済に一兆四千六百五十九億円の額をそいつたものに措置しておるということは、この新行革審の答申に言うとおり

か、どうですか。まず、その点について基本的な認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(奥田敬和君) 地方財政はここ一、二年は、これはもう率直に申しますけれども、国の税収も好景気に支えられまして好調でございまして、最近ここ一年だけを例にとって見れば非常に好調だということは率直に言えると思うんです。

ですけれども、これはあくまでも景気に左右されることは、この新行革審の答申に言うとおり

ます。地方財政も、当然国の財政と歩調を合わせて、最近ここ一年だけを例にとって見れば非常に好調だということは率直に言えると思うんです。

わけですが、地方財政全体からいって、これは何と言つても六十七兆円という巨額の借金を抱えておる現状、そして今まで高齢化対策等で厚生省が

中心になって市町村に権限移譲をして、ゴールドプラン、高齢福祉の十カ年戦略というような形の問題、すべてが地方自治団体にしわ寄せされるというか、これから財政需要というのをこれ一つだけとってもそうですし、今まで日米の中間報告で言つてゐるような、本当に豊かさを実感するための生活関連投資などになれば、地方の生活環境の下水道、公園なんかを含めて、これはもう地域の自治体にとってみるとそいつた形の住民ニーズといいますか、そういう面に本当にこたえていくためには大変な財政需要というかお金が必要になつてこられる点は、もう個々の団体に

とつてみると本当にそこそこあるというふうな認識であります。

○岩本久人君 ただいま取り上げておる新行革審の答申ではこう書いてあるんですね。これは財

政局長にお伺いいたします。財源余剰が見込まれる場合には交付税特別会計の借入金の償還等に充當せよと、こう書いてあるんです。

たことを前提に申し上げますと、平成二年度末の特別会計の借入金の残高が一兆五千七百四十億円になります。それから財源対策債と同じく平成二年年度末の残高が三千二百四十一億円になります。予定でございます。

○岩本久人君 そうすると約一兆円弱。今年度と同じような措置をすると平成三年度ではゼロになります。そういう可能性もある、こういうことです。

○政府委員(持永嘉民君) 地方財政につきましては、ただいま大臣からもお答えがございましたけれども、借金の残高もたくさんまだあるわけでござりますし、またこれからもお答えがございましたけれども、借金の残高もたくさんまだあるわけでござります。そこで、答申の財源余剰云々ということでお申しますけれども、これは確かに平成二年度におきまして一部のものについて返済をするようにお願いしているわけでござりますけれども、六十数兆円の借金の中からその一部を返済したからといって、それだけのことを持って財源余剰ありと即断をすることは正しい判断ではないと思っております。

そこで、答申の財源余剰云々ということでお申しますけれども、これは確かに平成二年度におきまして一部のものについて返済をするようにお願いしているわけでござりますけれども、六十数兆円の借金の中からその一部を返済したからといって、それだけのことを持って財源余剰ありと即断をすることは正しい判断ではないと思っております。

そこで、答申の財源余剰云々ということでお申しますけれども、確かに平成二年度に一部でも返すといふ、そういう状態を財源余剰という言葉を使うかどうかはそれは言葉の問題がありましようが、財源余剰と我々が考える場合には、やはり金体として地方財政が楽になつたといいましょうか、余りが出てきたということを言つたんだと思ひます。そういう意味からいいますと、全体としては現に抱えておる借金もあり、これから必要な金もたくさんあるということからすれば、決して財源余剰といふ状態ではないと、こう思つております。

○岩本久人君 ただいま取り上げておる新行革審の答申ではこう書いてあるんですね。これは財政局長にお伺いいたします。財源余剰が見込まれる場合には交付税特別会計の借入金、これは平成二年度末でどの程度の残高になると思われますか。

○政府委員(持永嘉民君) 現在お願いしております法案が成立をいたしまして、そのとおり執行し

を伺いたいのであります。

○政府委員(持永義民君) 答申では確かに名目成長率以下にするという原則を書いているわけでございます。一方で、今お話をございましたように、これから地方行政におきますいろんな行政需要というものがふえるのは当然でございますから、そうしたことから考えまして単純に名目成長率以下に毎年していくということは無理があるだろうという認識は我々も持っております。

ただ、この答申の趣旨というのはやはりあくまで将来的に国民の租税負担あるいは社会保険料を含めた公的負担と申しましようか、それを全体として余り高くしないようにする、つまり最終答申でも出ておりますけれども、高齢化が一番ピークになります二〇二〇年ごろにおきましても租税負担と社会保険料負担を合わせまして五〇%を下回ることを目標にするというようなそういう背景、考え方があるわけでございまして、全体として余り行政の守備範囲が大きくなつて、租税負担なり保険料負担が非常に高くなるというのもやはり問題があるうかと思います。

そういう観点から、行政を極力効率的に進めながら租税負担なり保険料負担というものをそう極端には高くならないようにしていくというそういう基本的な考え方を述べられているものだろうと思つております。

そういう意味で、この答申におきましても一つは「中長期的にみて」という前提があるわけでございまして、中長期的に見てそういうふうにすりうことでございまして、毎年毎年名目成長率以下に抑えなくちゃならないということではなくて、もう一つは「適度の経済成長率が維持されることを前提に」というのがある

わけでござりますから、例えば景気が大変悪く

なって、場合によつては財政でもつて景気のてこ入れをしていくということがかつてもございまして、あるいは今後もあるかもしれません。

たし、あるいは今後もあるかもしれません。

そういう場合は成長率以上に財政規模が膨らむ

というのは当然でございますから、そういうこと

も考えますと、あくまで中長期的という非常に高

いといまいち、一般的な原則を述べられているも

のだろうと思つておりますし、個々の団体の一切

の財政あるいは毎年毎年の予算編成なり地財計画

の規模を決める際に、これが常に適用になるとい

うことでは必ずしもないと、こう理解をいたして

おります。

○若本久人君 さらにこの答申では、地方交付税法第六条の三の第二項の規定による国と地方間の財源調整の見直しというのを提言していますね。これは具体的にはどういうことなんですか。何を言おうとしているのか、またそのことについての自治省としての見解を伺いたいと思います。

○政府委員(持永義民君) 国と地方間の問題につ

いては、具体的な表現としては、「地方の財

政状況の推移等に応じて、地方交付税法第六条の三第二項の規定により国・地方間の財源調整を行

いましては、必要な状況にはないと、こういう考え方を持っています。

○若本久人君 わかりました。

次に、東京一極集中といったようなことに象徴

されるように、現在各地方自治体間ににおける財政力の格差というのは年々拡大いたしているという

のが実情だと私は思つております。それで、これ

に対し私は基本的に地方交付税の算定をより

適正に行う、その基準の見直しも含めてといふこ

との方が正解ではなかろうかと、こう思つている

んです。しかし、この答申では不交付団体に対する

國庫支出金等の配分調整を強化することが提言

をされている、また地方団体間の水平的財政調整

制度の導入についても必要な検討を行えと、こう

言つているんですね。これは一体どういうことな

のか、私はこれはオーバーに言えば地方税制の根

幹にかかることだ、したがつて安易にそのよう

なことをとつてはならない、このように思つてお

りますが、このことについての自治省の基本的な

見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(持永義民君) 確かに最近財政力格差

と申しましようか、が開いてるという実態は否

定はできないと思います。しかし、財政調整をす

るに当たりましては、やはり基本は交付税でやる

というものが原則でございますが、答申を書かれた

背景としては交付税で財源調整をするといつても

ういう趣旨であるということございまして、そ

のことを法律の規定をそのまま当然のこととして書いていると、こう理解をしております。

それがいわば文書の解釈の問題でござりますけれども、同時に財政の実態の面から考えました場合におきましても、先ほど来申し上げております

ように、いろんな意味で借金が多いとかあるいは将来の財政需要がふえていくとかいろいろな

点からいたしまして、決して財源余剰があるとか、あるいは現在交付税率を下げる方向で交付税

率の変更をするような状態ではない、そういう状況には今ない、つまり六条の三、第二項の適用を議論するような状況にはないと、こういう考え方を持っています。

○若本久人君 わかりました。

次に、東京一極集中といったようなことに象徴

されるように、現在各地方自治体間ににおける財政

力の格差というのは年々拡大いたしているとい

うのが実情だと私は思つております。それで、これ

に対し私は基本的に地方交付税の算定をより

適正に行う、その基準の見直しも含めてといふこ

との方が正解ではなかろうかと、こう思つている

んです。しかし、この答申では不交付団体に対する

國庫支出金等の配分調整を強化することが提言

をされている、また地方団体間の水平的財政調整

制度の導入についても必要な検討を行えと、こう

言つているんですね。これは一体どういうことな

のか、私はこれはオーバーに言えば地方税制の根

幹にかかることだ、したがつて安易にそのよう

なことをとつてはならない、このように思つてお

りますが、このことについての自治省の基本的な

見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(持永義民君) 確かに最近財政力格差

と申しましようか、が開いてるという実態は否

定はできないと思います。しかし、財政調整をす

るに当たりましては、やはり基本は交付税でやる

というものが原則でございますが、答申を書かれた

背景としては交付税で財源調整をするといつても

不交付団体、東京都は手がつかないじゃないかと

いうそういう意識もお持ちになりながらこういう

書きをしていると、こう理解をしております。

そこで、今補助金の問題と水平調整の問題と二

点御指摘になりましたけれども、補助金の問題に

つきましては、これはやはり本来補助金というの

は財源調整をするためのものではないわけでござ

りますから、補助金を使って財政調整をするとい

う考え方にはいかがなものかと、こう思つております。

ただ、いわゆる負担金は別として、獎勵的な補

助金については配分に当たりましてやはり弱いと

ころを優先的に配分するというような措置は一つ

の方法としてはあり得ると思ひますけれども、それが財政調整ということではあってはならないと

思つております。

それから次の水平調整の問題でござりますけれ

ども、これは言ふなれば俗によく言う逆交付税と

申しますが、つまり金の余っているところの

お金を取り上げて、国が取り上げるのかあるいはほ

かの団体に回すのか別として、吸い上げるという

方が財政調整ということではあってはならないと

思つております。

ただ、いわゆる負担金は別として、獎勵的な補

助金については配分に当たりましてやはり弱いと

ころを優先的に配分するというような措置は一つ

の方法としてはあり得ると思ひますけれども、それが財政調整ということではあってはならないと

思つております。

次に、東京一極集中といったようなことに象徴

されるように、現在各地方自治体間ににおける財政

力の格差というのは年々拡大いたしているとい

うのが実情だと私は思つております。それで、これ

に対し私は基本的に地方交付税の算定をより

適正に行う、その基準の見直しも含めてといふこ

との方が正解ではなかろうかと、こう思つている

んです。しかし、この答申では不交付団体に対する

國庫支出金等の配分調整を強化することが提言

をされている、また地方団体間の水平的財政調整

制度の導入についても必要な検討を行えと、こう

言つているんですね。これは一体どういうことな

のか、私はこれはオーバーに言えば地方税制の根

幹にかかることだ、したがつて安易にそのよう

なことをとつてはならない、このように思つてお

りますが、このことについての自治省の基本的な

見解を伺いたいと思っております。

そこで、答申の表現といたしましても、「今後の

地方制度等の改革の検討に当たっては、云々と

ありますまして、「いわゆる水平的財政調整制度の導

入等についても必要な検討を行う」と、こう

いと思っておるわけでござります。

なことになつてしまりますし、納稅者の意識から

しても非常に問題が出てくるだろうと思つます。

あるいは国が取り上げるということになりますす

と、地方税そのものの性格からして非常におかし

なことになつてしまりますし、納稅者の意識から

しても非常に問題が出てくるだろうと思つます。

御指摘のようにまさにまさに地方自治制度あるいは地

方税として納めた税金をほかの地方団体に回す、

しかも當たり前のこととして書いたと、こういうふ

うに私もは理解をしておるわけでござります。

見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(持永義民君) 確かに最近財政力格差

と申しましようか、が開いてるという実態は否

定はできないと思います。しかし、財政調整をす

るに当たりましては、やはり基本は交付税でやる

というものが原則でござりますが、答申を書かれた

背景としては交付税で財源調整をするといつても

なっておるわけでござりますが、この意味は、つ

まり「今後の地方制度等の改革の検討に当たつては、」という前提がござります。これは今申し上

げましたように、現行の地方自治制度、現行の地方税財政制度の中でそういう逆交付税的なことをすることはおよそ困難と申しましょうか、すべきでないという考え方があるわけでございますので、現在の自治制度、現在の税財政制度が基本的に変わらるようなことがもしかするとすれば、そういうことがあるかどうかわかりませんけれども、仮に地方制度等について抜本的に変わるようなことがあるとすれば、そういう機会に水平的財政調整制度についても検討をしてみたらどうか、こういう意味と理解しておりますと、少なくとも現行の地方自治制度なり地方税財政制度を前提とする限りにおいては、こういうことはできない話だらうと、こう思っております。

○岩本久人君 さらにもまた「地方財政計画について、必要な場合、年度内収支増減を反映した年度内再計算を行い又は翌年度以降の収支見込額にその増減額を反映させる仕組みを検討する」と、このように書いてあるんですね。これについて自治省はどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 「これは地方財政計画の性格にもかかわる問題だと思っておりますけれども、地方財政計画というのは、交付税法にも書いてありますように、あくまでもこれは翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込みを出すというものでございまして、翌年度の財源の保障をするためにそういう作業をしているわけでございます。したがいまして、年度の途中で例えば税が非常に伸びた、予定以上に伸びたというような場合には、それでは、それを改めて財政計画をつくり直すということは実は今までしておりませんし、すべきことでもないだらうと思っております。

ただ、従来逆に年度の途中で収入が非常に減ってしまったとか、あるいは逆に歳出が非常にふえたというような場合には、財政計画の修正という形はとておりませんけれども、何らかの形といいましょうか、交付税法等の御審議をお願いして、地方財政の運営に支障のないように措置をとっていることは事実でございますけれども、そ

れは地方財政計画を見直すとかということではないわけでございます。

この答申の意味しているところは恐らく主として年度の途中で地方税等について增收があった場合に、それを例えれば翌年度の財源にするとかいう意味が含まれているのではなかろうかと思つておりますけれども、しかしそういうことをやりますと、各地方団体におきます財政運営の枠組みを自立的な財政運営というものを阻害することになりますし、個々の団体の自主的なあるいは自立的な財政運営というものを阻害することになります。

そういうことから、現在の地方財政法の上に起きましても四条の三という規定がござりますけれども、年度間の財政調整というのは地方団体レベルで行うという原則がござりますから、やはりこれにて從つて考えていくべき問題であろうと思っておりまして、答申はそういうふうに書いてありますけれども、これはどう扱つかについてはまさに慎重に考えるべき問題だと思っております。

○岩本久人君 答申の問題は以上でおきまして、次に、自治大臣に特別交付税の問題についてお伺いいたします。

去る三月二十六日に、私はこの場で大臣に特別交付税のあり方の問題について私の考え方を申し上げて、大臣の見解も伺つたんですが、その後時間を見て、大臣の見解も伺つたんですが、その後時間かけて考えてみてもどうも理解しがたいといふことで、再度この問題について大臣の見解を承りたいと思います。

私が申し上げたいのは、今回ここに上がつておきたいのは、改正案の中でも十三兆七千五百九十四億円のうちの六%、実に八千二百五十八億円というものが特別交付税という形で各県、市町村に配分されるとあるいは地域的特殊性に基づいた形で六%、それも将来においては一兆円規模にまで膨らんでくるような形になつてきていることは事実でござりますけれども、しかし、災害あたりが顕著な一つの例でござりますけれども、そういった特殊な事件というものの、予測せざる財政需要というものは各自治体にあります。

特に私たちのよくなき雪国なんかな、もちろん雪が降って各自治団体がもう除雪、除雪で悲鳴をあげなきやいかぬときには随分交付税措置で助かるを得ない部分を補完するものであるというのもあります。したがって普通交付税の方がより理想的であるという考え方根底にある以上、このような大変多額なウエートを持つということは恣意に左右されるということを言えば言い過ぎかもわかりませんが、しかし現在の政令、省令とか、この特別交付税を配分する規定の中には、去る三月二十六日に私が指摘したように大変ありますけれども、これはどう扱つかについてはまさにいかない表現が使ってあるということを考えた場合、私は好ましいとは思わない。

だから、過去昭和二十七年と三十三年度の二回、それぞれ特別交付税の税率が二%ずつ下がってきているということが、私が主張する考え方その何割のうちに入っているんではないかと、このように思うわけですが、その基本的な問題について大臣はどのようなお考えをお持ちでしようか。

○國務大臣(奥田敬和君) 「これは大変大きな問題でもございますので、私の意見で率直に申しますけれども、しかし、今先生が御指摘になつたような恣意的な配分になるおそれありと、これだけ巨額になつたという形の御指摘であろうかと思ひますけれども、しかし、この特別交付税というやつは、普通交付税で見れなかつた特殊な財政需要とかあるいは地域的特殊性に基づいた形で六%、それも将来においては一兆円規模にまで膨らんでくるような形になつてきていることは事実でござりますけれども、しかし、災害あたりが顕著な一つの例でござりますけれども、そういった特殊な事件というものの、予測せざる財政需要というものは各自治体にあります。

特に私たちのよくなき雪国なんかな、もちろん雪が降る年と降らない年では、これは大変な課題でありますけれども、この特別交付税のおかげで、大きな雪が降って各自治団体がもう除雪、除雪で悲鳴をあげなきやいかぬときには随分交付税措置で助かるを得ない部分を補完するものであるというのもあります。したがって普通交付税の方がより理想的であるという考え方根底にある以上、この方法で幾らでも措置することができますから、一つ一つの例を挙げればいろいろなことで幾らでも言えるということを一応言つておきます。

それと、特別交付税といえどもきちっとした基準に基づいてやられておるわけだから、担当者が鉛筆をなめてどうこうということではなく、この言つておきました。しかし、私が三月二十六日のとき、あのときの議事録を見てもらえればわかるんですが、言ってみれば表現があいまいなん

ですよ、物すごく。これは事実です、見てもらえばすぐわかります、今は時間がないから読み上げませんが。それは一つ一つの事柄について判断の中身というものはかなりゆだねられておるという現状にあるということをまず認識をいただきたい。だからこそ、この前も私は一つの例として取り上げましたが、前の自治大臣の渡部自治大臣が、まあそんなことおっしゃいますな、選挙のときはお互いさまざましようとおっしゃいますが、その福岡の補選でも、あるいは私のところの知事選であろうが市長選挙であろうが、総理大臣以下皆さん来て演説で何を言われるかということで上げてなぜ言われるかということです。だから、そうしたようなことを、もしそれが誤解だと言われるなら、誤解を受けるようなものは最小範囲のものであってよろしいということから私は言っているわけだということをまず理解してもらいたい。

そこで、昭和二十七年度、三十三年度に引き下げをされましたけれども、このときの理由は何ですか。

○政府委員(持永堯民君) まず昭和二十七年度に、これは平衡交付金時代でございますけれども、特別交付金の割合が一〇から八になったわけになります。これは制度をつくりましたときの昭和二十五年におきまして、あくまで暫定的に一〇%ということで初め発足をするという暫定措置的なことでございましたんで、二十七年に恒久化する段階で八%とした、こういうことのようになります。

それから、三十三年度に特交を八から六にしたわけでございますけれども、その際は、従来特別交付税で見ておりました例えは単独災害復旧事業の経費について普通交付税で算定をするということに改正をする、そういうこととの関連で特交の

率を下げた、こういうふうに承知をしておりま

す。

○岩本久人君 今問題で、地方債月報の一月号に地方交付税講座という署名入りであります。自治省財政局交付税課という署名入りであります。この中にこう書いてあるんですね。特別交付税についてでは、三十三年の八%から現在の六%に引き下げた理由として、特別交付税で算定された項目等の一部が普通交付税に移しかえられたというふうに書いてあるんです。つまり先ほどから私が言うよ

うに、現在の特別交付税として分配されているそ

の

の項目が、三年も五年もあるいは十年も同じ項目が同じように配分されているものではないか。そういうものが私はあるというふうに踏んでいるんですが、あるとするならば、それは八%でいるんですが、あるとするならば、それは八%から六%に落とされたときと同じ理屈で落とすことがあります。それが可能ではないか、このように思っているわけです。その点についての見解を承りたい。

○政府委員(持永堯民君) 特交算定におきまして、確かに数年間続いて同じ項目で算定しているものがあると思います。例えば、上水道の料金が高いというために、これは急に安くなることは余りありませんから、毎年毎年上水道の高料金対策費を算定する、そういうことはございます。ただ、これは普通交付税にもし移すにいたしまして大臣が最大限尊重せなければ、それは特別交付税の持つておられる答申にこう書いてあるんですよ。そして、この答申を早急に実施するために昨年の十二月二十九日にはこの答申が閣議決定されているんです。その具体的なものは何か。「国と地方の関係等に関する改進推進要綱」、この中でも「普通交付税及び特別交付税の制度の運用について、答申の指摘に沿つて、必要な見直し等を進める」、こう書いてあるんです。今回のこの新行革の内容、もちろん多くの点で異議なしとはしませんけれども、この点だけは非常にすばらしい内容だと、このように私は思つておるわけであります。閣議決定をされた、そしてサインをされた閣僚の一人である自治大臣は、このことについてどのようにお感じですか、基本的にお伺いしたい。

○國務大臣(奥田敬和君) 今財政局長からも言われましたけれども、この指標で一般的に各自治体共通の要素にとらえられるものがあれば、それは移しかえていくという不断の努力は必要だと思ひます。しかし、特別交付税の持つ意味が、先ほどからいろいろ申し上げておりますように、普通交付税の算定後に生じた特定な、地域的な財政需要にも応じてあげるということ、そういうこと等も踏まえまして、普通交付税への移しかえという

理解いただきたいよと思ひます。

○岩本久人君 局長さん、物事には何でも理屈がつくんですよ。だから、私がお願いしたいのは、私が一生懸命訴えていることで少しでも理解できることがあつたら少しは評価してほしい。とともに

かくにも、私が質問したこと、主張することについては何とかして反論せぬいけぬという姿勢では困る。そうでなかつたらごめんなさい。私はそのように聞こえているものだからそのことを特に最初にお願いしておきます。

そこで、昨年末答申されたこの行革審の中でも、「地方交付税制度の運用の改善」の中でこう書いてある。「特別交付税について、交付対象要素を見直し可能な限り普通交付税への振替を行なう」とあるんです。答申でこう出でるんですけども、大臣が最大限尊重せなければ、それは特別交付税の持つておられる答申にこう書いてあるんですよ。そして、この答申を早急に実施するために昨年の十二月二十九日にはこの答申が閣議決定されているんです。その具体的なものは何か。「国と地方の関係等に関する改進推進要綱」、この中でも「普通交付税及び特別交付税の制度の運用について、答申の指摘に沿つて、必要な見直し等を進める」、こう書いてあるんです。今回のこの新行革の内容、もちろん多くの点で異議なしとはしませんけれども、この点だけは非常にすばらしい内容だと、このように私は思つておるわけであります。閣議決定をされた、そしてサインをされた閣僚の一人である自治大臣は、このことについてどのようにお感じですか、基本的にお伺いしたい。

○國務大臣(奥田敬和君) 今財政局長からも言わ

れましたけれども、この指標で一般的に各自治体

の

のは、そういったことの不斷の努力もしながらも、何かやっぱり限界があるようを感じられてなりません。

ですから、答申の内容は内容として尊重して、共通の指標ありやなしやという形において、だから見ても、先生方から御指摘されるようなことなく、客観的で非常に高いものであるという形の中で算定することが原則として一番好ましいこと

でありますけれども、そういう一般化したもの

とそうでないものがある。そして、交付税算定の期日後に発生した事態に柔軟に的確に対応してある

べきだな

と思います。

○岩本久人君 私は特別交付税の持つておられる答申にこう書いてある立場には毛頭ありません。ただ、それが一千億にもなるというような、余りにも多額過ぎるもののが不明朗なものを含む基準の中で分配されるということはいかがなものか

というのが視点です。

そこで、さつき言いました大臣の言葉をかりれば、共通の指標があるのかないのかということについて、私はあると思うから言っておるわけでござりますので、そういうことについて、せっかく答申を閣議決定されてもおるわけですから、早く検討を進めてもらいたいと思います。同時にそういう検討が、先ほどの自治省の交付税課の署名入りの文書が既にありますので、そういうことからすれば、既にそういう作業が進んでいるかとも思うんですが、その点はどうなっていますか。

○政府委員(持永堯民君) 特別交付税で算定して

いるものを普通交付税に移しかえるということにつきましては、これまでも幾つかやってきた例は

あるわけでございます。

したがいまして、大臣か

らもお答え申し上げましたように、これからも当

然そういう努力はしていかなきゃならないと思つております。

でも応じてあげるということ、そういうこと等も踏まえまして、普通交付税への移しかえという

ことについては検討を続けている段階

でございます。

○若本久人君 質問項目をまだ半分しか言つておりませんが、あと五、六分しかないということなので、ちょっとはしります。

平成二年度の自治省の各省庁への要請行動、この事項についてであります。いわゆる七月申し入れという問題について、今年度も行われたと思ひたいと思うんです。

○政府委員(持永義民君) いわゆる予算編成に当たりましての申し入れでございますけれども、毎年たしか七月に行っておりますが、昨年、平成元年におきまして平成二年度の予算編成に関連して申し上げますと、例えば補助金の整理とかそういう各省共通の事項と各省の個別の問題と両方あるわけでございますが、共通事項につきましては、十三項目の申し入れの中で何らかの改善が行われたといふのが十一件、おのずから改善の中身の軽重はござりますけれども、「応何らかの改善が行われた」というのは十一件。個別項目につきましては、五十件の中で何らかの改善が行われたのは二十四件ということになっております。

○若本久人君 時間がありませんのでこの個別の問題はやめたいと思うんです。が、平成三年度、つまり来年度の七月要請という問題が来月あるわけですが、これに対する自治省としての基本的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(持永義民君) 具体的な内容につきましてはまだ検討を始めた段階でございまして詳しく申し上げる段階ではございませんけれども、基本的な考え方としては、先ほど御答弁を申し上げておりますように、まず、地方財政が依然として非常に厳しいという大前提のもとに、国、地方を通じます行財政の簡素効率化を進める、あるいは国と地方の間の財政秩序というものを適正なものにしていく、あるいは補助金の整理等々を初め

として、地方団体の自主的、主体的な財政運営ができるようなそういう改善をしてもらいたい、そういうことを考え方の中心としながら、特に注意

してもらいたい事項について申し入れをしてまいりたいと考えております。

○若本久人君 次の問題に入りますが、地方公共事業に対する国の補助率の問題です。

事業に対する国の補助率の問題ですが、これについては、実は、私もかつて県議会議員時代に十年間毎年のように全会一致で決議して、国に要請行動、まあその陳情が余りにもどうなのかと申しますと、例えは補助金の整理とかそういう

うな事項と各省の個別の問題と両方あるわけでございますが、共通事項につきましては、十三項目の申し入れの中で何らかの改善が行われたといふのが十一件、おのずから改善の中身の軽重はござりますけれども、「応何らかの改善が行われた」というのは十一件。個別項目につきましては、五十件の中で何らかの改善が行われたのは二十四件ということになっております。

○若本久人君 時間がありませんのでこの個別の問題はやめたいと思うんです。が、平成三年度、つまり来年度の七月要請という問題が来月あるわけですが、これに対する自治省としての基本的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(持永義民君) 具体的な内容につきましてはまだ検討を始めた段階でございまして詳しく申し上げる段階ではございませんけれども、基本的な考え方としては、先ほど御答弁を申し上げておりますように、まず、地方財政が依然として非常に厳しいという大前提のもとに、国、地方を通じます行財政の簡素効率化を進める、あるいは国と地方の間の財政秩序というものを適正なものにしていく、あるいは補助金の整理等々を初め

年水準に復元する、しかしあくまでもノーカット時代の、補助率カットでなかつた五十九年の形にまで復元して地方の財政需要にこたえてやつてほしいというのが私としては当然主張すべきことでございます。

○若本久人君 今まで復元して地方の財政需要にこたえてやつてほしいのが私としては当然主張すべきことです。されども、今度は自治体の皆さんからは事業量も非常に要望も多いんです。だから、ある程度の公共事業量のいろいろな地域の事業に対する国の補助率の問題です。

事業に対する国の補助率の問題ですが、これについては、実は、私もかつて県議会議員時代に十年間毎年のように全会一致で決議して、国に要請行動、まあその陳情が余りにもどうなのかと申しますと、例えは補助金の整理とかそういう

うな事項と各省の個別の問題と両方あるわけでございますが、共通事項につきましては、十三項目の申し入れの中で何らかの改善が行われたといふのが十一件、おのずから改善の中身の軽重はござりますけれども、「応何らかの改善が行われた」というのは十一件。個別項目につきましては、五十件の中で何らかの改善が行われたのは二十四件ということになっております。

○若本久人君 時間がありませんのでこの個別の問題はやめたいと思うんです。が、平成三年度、つまり来年度の七月要請という問題が来月あるわけですが、これに対する自治省としての基本的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(持永義民君) 具体的な内容につきましてはまだ検討を始めた段階でございまして詳しく申し上げる段階ではございませんけれども、基本的な考え方としては、先ほど御答弁を申し上げておりますように、まず、地方財政が依然として非常に厳しいという大前提のもとに、国、地方を通じます行財政の簡素効率化を進める、あるいは国と地方の間の財政秩序というものを適正なものにしていく、あるいは補助金の整理等々を初め

○常松克安君 大臣、時にはよそごとを考えられるときもございましょうが、その間をついて大臣と zwar ようなことは私申し上げませんが、どうか

も手厳しくお願ひ申し上げます。

私は、二十九歳にして市議員をスタートいたしまして、さややかな地方議員の経験であります。これが、時として困りました。それは国保事業会計でございます。当時、私たちは国保の事業につけてまいりました経験を持っておりますが、昨年の一月十八日の大蔵大臣と自治大臣の覚書がありま

す。については、「公共事業に係る補助負担率年に検討を行なう。この場合、昭和六十一年度引下げに検討を行なう。この場合、昭和六十一年度引下げ分については平成三年度から復元するものとする。」こう書いてあるんですね。ところが、ことしの五月二十三日の日経新聞には、「来年度も復元せず、公共事業補助率で大蔵省、そして中身は、大蔵省は補助率を復元しない方針を六月中旬に開く「公共事業補助負担率に関する関係省庁検討会」で表明する。」こうあるんですが、この報道記事についての大蔵の所見を伺いたいと思いま

す。

○國務大臣(奥田敬和君) この日経新聞の記事の出所等については私は知りません。

私は、結論から申しますと、これは補助率カットのなかった五十九年段階にまで復元していただきたい、またそうするのが筋だと思って、今各省

検討の場に出ている局長連中には強くそのことを申し入れておるわけであります。しかし、今お示

しておられますように、大蔵・自治大臣の覚書といたしましては、平成三年度から復元するということはもう絶対的に確定しておることだということですね、それだけ。

○政府委員(持永義民君) 国民健康保険の保険基盤安定制度でござりますけれども、六十三年度におきまして「二年間の暫定措置」ということで導入をしたわけでございまして、その段階におきましては、暫定措置ということもございましたので、

いわば既定の財源ではなくして、特別加算、つまりプラスした財源もつて二年間措置をする、こ

ういうことになつたわけございますが、このたびはこの国庫負担の方も充実をするということと

相まちまして、これをもう安定的な制度化していこう、こういう考え方でございますので、そなりますと、財源の面におきましてもこれはいわば地方財源の既定のといいましょうか、既存の財源で対応していくという考え方になつたわけでございまして、そういう前提のもとではございますけれども、当然その所要額は全体として地方財政計画に計上して、そして個別の県、市町村に対しでは地方交付税の算定を通じてそれぞれの所要額を措置していく、こういうことでございますので、この保険基盤安定制度による県なり市町村の負担があることによって、各市町村、各団体の財政が大変困った事態になるということはないようにならぬないと思っております。

○常松克安君 こういうふうな問題の恒久的措置

○常松克安君 こういうふうな問題の恒久的措置の財源としてたゞ一消費税の地方交付税対象税目化がなされたわけでありまするが、今回はそういうふうな検討はなされなかつたのかどうかお伺いいたします。

○政府委員(持永義民君) 厳密に申し上げますと御指摘のようなこともあるいは考えるべきという考え方もあるわけでござりますけれども、今お話しのたばこ税についての際は、社会保障系統の地方負担を初めとして非常に大きな金額のものについて國から地方へ財源を移すということだったものですから、つまり國の負担を地方の負担にかかるということもありましたので、國の財源を地方の財源に移しかえるというそういう措置をとったわけございますけれども、今回は金額的にはそれほど前回に比べればそう大きなものでもないということもござりますし、それから、もともと國の負担を地方に移すということではなくして、お互に新しく負担をする、こういうことでございまして、財源の移しかえでは実はいたさなかつたわけでござります。確かに御指摘のようなことをやるべきだつたという御意見は理解できますけれども、そういう両方がお互いに新たに持ちましたが、そういうことでござりますので、若干前回とは事情が違うという点は御理解いただきた

○常松克安君 数字をもってお答え願いたい。

○説明員(大塚義治君) 保険料の格差で申しますと、例えば……

○常松克安君 保険料と言つていません。医療費

○説明員(大塚義治君) お示しのようだ、医療費対策というのは一つ一つのこれといった決め手の対策があるわけではございませんで、さまざまなもののが進んでいいのは、もはやこれは地方団体の責任でできる限度を超えているからなのであって、医療制度全般にかかわることではないかという検討の段階に入っているんじゃないでしょうか。いかがでしようか。

○説明員(大塚義治君) お示しのようだ、医療費対策というのは一つ一つのこれといった決め手の対策があるわけではございませんで、さまざまなもののが進んでいいのは、もはやこれは地方団体の責任でできる限度を超えているからなのであって、医療制度全般にかかわることではないかという検討の段階に入っているんじゃないでしょうか。いかがでしようか。

こうした観点から、私どもといたしましては医療保険サイドからできる努力、例えば医療費の審査、支払いにおける点検の強化というような医療保険サイドからできる努力、あるいは医療供給体制の観点からの適正配置のための努力、さらには保険サイドからできる努力、あるいは医療供給体制の観点からの適正配置のための努力、さらには

もう少し広げまして、医療費に間接的につながつてしまりますいわゆるヘルス事業といわれるような保健事業、さらには福祉関係の諸施策、こういふものを総合的に今実施していく。從来からも努力をしてまいりましたが、今後さらにこれを強力に進めていくという形で、将来的には医療費全体の伸びを適正なものにし、國民負担をノーマルなものにしていく、こういう考え方で努力を続けた

いと、このように考えております。なぜそんなところへ行くんです。

相まちまして、これをもう安定的な制度化していこう、こういう考え方でございますので、そなりますと、財源の面におきましてもこれはいわば地方財源の既定のといいましょうか、既存の財源で対応していくという考え方になつたわけでございまして、そういう前提のもとではございますけれども、当然その所要額は全体として地方財政計画に計上して、そして個別の県、市町村に対しでは地方交付税の算定を通じてそれぞれの所要額を措置していく、こういうことでございますので、この保険基盤安定制度による県なり市町村の負担があることによって、各市町村、各団体の財政が大変困った事態になるということはないようにならぬないと思っております。

○常松克安君 何回となく御指摘があつたことで

ありますから、基盤が非常に軟弱なものですから非常に赤字という問題を抱えて地方の方も大変になつてくるわけです。その辺のところをいま一度また検討深いものをいたしていただきたい、こういうふうに申し上げておきます。

次に、今度は厚生省の方に参りますが、国保医療費という問題については地方の格差があると言われております。この地方の格差は縮小してきたのかどうか、この辺のところを御指摘願いたいと存じます。

○説明員(大塚義治君) 先生お尋ねの医療費の地域格差の問題でございますが、我々も地方間の医療費の格差というものを極力縮小しなければならないということで、例えば一昨年の国民健康保険法の改正によりまして高医療費市町村対策といふようなものも導入される、あるいは一般的にそれを

その自治体の御協力を得て格差是正に努めてきております。なかなか数字的にこの差が大きくなれるという状況にはございませんけれども、高医療費市町村対策が始まつてまだ間もないということもござりますし、引き続き格差是正に向けて努力をしたいと、かようく考えておるわけございます。

○常松克安君 今お話をありましたように、なかなか努力はしておりますが、一朝一夕にしてそういうふうには現実はいついてないと、こういうふうなお話かと思います。しかばらこの是正といふうな努力はしておられますけれども、一方で

○常松克安君 今お話がありましたように、なかなか努力はしておりますが、一朝一夕にしてそういうふうには現実はいついてないと、こういうふうなお話かと思います。しかばらこの是正といふうな努力はしておられますけれども、一方で

○常松克安君 そういう回答もあるでしょう。それはそれでいただきますが、これにつきましては既に全県で策定をいたしたところでございます。

○常松克安君 そういう考え方もあるでしょう。それはそれでいただきますが、これにつきましては既に全県で策定をいたしたところでございます。

○常松克安君 今お話をありましたのは、京都大学医学部を卒業されまして、四十数歳にして三重県の保健所長を棒に振つて途中退職して、住んでいた町づくり、すなはちそれはもう健康からだ、医療費が云々じゃない、レセプトがどうのこうのじゃない、健康であるということは病気につかないことです、それ

を実践しようじゃないか。そういうふうな今計画をお出しになりましたこと、どれほど活字を羅列し、論理的に組み上げられようとなさいましょうとも、それをやる人が本当の人才確保と申しますか、一人の立ち上がる人がなければこれは実現できませんわけなんです。言葉ばかり走ります。数字ばかり走ります。データだけに頼るうとしま

しかし、この計画書というものの実態がどこにあるか。大臣、これからちょっと聞いていただきてもらいたいんです。これは、たつた一人の、十数年前、保健婦になられまして、すぐさま一番悪いこの紀宝町に赴任した人が二村恵美子さんでいらっしゃいます。なぜそんなところへ行くんです。

か。それは私はその町で生まれ、生まれて今日生
あつたがために町にお返しをしたい。国保は三重
県じゅうでけつから五番目、ワーストファイブ、
十年間赤字が続いておりまつ、だから行くん
です。一人のそういうヒューマンというものはなか
なか得がたいものでござります。

そうして、この方が中心になりまして一生懸命頑張って十数年間、そして国保が剩余金を出しますで十年かかりました。三重県では第三位まで健全財政、剰余金は出る、疾病率はぐんと下がる、受

第二番、みどり会、これはどういうことか、貧血を予防しようと五十九年にできました。栄養調査の結果、野菜がとても不足しているので緑色を食べましょうから会が始まりました。第三番目、つくしんぼう会、ツクシのスマートに、健康へと伸びて、ちょっぴり辛抱もしながら学習し会い、糖のコントロールをして健康な生活を送るためにつくしんぼう。その次、たけのこ会、一枚一枚タケノコのようにはいで、肥満を予防しようとする会であります。

そして、この人が十数年たつての結論が、先生

と申しますか、十ヵ年戦略をまさに先駆的に実践している町があるんだなど、それは本当に町民にとっては一番幸せなことだと思います。今みじくも表題をつけられて、私は町づくり、ふるさとおこしの全国からそういう実践的な新しいアイデアを生かされておる自治体の表彰も行つております。健康町づくりという形の中で、町長さんも非常に御熱心に取り組まれたようでござりますし、そういう形を言いましても、今すぐここでわかつた、表彰すると、こういうわけにはいかぬのです。ということは、この規定は県から推薦していただきまして、それを私が選ぶということに

いけないので、その方の御主人であったのがこの
京都大学の御主人です。この人が町長さんの熱烈
たる要請で保健所をおやめになって、ともにこの
事業計画書をつくった。私、三重県内にこういう

先生は住民です。住民の直接参加、これはもううるさいにいろいろこういうような奇麗な方がいらっしゃるのを知っています。これだけじゃありませんが、しかし、もう明確に、今おっしゃっていたがん。

むんだと。それを一身に受けて、いやそうじやらい、健康町づくりというものはと歯を食いしばってこられたがゆえに十年でやっと花が咲いた。ここに最初はいろんな批判があつて、むだとわからぬがらも、人の命というベースのためには財政

ですが、ようごくらぬのですね。失礼な言い方ですが、こんな細かく、明確なものです。さすが公衆衛生学科を出た方でありますから、見事なものですね。その基本は何か、病気を云々じゃないんです。病気にならないようにするには第一予防、第二予防、第三予防を十年間かけて蓄積されてきま

りません。こうした方がいたいわけではありません。しかし、う方こそ大臣表彰として私はライトを当てるべきだと思うんです。こういうふうな結論として、一番最後には、ズズメの学校からメダカの学校へ、ピーチクパーキュムを振って教えるような時代ではない。メダカの学校だ、みんながともにやる。一五一回の建設をして下さい。

たものを基盤としておられた。それで、いかでございました。

わかつていただけますか、私の主張は、アイデアをもつて、やる気と町長さん、この三位一体こそが成功の原因でございますと、十五年目になつて私に教へてくださいました。

そして、誇らしげに、最初私が保健婦で行き、

た形でもう珍しい、いいことだなと先ほどから聞いていたわけですけれども、もしそういう形で御推薦があれば一生懸命に努力します。

○常松克安君　　言いながら、厚生省もなかなかいきな計らいをされるんですよ。こういう実績を上げたものですから、本来なら下から上へ上げて予算要求、重点政策、いろいろな形ですけれども

ついでに、少しやる国債の財政というものを財政として見方じゃなく、この人は人の命、健康にするところがすなわちその町づくりにつながると。こういうふうなものを一読しておいていただきたい。どういうふうなことここは説明したことか。別に

これを聞かねまして、説教をなんに重んじたし
す。こういうふうな成功の要因は三つあると思
ふんですが、一体何と何と何とだと思われま
すか。

○説明員（大塚義治君） 難しい御質問で、先生(お尋ねに)明確にお答えできるかどうかわからませ

した。今や年間一万名、この予防予防といふ徹底した。ために一万名、肺がんから胃がんから子宮がから、それが来やすいようになりままで皆さんよつて盛り上げていただきました。こういう話んです。

も、よくやつたと、何か今必要なものは要らないかと。どうしても巡回のバスが欲しい、よし、要求もなしにすばんと与えられた。ここはお見事、その後が悪い。これより以上にこのお医者さんは、この町民全体のデータバンク事業、このため

鳴して、みんなで高血圧を予防して健康になり、会員をふやす。ところが、行政のレクチャーや、行政から受けたものを教えても全然失敗しているんです。受け付けないんです。これは高血圧で本当に苦しんで病院を退院した人が会長さんになつて、三十名の枠で一生懸命食生活からやっているわけです。だからなじみがいい。行政がやつたら全部失敗します。頭からいきません。活字では動かせん。

個人の感じということでお答えをさせていただきたいのですが、一つはやはり地域に入った実践から生じられた知恵であり工夫であるところが一つ大きな成果を生んでいるゆえんであろうと思います。それと裏腹であろうと思いますけれども、基本的には専門的な知識を豊富に持つ方がなかなか地域に入り込んで、先生のお言葉によりますと、住民の方を先生として今日まで長い間努力をされてきた、その継続性というのが二点目ではなかつ

大臣、この話をお聞きになりまして、いろんな基準はございましょうけれども、何とかこういう方々の、陰に隠れて本気になってやつていらっしゃる方を何か表彰してあげて、そして宣揚しあげることもある面の中央の行政という立場の御決意かと存じますが、いかがでございましたか。

○国務大臣(奥田敬和君) 今お聞きしておりますて、今厚生省がやろうとしているゴールドプログラ

うなよつて長しによつて、厚生省は、あがめん、国保の黒字になつたところにはやれぬ、赤字のところにやるのであつて。本当にくやしそうな表情で職員の皆さんがおしゃつていました。やる気のところが、これからデータバンクによってがんをデータベースにほうり込んで、そしてその人たちの食生活の中から防ぐとしておるのに、やる気のところにはやらぬ。赤字のために苦しんでおるところへ先にやつて有効にする、そん

なデータバンク事業なんでしょうか。

○説明員(大塚義治君) 私どもの国民健康保険制度の中の助成措置の一つといたしまして、データ

バンク事業、コンピューターを利用して地域住民の健康に関する情報を管理する、これを健康対策なり保健施策に反映させる、そういう事業に

対する助成をいたしております。これは必ずしもその対象市町村が財政的に赤字、黒字という基準

はございません。したがいまして、財政的には黒字でございましてもこれを助成対象とすることが可能でございます。ただ、通常の助成と同じでございまして、都道府県を通じての御申請を賜ると

いうことが一つと、全体としての助成枠という金額の枠の問題もございますから、そこで行政的な判断を加える必要がございますが、赤字、黒字は

条件にいたしております。赤字、黒字と書いて下さいまして、よく聞いておいて下さい。赤

○常松克安君 よく聞いて答えてもらいたいんです。これは申請もしておるの、却下さ

れました。私は赤字、黒字と書いてないんです。もう

くどいことは言いません。こういうふうなやりた

いところに落とさないで、そんな赤字で、赤字と

いうことは対応に困っておるところなんだ。そん

なところにやつたって使い方自体もわかりません

やないかと。それはむだと違いますかというふう

なことのお話があつたことをお伝えして、これで

この質問は終わり。

次に私は、先ほどの地方議員の経験の中で特に不思議に思いましたのは政管、健保に傷病手当があるんですが、国保にはありやせぬのです。それ

で、申し上げます。一体政管、それから健保、このところに傷病手当として支出した金額、全体の給付に対する構成比率をお答えください。

○説明員(大塚義治君) まことに恐れ入りますが調べまして後ほど御報告させていただきます。

○常松克安君 このデータちゃんとそっちからもうろたんですよ。構成比率もちゃんとパーセントまで入れてもうろたんです。それで教えてもらうたんです。政管は国が出し、本人が出す。健保は

本人が出し、事業主が出す。国保は本人の医療費負担、そして政府からいろいろな援助をする。総

額までこんなたくさんデータを全部もらいました

おますが、今全国の市町村では傷病手当を実施

しておるところはゼロでございます。これは実態まで変わらないが、しかし任意条項となつて

おりますが、今全国の市町村では傷病手当を実施

するところはゼロでございます。これは実

態までこんなたくさんデータを全部もらいました

よ。通告もしましたですね。まあいいです。

そういうふうな現状の中で、こういうような傷

病手当という考えはいかがでございましょうか。

○説明員(大塚義治君) 先生御承知のとおりかと思

たように、国保制度におきましては、傷病手当金

は任意給付という扱いになつておるわけでござい

ます。これは一つには傷病手当金というもののそ

もその性格に由来するところがございまして、

職業状況におられる方々という面がございまし

ます。これまで被用者の休業中の補償という性格を持つたも

のでございますが、国保の場合には被保険者の多

数は、むしろ被用者以外の、しかも極めて多様な

なかなじみにくい面があるという点が一つござい

ます。

方があり、片方はない。やる気になれば、税務署へ行って税金を納めている分だけ持つてくればよろしい。休んでいる期間病院の入院の証明を持つてきらよろしい。彼らでもやる気ならばそれは敢行できるはずなんです。あるいは私見では「ざいまするが、今いろいろのこだわりを持っています時代に入ってきておるものですから、その分だけ事業主じゃなくてそういうふうな立場の世帯主が自分が倒れたときに後の安心のために特別加算で任意に払ってくる、こういう考え方もいたすことができます。

ですから、これは新しい時代、二十一世紀の高齢化、いろいろな問題がござりますけれども、一家の柱が倒れたら片方は六〇・パーなり四〇・パーは、いずれにしても最低限度のものはあらいで得る。片方は保険料を下げる事が精いっぱいであり、赤字赤字で運営が精いっぱい、そんなところへ気が行きません。国保といったらもう本当に暗い感じ。しまいになつてくると、最高の所得がある人、こういう人がちょっと親戚の会社へ、わしをそこの社員してくれと健保へ逃げちゃう。こういう全体が暗いイメージだからだんだん悪くなつてくる。そういうときに、国保というものの中にあることが世帯主がいざというときには支えられないんだ、そういうふうな考え方というものをやはり持ち��けていく要求のある時代に入ってきた、こういうふうに御理解し、なお一層の検討を踏まえていただきたい、こう思います。

じゃ、次に移りますけれども、次は老人医療ににおいては先生お示しのようにこれを給付しておる市町村保険者はないという状況にあるところでございます。

○常松克安君 おっしゃらんとすることも理解でありますけれども、市町村保険 자체の財政状況、一般的に申し上げまして大変厳しいことは御承知のとおりでございまして、こういったさまざま必要な因から任意給付という性格をとり、なつかつ現状

ますけれども、市町村保険 자체の財政状況、一

おいては先生お示しのようにこれを給付しておる市町村保険者はないという状況にあるところでございます。

○常松克安君 おっしゃらんとすることも理解であります。しかし、平成七年には一本化というよう

な論議も日を経ずして論議に入つていかなきゃいけませんし、何にしても公平さを欠いておる。片

がいまして、この通知に基づきまして現在でも都道府県を通じまして指導をしておりますが、全体的調査につきましては、六十年の調査が最終のものでございます。

○常松克安君 たしか六十年の調査によりますと、入院患者一人一月当たり平均負担額は二万七千五百円。地域別では、東京、千葉、神奈川、埼玉等では四万九千四百円。全国では六千百円と

なっております。これで間違いないでどうですか。

○常松克安君 たしか六十年の調査によりますと、入院患者一人一月当たり平均負担額は二万七千五百円。地域別では、東京、千葉、神奈川、埼玉等では四万九千四百円。全国では六千百円と

なっております。これで間違いないでどうですか。

○説明員(伊藤雅治君) 問違いございません。

ところが、この負担額というものは、差額ベッド代や付添看護婦料は含んでおりません。差額ベッド代の一ヶ月平均は約二千円、月六万。付添看護婦だけでも一日約一万、月

額約三十万を超える高負担。ただし、これは正規の場合と違う場合がありますから、一部保険給付の邊で抜け、中間施設、病院、いろいろな形態がございましょうけれども、十カ年の大きな計画のあるところもあります。こういうふうになつてまいりますと、だんだんだんだんと高くなる。この辺で抜け、中間施設、病院、いろいろな形態がございましょうけれども、十カ年の大きな計画の一端としては、やはり五年たった今日、何が物を

言つて、現実はどうなつてゐるのか、こういうふうな調査というものは、私は個々の施策を云々問い合わせん別段階にして、まず調査をすべき五年目になつてきてるんじやなかろうかと、こう思いますが、いかがでどうですか。

○説明員(伊藤雅治君) 実態を常に把握しておくことが重要でござります。したがいまして、必要に応じて調査を行うということを検討させていただきたいと思います。ただ、非常にこれが難しい調査でございまして、前回の調査は、医療機関に書いていただく、こういう方式でございまますので、できるだけ調査方式等も含めてその実態をどうやって正確に把握するかと、いうことも含めて検討させていただきたいと思います。

○常松克安君 いや検討と言つたって、十五回の検討とよく言つておつても、結論が得出ない場合もありますけれども、十五回も検討し

ます。国会論議、それから衆参両院の附帯決議を踏まえまして六十二年にその是正についての通知を出させていただいているわけでございます。した

も、これは調査を実施すると、こういうことなんでしょう。

○説明員(伊藤雅治君) まず私どもは通常日々から都道府県を通じましていろいろ実態を把握するための指導等をやっているわけでございますが、一方におきまして、全国的な実態を調査する必要があるということであれば、その調査も検討したいということでござります。

○常松克安君 まあよく考えて答えられるものでない。実態がないからせぬでもいいというのか、実態はあるけれども、ちょっとと今もう少し置こう

といふのか、どっちなんですか、一体。
○説明員(伊藤雅治君) 実は調査の方法自体が非常に難しい問題がござります。と申しますのは、それぞれ医療機関が正直にお答えいただくというのが大前提になるわけございますが、それぞれのが大前提になるわけございますが、それぞれの保険外負担、それぞれの患者さんによつても違いますし、それから地域によつても違うということです、調査方法も含めて十分その辺のところについて検討をする必要があるというふうに実は考えているわけでござります。当然のことでござりますが……

○常松克安君 やるのかやらないのか、どちらなんですか。

○説明員(伊藤雅治君) その調査をやるということですね。

○説明員(伊藤雅治君) その調査をやるということについて検討させていただきたいということです。

○常松克安君 とうとう外しましてな、そうはさせませんぞ。これは言葉の遊戯をしているんじゃないかもしれません。ここでいろいろやりとりより以上、生きている人間の生きざま、老いるというこの方がもっと重大なことなのであります。あ

りますから、そういうふうなものは既に東京都におきましては介護、そういうところについた分の差額については援助する、実施に踏み出しましました。ということは裏を返せばそういう難しい問題が現実にあると判断したからこういう施策が実成ったわけでありますから、これを全国ベースにのつけて実施をしていく考え方を深めていくため

にもこの調査が必要である、こういうふうに私は考えて申し上げているんです。もう一度お答えください。

○説明員(伊藤雅治君) 東京都の事例につきましては、付添看護の保険の給付額と実額との差額について都の方で公費をもつて負担するという仕組みでございます。そのことにつきましては、医療機関の付添看護料の負担をどう考えるのかという

ことでござりますが、私どもいたしましては、本来付き添いが要らない病院の体制を目指すべきではないかというふうに考えております。したが

いまして、老人病院が十分入院しているお年寄りのお世話をができるような病院の職員の数を十分そろえて、そしてそれが診療報酬で間に合うという形を始めるべきではないかというふうに考えております。したがいまして、この四月の診療報酬改定におきまして介護職員を加配した病院につきましてはその分の診療報酬をお支払いするという制

度を新たに導入いたしまして、現在二十六病院ほど承認しておりますが、そういう病院がふえてくることによってこの付添差額の解消というものが

実態として問題が解決していくんではないかといふふうに考えておるところでござります。

○常松克安君 それも一つの方途でありますよ

う。そのお考えについて異論を挟むものではございません。しかし、現実はもつともっと厳しいものでありますから、それはよく認識をしていただきますて、調査というもの、あるいはこういうふうな方途の施策というものを十二分にお考えの中に入れていただきたい、こう申し上げておきます。

次に、一番最近問題になつておりますのがこのショートステイの問題でありますけれども、法規制によりましてこれは七日間ということに厳密に決められております。しかし、この延長の実現と

いうものが非常にニーズは多くなっております。

あるいはそういう方々のお話も、寝たきり老人の言葉じゃなく寝かしてはならぬのだ、もつと訓練をして在宅ケアでお帰りになつてももつと自立で

きるよう、あるいは看護のあり方を教えてあげたい、こういうふうな現場からの声もございました。これを延長、少なくとも半年間の延長というものがお尋ねでございますが、ショートステイ事業

そのものは、一定の短期間寝たきり老人をお預かりして家族の負担を軽減するというものが事業の目標でございます。

そこで、半年間程度ということはできないかと

いう御指摘でござりますけれども、現実問題とい

たしましては、例えば一、三日冠婚葬祭に出席されると、いった需要がありました、あるいは老人

自体の立場からできる限り家にいたいという方

もいらっしゃいますし、また、できる限り住民の皆様に回数を多く使っていただくという方向を目

指すということも必要であるという観点から、原則七日というルールを外すことは困難で存じます

が、確かに利用者が必要とする利用期間に幅があ

ることは事実でございまして、必要度が高いと認められるケースについて利用期間が延長できる方

向で検討してまいりたいと考えております。

○常松克安君 まことに前進した御答弁であります

して、七日間の壁を破つてその人その人の立場に応じて延長ということを踏まえていこう、こうい

うような意欲的な御答弁、敬意を表するものであります。なお、どうかひとつその延長の度合いと

いうものは最低一ヶ月、こういうふうに私は心して言つておきましたということにいたしておきますから御存念ください。

次は、消防庁長官に、私が出れば救急のことを言わざるを得ないものでありますから申し上げます。

消防法本法の改正、こういうことも必要ではな

いことは、どう考へても、これからいろいろ尽力して前へ進んでいただきますけれども、消防士で入つて救急隊の業務をする。実績からいきましてまず一つ、各自動車会社に自動車の安全対策を

も六十三年でいきましても二百五十四万件、約二百五十五万件。ところが火事の出動は六万件。平成元年度の東京消防庁の消防として出動したのが六千五百件。救急隊として出動したのが三十七万件。もうこれ看板が、ちょっとと業務名が違うんだじゃないかと思うぐらい業務の――数だけでは言えません、それをいろいろ大臣の固い決意、御指導がありまして前へ進みました。しかし、いつまでたつても消防士で入つて出口が救急隊員、これは非常にアンバランスといいますか、当然いつの日かこの辺のところを明確にしていかなきゃならない。そうなつてみると、やはり消防法本法、「応急の手当」という字句からばんと抜け出して、救援隊という本法設立をせにやいかぬのじゃないから、こういうふうに、ちょっと先走った考え方かもしれないがございましょう。

○政府委員(木村仁君) 救急業務に關しましては、救急の業務の定義を始めといたします。消防法の体系の中において必要な規定が整えられていて、救援隊の構成、救急業務の諸活動を行うために必要な事項を現在は消防法で規定しているのは御指摘のとおりでございます。

私はもといたしましては、現段階としては消防法に対するという考え方を持つておりません。しかしながら、今後は救急隊員の専門化ということも進むでございましょうし、また社会的な要望等も変わつてまいりたいと思いますと、今立法をつくらるべきではないかという御意見は将来に向けての一つの貴重な御提言と存しますので、今後検討の課題とさせていただきたいと考えております。

○常松克安君 では次は交通事故関係に移ります。

率直に申し上げまして、調べてみますといろいろな縦割り的な中から、研究所があつてみたり分析所があつてみたりいろいろあるわけでありま

指示されたと報道されているが、その内容についてちょっとと運輸省の方から御報告願いたい。

○説明員(樋口忠夫君) お答え申し上げます。

現下の厳しい交通事故状況にかんがみまして、本年三月、運輸省といたしましては当面の道路交通の安全対策の推進につきましての行動計画というものを策定いたしまして、その中で自動車の構造、装置についてより一層の安全規制の拡充強化を図ることとしたところでございます。

まず当面の対策といたしまして、自動車メーカーに対しまして自動車の構造、装置の安全性に係る研究開発を強化してほしいということ、それからあわせて、自動車のいわゆる国内向け仕様車と輸出向け仕様車との内外格差というものがあるわけなんですが、その解消等を図るよう指示いたしました。特に、今御指摘のお話になるわけでございますが、内外仕様格差の面におきましては、具体的に申し上げますと、安全性の一層の向上にかかるエアバッグ、衝突時に使うものでございまして、それから後席三点式座席ベルト等の装置を装着した車両を自動車ユーザーの要望に応じてそれが提供できるようにしてほしいということを自動車工業会を通じまして自動車メーカーに指示をいたしたところでございます。

○常松克安君 もっと端的に言つちやいますと、横のドアの中に補強板を入れるという指示も入っているんですか。

○説明員(樋口忠夫君) 御指摘のドアの補強板を装着するという点につきましても今回の通達では指示をしてございまして、若干この点について御説明申し上げますと、このドアの補強板を装着することにつきましては米国において米国安全基準として採用されているものであります、その採用されている理由といたしましては、米国では側面衝突が多いことによるものであるというふうに聞いております。しかしながら、側面ドア強度の保持につきましては、米国の交通事情のもとでは有効であるとはいましても、側面衝突のより効果的な乗員保護基準につきましては、実は現在日

米欧共同で、国連の欧州経済委員会の下部組織であります自動車安全公害専門家会議というのがござりますが、その場で基準作成のための作業を日

も、ドアの側面衝突への対策につきましては国連で進められている基準作成作業の結果を待つて対応すべきなのかもしれませんけれども、当面の措置といたしまして、より安全上望ましいものであ

ろう、そういう観点から、ドアの補強板について要望がユーロガーカーからあれば、自動車メーカーとしでそれに応じられるよう指導したということでござります。

○常松克安君 ジャ、ちょっと逆な言い方をして申しわけないんですけど、補強板を入れる、またそういうような検討をいろいろな各国の情勢にかんがみて指示をする。じゃ今度は逆に、今まで入れてなかつたのはやはり安全上に問題があつたと認められますか。

○説明員(樋口忠夫君) ドアの補強板につきまして、実は現在、今申し上げましたように国連の場で専門的に検討を進めておるということでござります。それと同時に、米国では特殊な交通事情ということもございまして、世界では米国が特に補強板を取りつけるということを指定しておるという状況もございますので、日本のユーザーがそれを望むならばとりあえずつけてやろうじゃないか

ということで、現在国連の場で検討していくたい状況もございますので、日本のユーザーがそれを望むならばとりあえずつけてやろうじゃないか

○常松克安君 ジャ、逆に申しますと、N H K の放送によりまして実験が行われました。例えばドアのロックの問題です。日本の高級車は少なくとも五キロ、十キロのスピードの間でかかります。それは何で要請されたか。衝突したときの衝撃で外へ飛び出されて即死が多い。そのことによって

クはかけないで走る。なぜ、ドアのかぎというものが非常に安全弁というものがしてある、構造上。大衆の目の前でテレビが映し出しました。そこに一トンの圧力を加えました。日本の自動車のドアは完全に吹っ飛びました。ところがヨーロッパの車は一トン半でも微動だにしない。二トンでドアはロックをかけずとも開かない。あけてみてロックのギアというものが少し変形して完全に残っている。これを見せつけられた私たちの立場からいきますと、何とまあヨーロッパの車は丈夫に見ておって、日本のものはやわいな、こんなにまで安全性というものが差があつたんだろうか、こういうふうな場面を見せつけられました。いかがでござりますか。

○説明員(樋口忠夫君) 我々といたしましても、その辺の実情につきまして自動車工業会を通じまして自動車工業会を運営しているいと調査をいたしたところでございま思われる車種間におきましては、外国車と比べて日本車が遜色があるという状況にはないというふうに我々は聞いておるところでござります。それと同時に、米国では特殊な交通事情ということもございまして、世界では米国が特に補強量でありますとか車両重量でありますとか、そういうレベルのもので考えたときに同格と思われる車種間におきましては、外国車と比べて日本車が遜色があるという状況にはないといふふうに、それで聞いておるところでございます。

○常松克安君 それじゃまるでテレビでそれに対する答弁した自動車業界のおっしゃったとおりを代弁しておるだけなんですよ。そうすると、行政は自動車業界の出張所なんですか。我々国民の安全性の心配に対するそれが答えなんですか。いかがですか。

○説明員(樋口忠夫君) 我々といたしましても、そういう状況もござりますので、日本のユーザーがそれを望むならばとりあえずつけてやろうじゃないか

ということで、現在国連の場で検討していくたい状況もございますので、日本のユーザーがそれを望むならばとりあえずつけてやろうじゃないか

めようというところでござります。

○常松克安君 運輸省はそういうふうな科学的な調査、科学する研究所を幾つお持ちなんですか、車の構造に対しての。

○常松克安君 そこではそういうふうなデータは出でないです。

○説明員(樋口忠夫君) 自動車の構造、装置、個別につきまして現在当方から研究所の方に要請をしておるということでございまして、それに基づいて研究を進めております。そういう関係で、今先生から御指摘を受けたような点についての研究は行っておりません。

○常松克安君 後日その研究データ並びにその実例を挙げて御説明いたしておきます。ないといふことは絶対ないんです。

もう一度問い合わせをえます。その答え、交通安全に関する外國車との比較、こういうふうに国民党が不安を抱いておる数点に対しても、項目を挙げて研究所に実験を要請される用意はありますか。

○説明員(樋口忠夫君) 現在、運輸省内部において研究を進めております。

○常松克安君 まさにその通りであります。

○説明員(樋口忠夫君) まだやや早いと思っております。

○常松克安君 いつごろ出ますか。

○説明員(樋口忠夫君) 今年度中に一定のところまではやや早いと思っております。

○常松克安君 じゃ方向を変えて申し上げます

が、昨年十一月十七日に実は崖壁から車が落ちてしまいまして、親子三人が亡くなれたという事

件が川崎市でございました。そのときの問題を端的に言いますと、ドアというものが自動車では水圧でもう全然あかぬ。棒でたたいても素手でたたいてもあかぬ。そのはたおりました魚釣りをして

しても調査を進めていきながら自動車の安全基準のあり方につきまして検討していくということ

で、先ほど申し上げましたように三月に行動計画

というものをつくりまして、その中で安全基準の

規制の強化の方向につきましてこれから作業を進めるというところでござります。

○常松克安君 運輸省はそういうふうな科学的な調査、科学する研究所を幾つお持ちなんですか、車の構造に対しての。

○常松克安君 そこではそういうふうなデータは出でないです。

○説明員(樋口忠夫君) 自動車の構造、装置、個別につきまして現在当方から研究所の方に要請をしておるということでございまして、それに基づいて研究を進めております。そういう関係で、今先生から御指摘を受けたような点についての研究は行っておりません。

もう一度問い合わせをえます。その答え、交通安全に関する外國車との比較、こういうふうに国民党が不安を抱いておる数点に対しても、項目を挙げて研究所に実験を要請される用意はありますか。

○説明員(樋口忠夫君) 現在、運輸省内部において研究を進めております。

○常松克安君 まさにその通りであります。

○説明員(樋口忠夫君) まだやや早いと思っております。

○常松克安君 いつごろ出ますか。

○説明員(樋口忠夫君) 今年度中に一定のところまではやや早いと思っております。

○常松克安君 じゃ方向を変えて申し上げます

が、昨年十一月十七日に実は崖壁から車が落ちてしまいまして、親子三人が亡くなれたという事

件が川崎市でございました。そのときの問題を端的に言いますと、ドアというものが自動車では水圧でもう全然あかぬ。棒でたたいても素手でたたいてもあかぬ。そのはたおりました魚釣りをして

しても調査を進めていきながら自動車の安全基準のあり方につきまして検討していくということ

で、先ほど申し上げましたように三月に行動計画

というものをつくりまして、その中で安全基準の

は、スウェーデン、西ドイツにおいては必ずそういう事故に際してガラスを割る脱出用具というものが装備されてきつた。こういうふうになつております。よって、運輸省、警察庁のこういうふうな道具を装備するお考えについての見解を承りたい。

○政府委員(関根謙一君) 交通事故による死者を一人でも減らすという考え方から、そのような脱出用具につきましていろいろ検討をしているところでございます。現在幾つかの種類の脱出用具が開発されていることを承知しておりますが、当面はドライバーの方々の関心を高めるために、ライフハンマーとかいろいろ名称があるようござりますが、こういったものを備えることが安全確保のために役立つということを広報すること等をまず進めていきたいと考えております。

○常松克安君 なお、次回また詳しくやりますが、いま一つは、シートベルトのため金が外れなくて救急隊の方々もそれをカットするのに非常に苦慮している面、あるいはシートベルトが云々じゃない、シートベルトをとめている座金というものがショックで変形して動きがそれなくなってしまう。よって、西ドイツには日本からシートベルトを切るそういう用具がどんどん輸出されるようになりました。青森県の救急隊は八台これは装備してござりますというふうな件も後ほどいたします。

最後に、時間も参りまして、大臣突然でござりますけれども、あれこれいろいろ各省庁ではらばらばらばら言つておつても、非常に縦割り行政的なものがあります。前回大臣から行政のこの問題に対するおくれは認めますと、もう少しデータといいうものが公表されることによって交通事故を少なくとも減らすならば、まことにそういうふうなところで考えを一にするものである、こういうふうな言葉をちょうだいいたしました。

ただ、ここでやっぱり問題になつてきますのは、総理府が中心だ、警察庁だ、運輸省だ、いろいろあって、交通事故による一万名のとうとい命のことを考えますと、西ドイツ、何でも外国のま

ねをすればいいというものではないですか

ます。

そして、私は先ほどから聞いていて、縦割り行政の弊害も何とかしなきゃいかぬです。ですから、これは先生に御指摘され、あのパラメ

ティックの問題でも今厚生省と本格的に協議をやっています。そして、きのうも厚生大臣からもお話をあつたのですけれども、今もう既にこの消

えます。

そこで、昭和六十二年度について私が金額を指

けれども、これ以外に未収額があるはずです。

○諫山博君 数字にはあらわれていませんでした

ます。

調停額が四千七百三十八億五千二百万円、徴収実績額が七百四十二億八千二百万円、猶予額が二千三百九十三億六千六百万円、免除額が一千四百九十四億六千七百万円。間違いありませんが、至急確認した上でお答えさせていただきます。

○政府委員(湯浅利夫君) 私、ちょっと手元に六

十一年度の今の数字を持っておりませんので確認できませんが、至急確認した上でお答えさせていただきます。

○諫山博君 そうしたら、直ちに確認してください。

ます。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘のとおりの数字でござります。

ます。

○諫山博君 これは驚くべき数字です。昭和六十五年度をもう一遍振り返りますと、調停額が五千四百四十八億円、税金として徴収されたのはわずか五百七十八億円、大半が徴収猶予になつたり免除されたりしています。日経新聞がこういう状況を批判しています。「特別土地保有税対象額の七割免除に」。朝日新聞、「企業に甘い土地税制」まさにそのとおりです。どうしてこういう結果になつたのか、説明してください。

ます。

○政府委員(湯浅利夫君) 特別土地保有税は、当初に御指摘がございましたとおり、投機的的土地取引の抑制とそれから土地の有効利用を促進するため、昭和四十八年度に設けられた税制でござります。そういう意味で、この税制がある意味では一つの牽制になりまして、土地の取得を抑制する

行為をするのですが、悲しいかな行政のいろいろな縦割りがある。そのことによって切磋琢磨がそこには権限が与えられていない。こういうところについて何かひとついいお恵みを拝借する所見はございませんでしょうか。名称は総務省となってはいるのですけれども、ところがそこには権限が与えられていない。こういうことで国家的な立場で一元化したもの、窓口は一応お話をあつたのですけれども、今もう既にこの消防士、救急隊員と申しますか看護士と申しますか救急看護士というのですか、名前は別としてこれの今研修年限を一体どれくらいにやつしていくかとお話をあつたのですけれども、今もう既にこの立場で、先般も交通局長を含めて幹部に強く言いました。それは先生の御指摘のあったように、事故に当たって今まで警察だと、日時やら、どちらが加害者か被害者か、そんなことばかり調べるのが仕事だと思つてはいるけれども、本当に事故を分析する、今言いましたつくった方の通産省なり運輸省なりそれぞれのこれは縦割り行政のそういう形の問題点もありますけれども、ともかく事故の原因分析、その場合には道路が悪かった、あるいは自動車の今言つた構造的な欠陥も指摘せにやいかぬこともあるでしょう。そういうことで警察にもやっぱり研究所はあるわけですから、そこまでできるだけ単に事故のそういう現象分析、現象調査だけでなく、原因の面が、事故を一つでも減らすためには必要であるという形で、そこのことの対応を少し検討してみるということを命じてあります。

ですけれども、これは本格的な対応を迫るにはこういった形で各省にそれぞれの専門の研究所もあるわけですから、できるだけ横の連絡を密にしてお互いに情報を公開し合っていく、そして、一度の特別土地保有税の調停額でございますが五千四百四十八億円でござります。それから徴収実績でございます。それが七百七十八億円、それから徴収猶予額でございますが二千三百七十八億円、それから免除額は千八百九十四億円、こういう形になつております。

○諫山博君 数字にはあらわれていませんでした

ます。

○諫山博君 それで昭和六十二年度について私が金額を指

けれども、これ以外に未収額があるはずです。

○政府委員(湯浅利夫君) 特別土地保有税は、当初に御指摘がございましたとおり、投機的的土地取引の抑制とそれから土地の有効利用を促進するため、昭和四十八年度に設けられた税制でござります。そういう意味で、この税制がある意味では一つの牽制になりまして、土地の取得を抑制する

という効果があつたことは事実でございますけれども、今御指摘のように徴収猶予額あるいは免除額が年を追つて大きくなってきた一つの原因は、特別土地保有税は新規に取得された土地だけではなくて、過去に取得された土地も一応潜在的に課税客体になっているというようなことで、毎年毎年課税客体の土地が累積していくということによる数値の累増といふものも一つにはあるわけでござります。

しかし、その技術的な問題は別にいたしまして、この特別土地保有税というのが土地政策を補完するための政策税制として設けられまして、取

得をしてから土地の有効利用をした場合にはこれ

が免除になる、それから土地の有効利用をしよう

とするときに一定の要件を満たした場合にはその

税額を徴収猶予される、こういう制度がございま

すので、これに基づいてそれぞれの措置が講じら

れてはいる、こういふうに御理解を願いたいとこ

ろでござります。

○諫山博君 あなたはそういう説明をされますけ

れども、朝日新聞の批評は「企業に甘い土地税

制」です。

そこで、今どういう事態になつてゐるかといひ

ますと、例えば国土庁が政府税調に対し最近資

料を提出しました。法人の未利用地の具体的な計

画を持たないものが七八%。その中で、当初から

利用の意思がないものが五〇%。当初から利用の

意思のないものは、年度別にどのように移り変

わつたかといひますと、法人の場合、昭和六十年

が一五%，これは昭和五十五年購入分です。昭和

六十二年が二六%，平成元年が五〇%，激増して

おります。同じ時期に、個人の所有地については

どうかといひますと、利用意思のないものが二九

%、二五%，二九%，相当の比率を占めています

けれども、未利用地が激増しているということでは

ないんです。法人の場合は、わずかな期間に利

用の意思のない土地が倍加した、これが実情で

あります。

東京都の場合を調べてみますと、個人の買い

ります。

主、法人の買い主、それぞれの割合が出ておりま

すが、昭和五十七年度は法人の買い主が二五・八

%、昭和六十二年が四五・七%，つまり法人が買

いあさっているわけです。これが土地の狂乱物価

をつくりました。これを抑えなければならぬ特別土地保有税が大した効果を發揮していない。こ

れが実情ではないでしょうか。これは土地税制小

委員会でも随分議論になりましたけれども、こう

いう状態を放置していいと考えているのか。これ

は大臣にお聞きしたいと思います。今世間で言わ

れているのは、特別土地保有税が機能を發揮して

いないじゃないか、何とかしなければならないで

はないかということが今大問題になつてゐるわけ

ですから、責任者である自治大臣からお答えを願

います。

○国務大臣(奥田敬和君) 今日の土地投機、土地

買いあさりの陰に、法人のこういった土地所有

このことが原因になつてゐるということは私は否

定しません。そしてこのことがまさに今、政府税

調も含めて土地政策のかなめの論議の問題点とし

て指摘されてゐるわけでございます。自治体側に

とってみると、恐らく企業に甘いというか、やつ

ぱり企業を誘致して雇用を期待するというような

思惑もあるでしようし、そして民間の人はお金も

うけのために知恵が回るというか上手だといふ

特徴です。

そこで、今どういう事態になつてゐるかといひ

ますと、例えは国土庁が政府税調に対し最近資

料を提出しました。法人の未利用地の具体的な計

画を持たないものが七八%。その中で、当初から

利用の意思がないものが五〇%。当初から利用の

意思のないものは、年度別にどのように移り変

わつたかといひますと、法人の場合、昭和六十年

が一五%，これは昭和五十五年購入分です。昭和

六十二年が二六%，平成元年が五〇%，激増して

おります。同じ時期に、個人の所有地については

どうかといひますと、利用意思のないものが二九

%、二五%，二九%，相当の比率を占めています

けれども、未利用地が激増しているということでは

ないんです。法人の場合は、わずかな期間に利

用の意思のない土地が倍加した、これが実情で

あります。

○諫山博君 問題は変わりますけれども、固定資

産税の評価額といふものが一般に公表されないと

いうことになつてゐるわけですけれども、課税の

公平のためにこれは公表したらどうかといひよ

う声があるし、さらに評価額そのものを公表す

ることはできないとしても、評価額算定の基準と

なる路線価格はもつと広範に公表すべきではない

かといひ声があつて、これは自治省で検討されて

いると聞いていますけれども、どうなつていま

しょうか。

○國務大臣(奥田敬和君) そういつた形の声がさ

きの衆参の委員会でも御指摘もございました。そ

こで、何分にも国土庁がやつてある地価公示の場

合は一万五、六千点ぐらいの大体公示で決まって

おるようですが、御存じのとおり、数字を

七割も免除されているというのは国民は納得しない

いと思うんです。この問題で国土庁とか建設省が

さまざまな積極的な意見を出していることが新聞

で報道されました。例えば、もっと面積を下げる

べきだ、二千平米ではなくて千平米から税金をか

けたらどうかということが建設省から提起されて

いる。国土庁では、地方税だけではどうにもなら

ぬから新しい国税をつくる、というような声が出

ています。

○諫山博君 いざなにしてもこれはすべきであるという形の御意見が

出るというふうに報道されております。この点は

は全省は自治省ですから、もっと自治省の積極的

な発言があつてしかるべきだと思いますけれども

も、制度が悪いのか運用が悪いのか、どちらかだ

と思いますけれども、抜本的にあり方を再検討す

るという意思は持たれませんか。

○國務大臣(奥田敬和君) 抽本的に検討を開始し

ているわけです。そして、今年度中にその結論を

出そうということで、今御指摘がございましたけ

ども、建設省は今この遊休地の制度創設をどう

いう形できちんと枠組みをするか、それによって

特別土地保有税の強化という形の中でうまく企

業が吐き出してくれるかどうかという形も含めて今

せつから検討しているという形でございます。そ

れもそんな時間が長くなっちゃ困る問題ですか

から、これらは税調の方でも結論を急いでおる。建

設省の方は遊休地の制度創設をもう本当に結論を

急いで具体化の方に向かっておるというふうに聞い

ております。

○諫山博君 路線価格を全国で千力所ぐらいいら

るようでございます。かといって、この問題は、

一部公示しようという形で、公平さを確保する上に

おいてもこれはすべきであるという形の御意見が

非常に強いこともよく承知しておりますし、来年

度評価がえに当たつて一部を公示するという形で

御理解をいただきおるところでございます。

○諫山博君 路線価格を全国で千力所ぐらいいら

るようですが、御存じのとおり、大体それを

公表できるという話もありますけれども、大体そ

ういう数字ですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 今大臣から御答弁のご

ざいましたとおり、来年度の評価がえに向けまし

て今地方公共団体との間で路線価の公開をぜひ

お願いをいただいておるところでございます。

○諫山博君 路線価格を全国で千力所ぐらいいら

るようですが、これはもう少しお時間をい

うことにつきましては、これはもう少しお時間をい

ただいて具体的な詰めをまず進めたいと思ってお

りますので、御了解をいただきたいと思うわけで

ございます。地點数をどのくらいにするかという

ことがあります。地點数をどのくらいにするかとい

うございます。

○諫山博君 全然別な問題に入ります。公

務員労働者の扶養手当です。

人事院がお見えだと思ひますけれども、まず扶

養手当の法律的な根拠は次のようになつてゐるで

しょうか。私から読み上げます。給与法の第十一

条二項二号、「満十八歳に達する日以後の最初の三

月二十一日までの間にある子及び孫」に扶養手当

を支給する。この十八歳という計算の仕方は最近

改められたようですが、満十八歳という年齢は変わつていません。

そして、「満十八歳に達する」という言葉は昭和二十五年、つまり四十年

前に決められて今日まで手直しがされていないと

思ひますけれども、間違いありませんか。

○説明員(大村厚至君) 御指摘のとおりでござります。

○説明員(大村厚至君) 国公法二十八条一項は情勢適応の原則を決めています。これによると、給与は「社会一般の情勢に適応するよう、隨時これを更変することができます。」こう規定されています。国公法の六十四条二項は、「俸給表は、生計費、民間における賃金その他の人事院の決定する適当な事情を考慮して定められる」こういう規定です。国家公務員に対する扶養手当もこの適用を受けるのだと思いますけれども、間違いありませんか。

○説明員(大村厚至君) 公務員の勤務条件の一つでございますので、そういう適用を受けるというふうに考えております。

○説明員(大村厚至君) ここで注目していただきたいのは、社会一般の情勢に適応するということが求められている。生計費、民間における賃金などが考慮されなければならない。そしてこれは隨時変更することができるものだというのが今の法律の規定です。

そこで、四十年前に十八歳までの人に扶養手当を払うということが決められた根拠として、稼得能力という言葉が使われているようです。つまり収入を上げることのできる年齢というのは十八歳以上だと。十八歳までは普通高校生だから稼得能力がない、これが理論的な根拠だと聞いています。が、そうですか。

○説明員(大村厚至君) 社会一般の情勢につきましては、それ自体具体的な指針は明らかではございませんが、公務員の勤務条件につきましては、納税者でございます国民一般の理解と納得を得られるものである、そういう必要がある。それからもう一つは、基本的給与でございます俸給表につきまして、民間における賃金等を考慮して定めることがあります。

○説明員(大村厚至君) 人生七十年あるいは八十年の中で一番家計の苦しいのは何歳ころだろうか、これが一つ。もう一つは、子供が何歳ぐらいでどういう生活条件になりますか。

○説明員(大村厚至君) 人生七十年あるいは八十年の中で一番家計の苦しいのは何歳ころだろうか、これが一つ。もう一つは、子供が何歳ぐらいでどういう生活条件になりますか。

○説明員(奥田敬和君) 最近は子供を持つていて、ちょうど子供が大学受験から大学生に移るということがありますと、二十五ぐらいで結婚したとしてそれにプラス十八すると、やっぱり四十過ぎが一番家計の面で、ちょうど今の先生のお話とあ

りますと、大学進学期を抱えたころが一番働き盛りであると同時に、家計支出が一番苦くなる時期じゃないでしょうか。

○説明員(奥田敬和君) 実はこれは大蔵省がきちんととした数字を持っていました。もうちょっと後になりますね。大蔵省、税調に提出したグラフの資料があ

りますが、そこで文部省に質問します。

○説明員(潮明夫君) 五十九年度の国民生活白書によりますと、先生おっしゃるとおりでございま

す。

○説明員(潮明夫君) そうでしょう。間違はあるはずないですよ。

○説明員(潮明夫君) そこで文部省に質問します。

○説明員(潮明夫君) 高等学校を卒業してさまざまな学校に通うわけですから、私が調べてみて大学、短期大学、専修学校、浪人、予備校、つまり十八歳で卒業しましてもなかなか職業にはつかない人が多いわけですか。

○説明員(潮明夫君) 今私が指摘した大学、短大、専修学校、予備

校ないし浪人、この世代の中における割合がわかりますか。

○説明員(潮明夫君) そこで文部省に質問します。

○説明員(潮明夫君) 同世代に比べまして何%

○説明員(潮明夫君) そこで、次に移ります。学生の生活源はどこか

○説明員(潮明夫君) 行っている者もおりますし、あるいはもう就職した者もあります。そのすべて含めた数がおよそ四十万人でござります。

○説明員(喜多祥旁君) 四十万人のうち予備校に行っている者もおりますし、あるいはもう就職した者もあります。そのすべて含めた数がおよそ四十万人でござります。

○説明員(喜多祥旁君) 浪人四十万というのは予備校を含めておりますか。

○説明員(喜多祥旁君) それで文部省に質問します。

○説明員(喜多祥旁君) 四十万人のうち予備校に

○説明員(喜多祥旁君) 行っている者もおりますし、あるいはもう就職した者もあります。そのすべて含めた数がおよそ四十万人でござります。

○説明員(喜多祥旁君) それで文部省に質問します。

○説明員(喜多祥旁君) たゞいま詳細な資料を

○説明員(喜多祥旁君) たゞいま詳細な資料を</p

いる人は百十九万一千円、下宿賃借りが百五十万円、平均して百十七万五千五百円、この数字は間違いませんか。

○説明員(喜多祥旁君) 間違いございません。

○説明員(喜多祥旁君) 何のためにこういう質問をするかと言いますと、学生というのはとにかく金がかかるんですよ。日本は世界一金がかかるそうです。ところが、この人たちは稼得能力があるということを扶養手当の対象になつてないんです。四十年前にそういうことが決められて、今なお改められていません。この場合にたくさん国家公務員がおられますけれども、恐らく自分の家庭を振り返つたら、十八歳までしか扶養手当を払わないというのは非現実的だよと考えたと思います。

そこで、教育費の問題をもう少し聞きます。消費支出の中で教育費がどれだけの割合を占めるのか、これは労働者について質問します。昭和四十五年度は教育費の割合は二・七%、平成元年は四・八%、間違いありませんか。

○説明員(坂東眞理子君) 総務省統計局の実施しております家計調査によれば、先生のおっしゃるとおりでございます。

○説明員(坂東眞理子君) そのとおりでございます。

○説明員(坂東眞理子君) 今度は教育費の割合がどういう年齢の人には負担がかかってくるのか、教育費の負担と

いうのは世帯主の年齢によつていろいろの割合が違います。平均すると四・八%、世帯主が四十歳から四十四歳までは六・三%、世帯主が四十五歳から四十九歳までは八・七%、間違いありませんか。

○説明員(坂東眞理子君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

○説明員(坂東眞理子君) 大臣が言われたように、この世代が一番高い教育費を負担するわけです。そしてこの世代がさつき大蔵省の説明でもありましたよう

に、人生八十年の中赤字の出る年代なんです。ところがこの年代には扶養手当が払われないといふところに問題があるわけですから、幾らか

観点を変えまして、労働省に質問します。

國家公務員、地方公務員は十八歳を超したら扶養手当を払わないということになつていますけれども、民間ではこの格を突破しているところがだんだん始めました。一番新しい資料で、民間企業でどれだけの企業が十八歳以上の人には家族手当を払っていますか。

○説明員(上原信博君) お答え申し上げます。

労働省が昭和六十一年に実施しました賃金労働時間制度等総合調査によりますと、扶養手当の制度のある企業が全体で七六・六%、そのうち満十八歳以上で在学中の子供に支給する企業の割合は五三・二%でござります。

○説明員(上原信博君) お答え申し上げます。

○説明員(上原信博君) 在学中の者に家族手当を払つて、昭和六十一年十二月末現在、本社の常用労働者が三十人以上の民営企業のうちから、一定の方支出の伸びが六・九倍、消費支出の伸びが三・八倍、これはどうですか。

りません。

○説明員(坂東眞理子君) 人事院は同じような問題を調査されましたか。

○説明員(大村厚至君) 昭和六十三年に民間給与実態調査の中で調査しております。

○説明員(大村厚至君) 労働省の調査よりか十八歳以上で企業でどれだけの企業が十八歳以上で家庭手当を払っている民間企業の比率は低いです。

○説明員(大村厚至君) 今、労働省のお答えよりも低い数字になっております。

○説明員(坂東眞理子君) 人事院は幾つの企業を調べましたか。

○説明員(大村厚至君) 私どもの民間給与実態調査は七千七百ほど調査しておりますが、そのうちの千事業所、本店事業所でございますが、そういう千を調査対象としております。

○説明員(坂東眞理子君) この場に総理大臣がいないのが残念ですけれども、同じ問題を調査して人事院と労働省の数が違う、これは私には理解できないことです。あつてはいけないことだと思ふんです。

○説明員(大村厚至君) そこで、労働省は人事院と違った数字が出ているわけですから、何らかの形でもって人事院として民間企業の実態を調べてみようという気はありませんか。

業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業を調べております。

○説明員(坂東眞理子君) 労働省はこういう調査はしばしば行われます。

○説明員(上原信博君) 労働省はこういう種類の企業が調査されたのか詳細な表を見ました。とにかく労働省の調査では十八歳以上で在学中の者に家族手当を払っている企業が五三・二%に達したことは重大だと思います。

○説明員(上原信博君) そこで、大蔵省に質問します。所得税法で特定扶養親族ということで扶養家族の控除額が決められましたね。昨年から実施されたのですかね。これほどいう年齢の人を取り扱いをすることがあります。

○説明員(上原信博君) 扶養親族に係ります扶養控除額につきまして、一般的扶養親族の人をどういう取り扱いをすることがなつたんですか。

○説明員(上原信博君) お答えいたします。

○説明員(上原信博君) いわゆる特定扶養親族に係ります扶養親族に係ります扶養控除額、これは三十五万円でございますが、にかえまして四十五万円を控除するという制度でございます。

○説明員(上原信博君) お答えいたしました。

○説明員(上原信博君) 特別扱いということになつたんですか。

○説明員(上原信博君) つまり所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。この趣旨で十六歳から二十二歳までは

までは、「教育費を含む種々の支出がかさむ世代

になります。読み上げますと、十六歳から二十二歳までは、「教育費を含む種々の支出がかさむ世代

がかかる」ということになります。

○説明員(上原信博君) お答えいたしました。

○説明員(上原信博君) そういうようなお子さんを持っておられるよう

な、今おっしゃったようなまさに働き盛りで収入

は比較的多いわけですから、教育費等の支出

がかさみますそういう世代の方の税の負担につい

て一層の軽減を図るという趣旨でございます。

○説明員(上原信博君) 自治大臣、聞いてください、ここが大事なところだと思います。大蔵省は十六歳から二十二歳までは特別金のかかる年代だ、だから

税金の面で特別考慮すると言つてゐるのですよ。

ところが、国家公務員も地方公務員も、十八歳になつたら一人前だからもう扶養手当は払いません。私はそこに矛盾を感じてゐるんです。これは大蔵省が言つてゐるだけではありません。自治省も住民税について同じような扱いをしてゐるはずですかねども、どうなつてますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 住民税におきましても、特定扶養親族に対します割り増し扶養控除制度は、この前の税制改革におきまして制度化いたしました。その適用を平成二年度から実施することにいたしております。なお、控除額につきましては、一般的の扶養控除が三十万円に対しまして、この方々には五万円プラスの三十五万円の控除を適用するということにいたしております。

○諫山博君 所得税の場合は対象者が八百万人ぐらいると聞きましたけれども、住民税は恐らくもつと多いんじゃないかと思ひますけれども、何人ぐらいいが対象になりますか、これが一つの質問。もう一つは、やっぱりこういう制度ができるのは、十六歳から二十二歳までは、特別金のかかる年齢だということにいたしております。

○政府委員(湯浅利夫君) 対象人員につきましては、今度から適用するということでおざいますので、確定したことは申し上げられませんが、今先生おっしゃるように、国税で八百万人ということがあれば、住民税の場合には納稅義務者数が多いわけでござりますので、それよりも上回つてゐるというふうに考えられます。

○諫山博君 これから大臣にお聞きします。四十年前に、子供が十八歳になつたらもう一人前で、収入があるから扶養手当は払わないといふ

ことが決められたんですね。四十年前というと、もう時代が違いますよね。それは、子供の進学率

もはるかにふえたし、教育費も高くなつたし、そして、大蔵省も自治省も、やはり十六歳から二十歳までというのは大変金のかかる年齢だから、二歳までという税金の面で特別な扱いをしようということになつたんです。

自治体の労働者がこの問題を取り上げて、制度の改正をしてもらいたいという運動を開始しているんです。自治体労働組合全国連絡協議会などが請願運動を始めまして、次のようなことを要望しております。「扶養手当の支給要件のうち、職員の子および孫、弟妹にかかる支給年齢を当面、二十三歳未満までに引き上げるよう、所要の法律改正をおこなうこと」、そしてなぜこういう法律改正が必要であるかということを、大体私が今まで指摘したような観点で述べております。これは私本当につともな要求だと思つてますよ。十八歳になつたら一人前で、もう収入があるんだから家族手当は払いません、四十年前はどうだったかは知りませんけれども、こんなやり方は今の社会ではあります。

通用しないです。地公法では、職員の給与というのは生計費、それから民間事業、こういうところを考慮して決めなさいと書いてある。ですから、この要求を実現するためには、請願事項にも書かれているように法律の改正が必要だと思います。

私は、自治大臣に法律を改正してくれ、イエスかノーカ、こういう質問はしません、これは余りにも問題が大き過ぎるから。ただ、私が今質問したような点を聞いていたので、このまま放置していいとはお考へでないと思ひますけれども、どう考えられますか。感想を聞かせてください。

○國務大臣(奥田敬和君) 感想ということでござりますから率直に答えていただきます。

四十多年前の法律であるということを不勉強で、なおこの割り増し控除制度を設けた趣旨は、先ほど来御指摘のような税制調査会の中間答申などを受けまして、働き盛りの方々で収入は比較的多いけれども、教育費の支出がかさむなどで生活にゆとりのない世帯に税負担の軽減を幾らかでも図つていこう、こういう趣旨で設けられたと承知いたしております。

○諫山博君 これから大臣にお聞きします。

四十年前に、子供が十八歳になつたらもう一人前で、収入があるから扶養手当は払わないといふ

進学の時代でございました。それが今五〇%台の数字を挙げられておいでましたけれども、確かに経済的に余裕があるから大学だという時代ではなくて、もう全く二人に一人がそういった進学くなくて、もう全く二人に一人がそういった進学という形になりますから、これは大変な問題だなという認識は先ほどから痛切に感じております。確かに、働き盛りで経済的な意味では恵まれておられるわけでしょうけれども、子供さんの進学率もはるかにふえたし、教育費も高くなつたし、そろかなんだから、したがって廃止すべきだという立場をとっています。それで、きょうから衆議院の税特委も審議を開始して、野党の廃止法案とともに改めておこなうこと」という運動を開始してい

るんです。自治体労働組合全国連絡協議会などが請願運動を始めまして、次のようなことを要望しております。「扶養手当の支給要件のうち、職員の子および孫、弟妹にかかる支給年齢を当面、二十三歳未満までに引き上げるよう、所要の法律改正をおこなうこと」、そしてなぜこういう法律改正が必要であるかということを、大体私が今まで指摘したような観点で述べております。これは私本当につともな要求だと思つてますよ。十八歳になつたら一人前で、もう収入があるんだから家族手当は払いません、四十年前はどうだったかは知りませんけれども、こんなやり方は今の社会ではあります。

通用しないです。地公法では、職員の給与というのは生計費、それから民間事業、こういうところを考慮して決めなさいと書いてある。ですから、この要求を実現するためには、請願事項にも書かれているように法律の改正が必要だと思います。

ですから、これはまた、先ほど人事院の答えにもありましたように、先生も御指摘されましたけれども、民間の形に準拠するという公務員の給与実態にかんがみまして、早く制度が、民間の方では随分やつておられるようございますから、そういう実態を踏まえて、まあもちろん人事院も検討されていると思いますし、これは政府も前向きに、地方公務員だけができる問題ではありますから、本当に、四十年前の給与法の実態というものは、今日の時代にはそぐわない面が指摘される。わかる、理解できる、感想ですから、まさにそういう形ですべきであるうと、これはもう率直な感想でござります。

○神谷信之助君 きょう私は三点について御質問したいと思います。

まず第一点の問題は交付税法案にかかる問題です。この法案については、借入金返済の問題とか補助金の問題とか、その他いろいろ挙げればたくさんあるんですけども、時間の関係もありますから、現段階における最重要点について、一点に絞つて質問したいと思います。

まず、財政局長、この法案の交付税総額、これは今政府が国会に出している見直し法案、あれを基礎にした金額、これをもとにしているということで間違ひありませんね。

○政府委員(持永堯民君) そのとおりでござります。

○神谷信之助君 我々は、もう既に御承知のように、この消費税は公約違反もあるし、民意も明確になりました。したがってまだ結論も出ていない段階に、消費税の見直しを前提にした交付税総額を決定するという本法案を急いで、結論も出ないのに先に成立をさせようとするのは私はこれは納得できませんが、先ほどの御論議を聞いてまさにそのとおりだなと思っております。

ですから、これはまた、先ほど人事院の答えにもありましたように、先生も御指摘されましたけれども、しかし現実にはなかなかそうはと言いたけれども、民間の形に準拠するという公務員の給与実態にかんがみまして、早く制度が、民間の方では随分やつておられるようございますから、そういう実態を踏まえて、まあもちろん人事院も検討されていると思いますし、これは政府も前向きに、地方公務員だけができる問題ではありますから、本当に、四十年前の給与法の実態というものは、今日の時代にはそぐわない面が指摘される。わかる、理解できる、感想ですから、まさにそういう形ですべきであるうと、これはもう率直な感想でござります。

○政府委員(持永堯民君) 地方交付税につきましては、もう御承知のとおりでございまして、地方団体の非常に重要な財源でございますから、年間の計画的な財政運営を行つためにはやはり早く交付税を決める必要があるということがまずござります。そこで、改正案によります普通交付税の決定が早くできませんでしたと、国の予算が上がりまして建前としては見直し法案をと大臣もおつしやったけれども、しかし現実にはなかなかそうはと言いたけれども、民間の形に準拠するという公務員の給与実態にかんがみまして、早く制度が、民間の方では随分やつておられるようございますから、そういう実態を踏まえて、まあもちろん人事院も検討されていると思いますし、これは政府も前向きに、地方公務員だけができる問題ではありますから、本当に、四十年前の給与法の実態というものは、今日の時代にはそぐわない面が指摘される。わかる、理解できる、感想ですから、まさにそういう形ですべきであるうと、これはもう率直な感想でござります。

○政府委員(持永堯民君) 地方交付税につきましては、もう御承知のとおりでございまして、地方団体の非常に重要な財源でございますから、年間の計画的な財政運営を行つためにはやはり早く交付税を決める必要があるということがまずござります。そこで、改正案によります普通交付税の決定が早くできませんでしたと、国の予算が上がりましていろいろな事業が執行ができない、あるいは地方団体の受け入れ態勢といいましょうか円滑な事業の執行に支障が出るということもあるわけでございまして、とりわけ積雪寒冷地等においては早く事業を確定する必要があるという状況があるわけでございます。そういったことから法律におきましてもこの普通交付税の決定は八月中に決定するよう書いてあるわけでございますが、今年度の場合におきましても、やはりこの法律どおり八月までに決定をさせていただくことによりまして、地方団体の財政運営に支障が出ないようにさせて

いただきたいというふうにお願いをしているわけだと思いますし、そういうことを望んでいるわけでございます。

今御指摘ございました消費税の問題でございますけれども、確かにこの消費税の問題につきましてはいろいろ今まで御議論がありました。また、現在あるいはこれから国会でも審議がされるわけになっているわけでございます。しかし、そ

ういった議論の結果、消費税の取り扱いに伴いまして仮に地方交付税の原資に変更が出てくる、変わってくるというようなことになれば、その時点で地方財政の円滑な運営に資するために地方交付税の総額の安定的な確保を図られることとするための所要の措置を講ずる。具体的には補正予算あるいは法律改正ということになると思いますけれども、そういう形で御審議をいただくということにならうか、このように考えておるわけございまして、国会におかれましても、今申し上げましたような点を御理解いただきましてこれまでこの改正案の御審議を進めてきていた大いに重要な財源であるということにかんがみまして、八月決定ができますよう、ぜひこの改正案の成立について御理解を賜りたいと思っているわけでございます。

○神谷信之助君 それはちょっとおかしいんじゃないですか。きょう一緒に御説明なさった地方財政計画、これで今年度の地方自治体の全体としての歳出規模、必要な需要額というものが提案されたわけだ。だから、これだけは要りますよ、これだけは地方自治体必要ですということは政府が提案された。それをやるために必要な財源について

は、これは交付税の三三・九%の枠なり決められたわけだ。そこで、もし不足をすれば政府がちゃんと補てんをして充当しなきゃいかぬ、これも地方財政法上決

まっているわけです。いいですか、そういう建前

でござりますから、現実に交付税が自治体に金が行かない、それが決まるまでは金が来ない、こう

すけれども、確かにこの消費税の問題につきましてはいろいろ今まで御議論がありました。また、現在あるいはこれから国会でも審議がされるわけになっていますよといいます。

ただ、現在あるいはこれから国会でも審議がされるわけになっていますよといいます。しかし、それ

は交付税法案自身が確定しないと配分の方法が決まらないという問題が起こるでしょう。しかし、自治体の方としたら、財政規模はわかります

ということになれば、その時点ですぐに地方交付税の総額の安定的な確保を図らざるを得ない、地方財政計画でこれだけの需要は必要だということを認められておるんだし、そして内部分配は大体こういうつも予算あるいは法律改正ということになると予算あるいは法律改正ということになると思いますけれども、そういう形で御審議をいただくといふことにならうか、このように考えておるわけございまして、国会におかれましても、今申し上げましたような点を御理解いただきましてこれまでこの改正案の御審議を進めてきていた大いに重要な財源であるということにかんがみまして、八月決定ができますよう、ぜひこの改正案の成立について御理解を賜りたいと思っているわけでございます。

○神谷信之助君 それはちょっとおかしいんじゃないですか。きょう一緒に御説明なさった地方財政計画、これで今年度の地方自治体の全体としての歳出規模、必要な需要額というものが提案されたわけだ。だから、これだけは要りますよ、これだけは地方自治体必要ですということは政府が提案された。それをやるために必要な財源についての原則に基づいた政府あるいは与党のとるべき態度でございます。

○神谷信之助君 それはちょっとおかしいんじゃないですか。きょう一緒に御説明なさった地方財政計画、これで今年度の地方自治体の全体としての歳出規模、必要な需要額というものが提案されたわけだ。だから、これだけは要りますよ、これだけは地方自治体必要ですということは政府が提案された。それをやるために必要な財源についての原則に基づいた政府あるいは与党のとるべき態度でございます。

おっしゃっても、また実際上の問題として確かに

九月になつたらそうなるでしょう。しかし、時間

はありますから、早くそれまでに臨時国会を開いてそして改めて提出をする、そういうことをやれば具体的に実際上の混乱は起ららない。そういうことはつきりしているのに、いかにも何か自治体に迷惑かけるかのようなそういう状況なり、現

たがって実務的に問題ない。

問題は確かに九月以降に問題があります。これ

は交付税法案自身が確定しないと配分の方法が

決まらないという問題が起こるでしょう。しかし、自治体の方としたら、財政規模はわかります

からね、地方財政計画でこれだけの需要は必要だ

ということを認められておるんだし、そして内部分

配は大体こういうつも予算あるいは法律改正

ということになると思いますけれども、地方団体の財政運営にも支障がないようにすることができるのではなかろうか、このように考えておるわけございまして、国会におかれましても、今申し上げましたような点を御理解いただきましてこれまでこの改正案の御審議を進めてきていた大いに重要な財源であるということにかんがみまして、八月決定ができますよう、ぜひこの改正案の成立について御理解を賜りたいと思っているわけでございます。

○政府委員(持永堯民君) 若干実務的なことを申

し上げたいと思いますけれども、地方団体の財政

面に支障が出るかどうかということでございます

が、一点は概算交付四月、六月行くんだからとい

うお話をございましたけれども、確かに資金繰り

としてはそれは四月、六月は参りますが、問題

は、地方団体にしてみれば、資金繰りも重要でござりますけれども、やはり平成二年度の普通交付

税が幾ら来るかということがどう決まるかが非常

に重要なわけございまして、大体ほんどの地

方団体では御承知のように九月の定期会で補正予

算を組む。これは国の予算も通つて、公共事業そ

の他いろんな補助金の内示等も大体出そろいまし

て、それに合わせて財源の面でも交付税が決まつ

て、それでいわば実質的な肉づけ的な予算を九月

に組むのが通例でござりますから、その九月の予

算編成までに間に合わないとなると、地方団体と

してはいわば安心した形で予算の編成ができる

い。確かに地財計画その他で大筋は示しております

ですから、ある程度大きめなことはわかると思

いますけれども、やはりきちっとした数字がどうな

かということはわからないわけでございます

で、そこは九月予算の編成に支障がないようにす

るために八月までには決定をしたい。その前に

はこの法案をぜひ上げていた大いに決定をさせて

いただきますよといいます

が、迷惑するから困りますよといふことを

ひ御理解をいただきたいと思います。

それから、現に今そいとになるものですが

はありますから、早くそれまでに臨時国会を開いてそして改めて提出をする、そういうことをやれば具体的に実際上の混乱は起ららない。そういうことはつきりしているのに、いかにも何か自治体に迷惑かけるかのようなそういう状況なり、現たがって実務的に問題ない。

問題は確かに九月以降に問題があります。これ

は交付税法案自身が確定しないと配分の方法が

決まらないという問題が起こるでしょう。しかし、自治体の方としたら、財政規模はわかります

からね、地方財政計画でこれだけの需要は必要だ

ということを認められておるんだし、そして内部分

配は大体こういうつも予算あるいは法律改正

ということになると思いますけれども、地方団体の財政

面に支障が出るかどうかということでございます

が、一点は概算交付四月、六月行くんだからとい

うお話をございましたけれども、確かに資金繰り

としてはそれは四月、六月は参りますが、問題

は、地方団体にしてみれば、資金繰りも重要でござりますけれども、やはり平成二年度の普通交付

税が幾ら来るかということがどう決まるかが非常

に重要なわけございまして、大体ほんどの地

方団体では御承知のように九月の定期会で補正予

算を組む。これは国の予算も通つて、公共事業そ

の他いろんな補助金の内示等も大体出そろいまし

て、それに合わせて財源の面でも交付税が決まつ

て、それでいわば実質的な肉づけ的な予算を九月

に組むのが通例でござりますから、その九月の予

算編成までに間に合わないとなると、地方団体と

してはいわば安心した形で予算の編成ができる

い。確かに地財計画その他で大筋は示してお

りますから、ある程度大きめなことはわかると思

いますけれども、やはりきちっとした数字がどうな

かということはわからないわけでございます

で、そこは九月予算の編成に支障がないようにす

るために八月までには決定をしたい。その前に

はこの法案をぜひ上げていた大いに決定をさせて

いただきますよといいます

が、迷惑するから困りますよといふことを

おっしゃっても、また実際上の問題として確かに

九月になつたらそうなるでしょう。しかし、時間

はありますから、早くそれまでに臨時国会を開い

てそして改めて提出をする、そういうことをやれ

ば具体的に実際上の混乱は起ららない。そういう

ことははつきりしているのに、いかにも何か自治

体に迷惑かけるかのようなそういう状況なり、現

たがって実務的に問題ない。

問題は確かに九月以降に問題があります。これ

は交付税法案自身が確定しないと配分の方法が

決まらないという問題が起こるでしょう。しかし、自治体の方としたら、財政規模はわかります

からね、地方財政計画でこれだけの需要は必要だ

ということを認められておるんだし、そして内部分

配は大体こういうつも予算あるいは法律改正

ということになると思いますけれども、地方団体の財政

面に支障が出るかどうかということでございます

が、一点は概算交付四月、六月行くんだからとい

うお話をございましたけれども、確かに資金繰り

としてはそれは四月、六月は参りますが、問題

は、地方団体にしてみれば、資金繰りも重要でござりますけれども、やはり平成二年度の普通交付

税が幾ら来るかということがどう決まるかが非常

に重要なわけございまして、大体ほんどの地

方団体では御承知のように九月の定期会で補正予

算を組む。これは国の予算も通つて、公共事業そ

の他いろんな補助金の内示等も大体出そろいまし

て、それに合わせて財源の面でも交付税が決まつ

て、それでいわば実質的な肉づけ的な予算を九月

に組むのが通例でござりますから、その九月の予

算編成までに間に合わないとなると、地方団体と

してはいわば安心した形で予算の編成ができる

い。確かに地財計画その他で大筋は示してお

りますから、ある程度大きめなことはわかると思

いますけれども、やはりきちっとした数字がどうな

かということはわからないわけでございます

で、そこは九月予算の編成に支障がないようにす

るために八月までには決定をしたい。その前に

はこの法案をぜひ上げていた大いに決定をさせて

いただきますよといいます

が、迷惑するから困りますよといふことを

わかっているんだよ。

○政府委員(持永堯民君) ちょっとと事務的な問題もございますので。

単位費用は変えないというお話をございましたけれども、これはやはりもちろん衆議院で修正されましたように総額を確保しなけりやなりませんが、まず変わる変わらないの前に単位費用を今回決めていただかないと決まらないわけございませんから、そういう意味で改正案をお願いしているということです。

それからもう一点は、九月でいいじゃないかと。いうお話がございましたけれども、実は交付税の算定作業は通常でありますともう既にかなり進んでいますのでござりますけれども、八月算定するためにはやはり五月の末ごろから普通でありますと作業が始まるわけでござりますが、そういった意味でも作業上からしてもかなり窮屈な日程になつておりますので、その点も御理解をいただきたいと思っております。

○神谷信之助君 反論はあるけれども、もうやめます。

○国務大臣(奥田敬和君) 現状において消費税の見直し、廃止をめぐる国会論議が今始まつたという形は十分認識して、その結論というかその方向を非常に重大な関心を持って注目しているわけでございます。

〔理事瀬上直雄君退席、委員長着席〕

もちろん、今御指摘のとおり、財政局長からも話がありましたが、私たちはこの作業をするために地方自治体に安心した形で交付額を決定してあげたい。それも法律でも八月いっぱいといふことは以前に作業も終え、法律も通していただきたいということは当然でございます。

だから、私もはつきり言ってこの八月に間に合つよう、に、地方自治体にいたずらな不安を与えるやういかな、この気持ちのみんな一緒だったと思ひます。ですから、何が何でも、急ぎたい気持ちはやまやまですけれども、私はもう八月のそいつた交付に措置していくだければいい。した

がって、衆議院の方でもこういった形をよく踏まえて、そして修正の中でも消費税のこういった税制改革の行方に関係なく、ともかく地方交付税の安定的確保を図つてやろう、今度の場合には総額の歳出を決める法案であるから、そういった形で協力しようということで大変な形での修正決定をございます。

私にとってはそれは大変ありがたいことですけれども、実際手続上いえば八月交付に間に合うことによって地方自治体の財政運営に支障を与えない、これが基本であったわけでありますけれども、早いにこしたことではない、早く安心させてあげたいという気持ちが御論議の過程の中で、そういった方向でこちらに回つてきたわけですから、私としては非常にそういった高い見地に立つての地方自治体財政運営に支障を与えていかないという形のあの与野党修正には感謝申し上げております。

○神谷信之助君 八七年の売上税のときには九月十九日に成立しておる、そういう例もあるんですよ。

実務上の問題 今局長言つていましたけれども、これをやつているとまた時間がかかりますからもうあと議論しませんが、いずれにしても私はござります。そこでお尋ねをしますが、リゾート法の第九条、これでは「一条一項一号ないし四号施設、すなわち特定民間施設のスポーツまたはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設及び政令で定める特定民間施設のうち、自治省令で定めるものについて不均一課税が実施できることになつておりますが、これはそのとおりですね。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税法の第六条には、「公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」という規定がござります。この規定に基づきまして、地方団体はそれぞれの判断でその公益上の理由がある場合には不均一課税を行つてよいことになるわけですが、リゾート法にかかる問題です。これは予算委員会でもやつてきました。だといふことで、強い不満を国民の多くが持つておられるることは御承知のとおりです。我々は、し

たがつて評価がえは凍結することを、前例もあるんだからやりなさいと主張をしているわけです。

その立場からちょっと聞きますが、年金生活者など低所得者に対して固定資産税の減免措置、いわゆる不均一課税を行うことは可能なかどうか。

どうお考えでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 御案内のとおり、固定資産税というのは資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して、その資産の価値に応じて税負担を毎年お願いするという考え方でござります。

それで、よく言われるのは物税という考え方でございまして、所有者の所得の状況というものは一応これは査照をして税負担をお願いするというが基本的に税の性格ではないかと思うわけでございます。そうは言つものの毎回の評価がえにおきましては、一挙にその税負担が上昇しないよう一一定の負担調整措置を講ずるとかというようなことはやつてあるわけですが、低所得者といふものに着目して税を減免するというようなことはやつてあるわけですが、低所得者といふものに着目して税を減免するというようなことはやつてあるわけですが、低所得者といふものに着目して税を減免するというふうに考へておるところでございます。

○神谷信之助君 そこでお尋ねをしますが、リ

ゾート法の第九条、これでは「一条一項一号ないし四号施設、すなわち特定民間施設のスポーツまたはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設及び政令で定める特定民間施設のうち、自治省令で定めるものについて不均一課税が実施できることになつておりますが、これはそのとおりですね。

○政府委員(湯浅利夫君) 税法の立場で私ちょっと申し上げましたので、ちょっと人とのようだというお話をございましたが、それその団体が地方税法の六条の規定に基づいてみずから判断で不均一課税をすることはできるわけですが、それは固定資産税の減免はできないということになります。その点はどうですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 税法の立場で私ちょっと申し上げましたので、ちょっと人とのようだというお話をございましたが、それその団体が地方税法の六条の規定に基づいてみずから判断で不均一課税をすることはできるわけですが、それは固定資産税の減免はできないということになります。その場合に、その補てん措置を講ずるということが裏にあるということは、その不均一課税は行つてもそれは適當な不均一課税であるという考え方で、それを仕組みとしてできているんじやないか、こういうことを私先ほどちょっと申し上げたものでございまして、ちょっと言葉足らずで

いうことでございますので、この考え方の裏にはリゾート法に伴う公益上の不均一課税というものを認めるという考え方で対応しているのではない

かと思つております。

○神谷信之助君 いや、あなたおかしいですよ。

えらい人ごとみたいにおっしゃるけれども、自治省もこれ共管でしょう。だから、ここでいってい

る二条一項の一号ないし四号施設、先ほど言つたような施設、これは公益性が認められるという場合ですね、地方税法の条項に従つて、これは不均一課税はよろしいと、それで、リゾート法によつて、それについては交付税措置をしますよ、こう

恐縮でございますが、そういう観点の中で、どれとどれを減収補てんするかというのはまた別の政策判断から出てくる問題ではないかと思っております。

○神谷信之助君 今の質問は、二条一項の五号、これを除外されるんですね、第九条の規定から。だから、五号というのは宿泊施設、これに対する固定資産税の减免はできないということにしては固定資産税の减免はできないということになるんですかと聞いています。それともやれるんですけど。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税法の第六条の規定を使ってそれぞれの自治体がそれを不均一課税するかということは、それは自治体の御判断に任せられるという問題ではあるうかと思います。ただ、補てん措置が講じられていないいうものは、それなりに自治省としてその部分をやることが適當かどうかという判断を別のことでもやつぱりやっているんじゃないかというふうに私は思っております。税法を主管する立場からすると、そういうふうに今考えるわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、国土庁に聞きましょう。この九条で、二条一項の五号、宿泊施設を適用除外にした理由、これは何ですか。

○説明員(若崎忠夫君) ただいま先生が御指摘のように、リゾート法による基本構想に従って、重点整備地区内で整備される総合保養地域整備法第二条第一項第一号から四号までに掲げる特定民間施設については、法人税、所得税の特別償却も講ぜられておりませんし、また固定資産税の不均一課税等の税制上の特例措置が講じられることになっています。このように、特定民間施設のうち、税制上の特例措置が講ぜられる対象施設を限定した理由でござりますけれども、特例措置を講ずる対象施設は、特定民間施設のうち、総合保養地域において

活動を行うために必要不可欠なものに限る必要があります。こういう判断が一つあつたろうと思いま

す。

そこで、特に第一号から第四号までの施設、これはスポーツ、レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設及び集会施設でございますけれども、この施設については国民が多様な活動を行うために必要な施設でありまして、特に税制上の特例措置を講ずる必要がある、こういう判断が働いたものと、こういうように考えております。

○神谷信之助君 リゾート法の十三条にはそうと、だめな方の理由を聞いているんです。いい方の理由はさつき言っておるよ、私も。

○説明員(若崎忠夫君) そういうことで、お答えをただいま申し上げましたように、税の特例措置を対象とする施設について最小限必要不可欠なものに限定しよう、こういう判断が働くものと、こういうよう理解いたしております。

○神谷信之助君 宿泊施設とか会員制のゴルフ場を聞いておるけれども、違うのか。

○説明員(若崎忠夫君) それらの税の特例措置を講ずる上で、御案内のとおり一般的に収益性が高い低いかということも判断の一つの要素になつてきているものと考えております。

○神谷信之助君 ところが実際どんな状況が起きていたのかといいますと、兵庫県の淡路島の南淡町ですが、ここではリゾート産業の大和ハウスのホテルを誘致をしたい。だからそのためにはさまだほんまの優遇措置を設けています。例えば実質的に三年間固定資産税を免除する。これは一度税を徵収した後に奨励金という形で同額をその大和ハウスに交付する、こうなっているんですが、これは

リゾート法の第九条の違反にはならないのか、どうなんですか。

○政府委員(芦尾長司君) リゾート法の第十三条

「出資、補助その他の助成をすることができる。」ということが片一方では書かれておるわけでござります。この規定等に基づいて各地方団体、民間事業者に対していろんな優遇措置を講じておるも

のとうふうに考えておるということでございま

す。

○神谷信之助君 リゾート法の十三条にはそう九条では固定資産税の减免はしない、ホテルについて至れり尽くせり何でもやれるよう書いてある。しかしながらんじやないですか。片一方がそれは一たん徴収して同額返したら実質的には免税になつたことと同じじゃないですか、いかがでしよう。

○政府委員(芦尾長司君) 固定資産税の减免そのものが、宿泊施設なら宿泊施設でございますけれども、これを减免するかどうかということは、そ

の地方団体の判断で可能であるということが片一

方で言えると思います。しかし、その减免したもの

について、全国的な制度の中で地方団体の財源補てんを片一方で講じていくかどうかということは、そ

はまた別の次元の話になるんじゃないかと、そ

ういうふうに思うわけです。

今のお話でござりますけれども、それはまたそ

の地方公共団体の判断いたしまして、地域振興

政策上の立場でそういう方策が有益であるという

ことであるならば、そういう方策は講ずることがあり得るだろうということは言えるんじゃない

と思います。

○神谷信之助君 これはおかしいです。そういうことでいけば、九条で宿泊施設は固定資産税の减免の適用外だと、交付税の補てんはしませんよ

と決めているんです。十三条で奨励は何ぼでもや

りなさいよと、それで、固定資産税分は奨励しま

すと、そのまま返すと、まさにあんた骨抜きやな

いですか。九条の規定というのまさにあってな

きがごとじやないです。九条でいうところの二条一項五号の宿泊施設を適用外にしたのに、そ

れで先ほど自治省も、一号から四号までは適用しないけれども、五号の宿泊施設は収益性が高いから外したんだと、もうかるということで。それに対しても、その部分を補てんいたしました」という制度であります。そうしたら、九条という何のための規定だとということになります。

○政府委員(芦尾長司君) その九条の場合は、不均一課税に伴ってそういう振興策を講じたとき

に、その地方団体の財政收入が落ちるものですから、その部分を補てんいたしました」という制度

であります。それは全国的な規模の上に立ってそういう財政措置というものを講じていくべきだろ

う、そのべきではない。ただし、その当該地方団体

では、そういう施設が必要であるということを認める

施設が除かれているわけでございます。それは

そのため、独自にそういう判断で施設として

地域振興策の一つであるということで講じられる

べきではない。ただしかし、その当該地方団体

では、そういう施設が必要であるということを認める

施設があつて、独自にそういう判断で施設として

地域振興策の一つであるということで講じられる

べきではない。ただしかし、その当該地方団体

では、同じように誘致企業に対して一

九州市の問題で、同じように誘致企業に対して

たん税金はもって、それで県と市が半分ずつ返

すという問題がありましたよ。北九州の方の企業

立地促進補助金交付制度要綱の制定についてとい

うことを見ますと、ここには徵収した税との関係

というのは全然出でていません。明らかになつていません、形式的に。だから、趣旨が違うんだと言つて盛んに財政局長言つたんだ。しかし、南淡町は違うんですよ。南淡町の工場及び観光施設誘致条例、これには有形固定資産の投会額、土地に係るもの、これに対しても奨励金を出すんだけれども、奨励金は当該施設に對して町税として賦課徵收した固定資産税を、土地に係るものをおいてこれを交付すると書いてある。固定資産税そのもの

を今度は奨励金として交付しますという条例がでてきているんだ。これは一重、三重のペテンみたいなものやないか。だから、九条と十三条で、九条では適用外だと、そして自治省の方も、そういうものについて自治体が個別に固定資産税を免除することについては適当かどうかというから、十分考えなきゃいかぬと、こういう言い方をする。それで、あなたのところの方は、十三条があるのやから補助をするのは構いませんと。それで、現場ではどうなっているかといつたら、土地に係るものとを除いて、建物については固定資産税れます。これで一年二千五百万、三年間これからいくと七千五百万、税金分をそっくり奨励金として渡すんですよ。これはまさに何といいますか、至れり尽くせりで大もうけのちようちん持ちをするという状態になつているというよう思ふんですよ。これはどういうことになりますかね。

三十二カ所オーナーで運営しているわけです。料金は一泊二万円から三万円。会員制システムをとっておりまして、入会金、預託金合計一千万円。これで会員になれる。それで、大和ハウスの石橋信夫会長はこう言っていますよ。進出するためにお願いに行つた場所はない。我々の方から使わせてくればといってお願いに行つた場所はない。知事が要請し、市町村が大阪まで来る。我々が見に行つて、いける場所といけない場所がある。いけるというと行政で直ちに用地買収の組織をつくる。そして、我々が逃げると言つたらいかぬですから、すぐ新聞発表というようなやり方をとられます、知事も出席してね。というように豪語しています。これはNHKの「ドキュメントリゾート」に出てるんです。だから、もう全くぬれ手でアワ出でています。だから、もう全くぬれ手でアワ出でています。だから、もう全くぬれ手でアワ出でています。

過疎のところですから、どうやって現状を打解するか森口が他に見出せない。それで政府は、リゾート法を制定して、地域の活性化はこれがいいぞと、こうして誘導している。市町村は何としてもりゾート企業誘致しかないと考えるのは当たり

前なんだ。それで結局、さまざまのこういった優遇措置をやるわけです。こういった状態というのは、そういう今とにかく取り残された過疎の市町村、そういうところがもうどうにもこうにも、おぼれる者はわらをもつかむでやっているんです。それをまさに大きな顔をして、大名気取りでそういうふいた大企業が乗り込んでいく。いろいろな優遇措置もやる。金がないわけじゃないんだよ。資金力もちゃんとあるんだ。それをリゾート法に名をかりて、片一方では例えばホテルなんかはダメですよと、公益性はないんだから、ほかの問題と違うんだからと言いながら、十三条だいうて、結構ですよと。そんなのあんたの裏口入学や。そんなことが許されていいのかどうか。私はこの辺はひとつ考え方直さにやいかねのじやないかと思うんですが、一体大臣どういうようにお考えですか。

○政府委員(芦尾長司君) 今るるお話がございましたが、一つには、その地方団体としては、そういうホテルならホテル、企業の立地によって、その地域に及ぼす波及効果でござりますとか、雇用の場が確保できるというようなことでいわゆる誘致をすることになろうかと思うわけです。しかし、そういうことで立地をした当座については、いろいろな振興策を講ずる、その一環としてそういうような方途を講じておるだろうと思うわけであります。

いずれにいたしましても、そういう措置を講ずるといいますのは、地域の条例でそういう制度がされておるということをございますが、やはりそれはその議会の御意見を聞いて、それによつて制度が措置されておるということであろうかと思ひますので、その地域の自主性、自主的な判断に基づいてなされておるだろうと思います。

ただ重要なことは、その地域の自主性といいますか、そういうものは失ってはならないということは言えようと思います。その点につきましては、その地方団体の自主性といいますか、そういうものは大切にしていかなければならないということは言えると思います。

前なんだ。それで結局、さまざまのこういった優遇措置をやるわけです。こういった状態というのは、そういう今とにかく取り残された過疎の市町村、そういうところがもうどうにもこうにも、おぼれる者はわらをもつかむでやっているんです。それをまさに大きな顔をして、大名気取りでそういった大企業が乗り込んでいく。いろいろな優遇措置もやる。金がないわけじゃないんだよ。資金力もちゃんとあるんだ。それをリゾート法に名をかりて、片一方では例えばホテルなんかはまだですよと、公益性はないんだから、ほかの問題と違うんだだからと言ひながら、十三条だいうて、結構ですよと。そんなのあんた裏口入学や。そんなことが許されていいのかどうか。私はこの辺はひとつ考え方直さにやいかぬのじゃないかと思うんですが、一体大臣どういうようにお考えですか。

○政府委員(芦尾長司君) 今おるお話がございましたが、一つには、その地方団体としては、そういうホテルならホテル、企業の立地によって、その地域に及ぼす波及効果でございますとか、雇用の場が確保できるといふようなことでいわゆる誘致をすることになるうかと思うわけです。しかし、そういうことで立地をした当座については、いろいろな振興策を講ずる、その一環としてそろいうような方途を講じておるだろうと思つわけです。

○神谷信之助君 あなたの自主性というのは、どういうことですか。企業に来てください、税金は戻しますよ、さらにこんなこともしますよ、道路もつくりますよと、なければ。そういうちゃんと環境整備は我々の方でやりますから、どうぞ来てくださいと。それが自主性ですか。来てもらわなきゃならぬそういう過疎のところが、おぼれる者はわらをもつかむで飛びついでいるわけだよ。飛びたのは、おまえが飛びついだのだから、それは自主性だと。何ば飛びついで、持つてる人には持つてるようだしてもらわにやいかぬよ。持つてない人だったらわかる。向こうはちゃんともうけるんだから、もうけるために出てくるんだから。そんなものははつきりしているんじゃないのか。それを何でもかんでもそうやってやっていく。だから、そこに問題が出てくるんだ。

○政府委員(芦尾長司君) そういう企業が進出してくる、それは企業は企業の判断で利益が上がるかということでやってくるんだろうと思うわけでございますが、こちらは地域住民の福祉向上というものが念頭にあって企業の誘致を行う。そういう地域住民の福祉向上が念頭にあるということが一番重要ななるんだろうと思ひます。

そういう意味で、先ほども申し上げましたが、そういう企業が立地する場合の経済効果の問題でございますとか、雇用の場が確保されて地域の住民の所得が上がっていく、そういうことが地方団体にとっての判断の一一番重要なところになるんじゃないかと思ひます。

○神谷信之助君 それはもう一遍後で言いますが、そういはきませんよ。

もう一つ具体例を言いますが、京都府で承認された丹後リゾート構想、この重点整備地区の一つに由良海岸地区があります。その中にある栗田半島に、今言いました南淡町と同じ大和ハウスがホテルを特定民間施設として建設する計画を進めているんです。このホテル建設用地提供のために富津市は、土砂の流出防備のための保安林を解除しています。財産区の土地、これは四万二千二百七

○神谷信之助君 あなたの自主性というのは、どういうことですか。企業に来てください、税金は戻しますよ、さらにこんなこともありますよ、道路環境整備は我々の方でやりますから、どうぞ来てくださいと。それが自主性ですか。来てもらなきやならぬそういう過疎のところが、おぼれる者はわらをもつかむで飛びついでいるわけだよ。飛びついたのは、おまえが飛びついたのだから、それは自主性だと。何は飛びついでも持ってる人には持ってるようにしてもらわにゃいかぬよ。持つてない人だつたらわかる。向こうはちゃんともうけるんだから、もうけるために出てくるんだから。そんなものははつきりしているんじゃないか。それを何でもかんでもそうやってやっていく。だから、そこに問題が出てくるんだ。

○政府委員(吉尾長司君) そういう企業が進出してくる、それは企業は企業の判断で利益が上がるかということであつてくるんだろうと思うわけでございますが、こちらは地域住民の福祉向上というものが念頭にあって企業の誘致を行う。そういう地域住民の福祉向上が念頭にあるということが一番重要になるんだろうと思います。

そういう意味で、先ほども申し上げましたが、そういう企業が立地する場合の経済効果の問題でござりますとか、雇用の場が確保されて地域の住民の所得が上がっていく、そういうことが地方団体にとっての判断の一一番重要なところになるん

十平米、これを平米当たり千九百円、約八千万円で売却しようとしている。これ、今議論になつています、議会で。それだけじゃなしに、そのための道路が全然ないですからね、そのための道路をつくってやるし、上下水道もつくる。だから五億円から六億円も投資しなきゃならぬ。それを市がやるうといふ。これだったら、全く大和ハウスの利潤追求の事業活動に自治体はまさに財政をつき込んで協力する、こういうことになるわけです。先ほども言いましたように、石橋信夫会長は、自分のところから言つてないのだ、向こうから、じつとしておつても知事が先頭になつて頼みに来るとほくそ笑んりますよ。こういう状況になつているんです。もちろん、それができればあなたがおっしゃるようになつておこぼれはあるでしょ。若干の雇用の機会もふえるだらうし、それなりのものもあるかもしません。しかし、国土庁長官がこの間の予算委員会でも言つています。これは自然に淘汰されるからそれでええんやといふわけにいかぬのだよ。だめなところはやめるんだ。高い料金でサービスが悪かったら成り立たぬからつぶれるんだ。つぶれてしまつたら困るんだよ。過疎の市町村で何とかとこう言つているのを、だつと行くんでしよう。全国至るところにできるわけだ。共倒れの危険というものは多分にあるんですよ。それらがそういうなげなしの金をつぎ込んで、少し雇用人口もふえるとか何とかいうことで一生懸命やってみたわ、そのうちさっさと逃げていく。これは新産・工特のときがいい例です。さつさと逃げていくわけです。景気が悪くなつたら、せっかく山の中の過疎の町村に来でもらったやつがぱっと皆赤字や言うて逃げていく。たまたまんじゃない。

しかし、今度は規模が大きいですからね。これは大臣、私はこういう点で非常に目を光らせないと危険だというように思いますよ。当該の市町村はわらをもつかむ思いでから、バラ色の夢を描いて乗るでしよう。しかし、客観的にそこの自治体の財政の状況からいって、どこまで行けるのか

けれども、これもやっぱり大変なリスクを背負つていいわけです。だめだったら逃げていってします。そういうようなことですけれども、逃げていくまでは大変なお互いに知恵を出し合おうわけですから、できるだけ逃げていかぬような形で双方のソフトとハード面でお互いにタイアップし合う。私の言いたいのは何とか民間活力も利用しながら自然環境もそれぞれの特徴あるものを生かしながら同じ形のものを追っかけっこするという形はこれは本当に禍根を残すであろうと。

ですから、自然環境も大事にしながらそういうふた設備投資にどれくらいの形をやって、向こうの言いなりということじゃなくてよく相談し合って、そして県もそれに参画し、もちろん国も最終計画決定のときには参画するわけですから、自治省も当然これに対してもうちょっとみんな今自治事業主体に対してはある程度厳しくそれを指導してまいりたいということは基本姿勢で、先生のように初めからおんぶにだっこでだめになってしまふといふ即断をしないで、もうちょっととみんな今自治体は知恵を出し合って、何とかして活性化の手立てを持ちたいということで、ある意味においては夢にも燃えておるわけですから、そういった地方自治体の自主性もひとつ尊重してそういう方向でやっていたいだきたいなと思います。感想でござります。

○神谷信之助君 自治省がもっとそういう点では目を光らす、それから援助してやらないと、それはわらをもつかむですからね、何とか過疎から抜け出したい、何とか少し町がよくならぬかと。だから、みんな大体そういう思いでいっぱいのところへばあっと来てますから、したがつてそういう点では本当に自治省としての責任を果たす意味で十分援助をし、冒険をせにやいかぬときはせにやいかぬけれども、しかし見通しのないことはやらせないようにしてやいかぬし、そういう点のなにをちゃんとしないといかぬ。だから私は今までいるのが本当にうまいこといくのかどうか

恐らく初期にやるところはまだいいかもそれま
せん。全国ずっとといくんでしょう、これ。後発
組というのはそれこそどうにも、新産・工特のと
きでもそうですね、初めやったところはいいけ
れども、あとはもうみんなえらいことになってい
る。そういう点も含めて、金太郎あめみたいな同
じことをやらぬようにならんとしてやらにやいか
ぬということだけを申し上げておきます。これは私
はこれからも何遍も追及しますけれども、そ
ういう点をひとつ申し上げておきたいと思います。
それで、あともう時間がありませんので、厚生
省の方の老朽水道管の更新と補助制度の問題をや
ります。

もう時間がありませんから私の方で言います
が、大臣、水道の普及率が八八年三月末現在で
九三・九%、約九四%なんですよ。これは結構な
ことなんですね。しかし、この中で見ますと一九
五七年から七〇年の十三年間に四〇%から八〇%
に急上昇しているんです。その原因は何かといふ
と、値段が安く取り扱いが便利な石綿のセメント
管が利用されたからだ。これがだつと広がつた
わけです。ところが、石綿セメント管はもう五年
前に製造中止になった。しかし実際には中小規模
の水道事業体ほど石綿セメント管の割合が高いん
ですけれども、これは耐用年数が大体二十五年が
限度ですから、今どんどんあちこちでショッちゅ
う壊れて、それでその補修に走り回るという状況
です。

だから、厚生省が今度老朽水道管の更新と補助
制度というのをやって石綿管をかえる、そういう
制度を始めたんですね。

それで、私はもう時間がないので大臣に最後お
願いだけしておきますが、これは厚生省の所管事
務ではあるんだけれども、更新を怠ぐ必要がある
んですよ。ところが、更新に補助が出る制度と
いうのは一定の条件があります。例えば京都の今
言いました宮津市の場合だと、上水管で石綿管
が三三%，簡易水道で三四・二%。ところが、用
水量が八十九円なんですよ。用水単価が百三十

円以上じゃないとこの補助の対象にならない、そういう安いやないかというと、水源池が明治時代に作られた、だから用水単価が安いわけね。しほっておくわけにないので、毎年五百メートルから千メートルくらいの石綿管の更新をやっているんです。これじゃいつ完成するかわからぬ。い。しゃっちゅう補修はせないかぬわ、修繕はせないかぬわというので、かえって費用が必要るわですよ。

だから、ちょうど大臣にそういう点で一言だけお願いしておきたいんだけれども、今アメリカとの構造協議の中で、公共事業の十カ年計画でGNP比でうんとふやせ、こういう要求が出てきておるんだけども、私はこれは我が国に対する内政問題で干渉でけしからぬと思っておるのですけれども、しかし公共事業の予算が少ないと事実なんですね。だから、こういった点で市民生活に直接影響のある水道管、セメント管の更新の制度について、厚生省の所管ではあるけれども、自治体に直接影響もあるわけですから、大臣の方でもこの補助対象の枠を拡大するとか、あるいは今人口五千万以下の市町村で、それを十万人まで広げるとか、とにかくことしの予算は二十億なんですね。二十億じゃ全国に行きやせぬでしよう。大体対象者が、たしか五千五百余りの自治体があるけれども、この補助対象枠に入るのはそのうちの四割で、それでことしの予算は二十億ですから、いつにならこの順番が来るかわからぬ、今の枠の中でもまだからこの点は大幅に増額して、枠も広げて國民生活に直結するそういう問題については手厚い対策を立てるということをお願いしておきたいと思うんですが、大臣の御意見はいかがですか。

○國務大臣(奥田敬和君) 今先生の御提議された御趣旨を厚生省によく伝えておきます。

○委員長(渡辺四郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後五時十三分散会

六月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案
一、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の二」に、「第七十二条・第七十三条」を「第七十二条・第七十三条」に、「第七十五条」を「第七十五条の二」に、「第七十五条の二」を「第七十五条の二の二」に、「第七十五条の二」を「第七十五条の二の三」に、「第一百四十四条の七」を「第一百四十四条の九」に改める。

第四十四条の付記中「同条第一項」の下に「第一百四十五条の三第一項第一号、同条第二項」を加える。

第四十五条の付記中「同条第一項」の下に「第一百四十九条の三第一項第一号、同条第二項」を加える。

第四十七条の付記を次のように改める。

(罰則) 第一項については第一百四十九条の三第三項第四号、第二項及び第二項については第一百四十九条の二第一項第二号、第一百四十九条の三第一項第四号)

第四十八条の付記中「同条第一項」の下に「第一百四十九条の三第一項第一号、同条第二項」を加える。

第四十九条の二の付記中「第三項」を削り、「第一百四十九条の二第一項第一号、同条第二項」を「第一百四十九条の二第一項第一号、同条第二項」に改めることとする。

第三項については第一百四十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百四十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百四十九条の三第一項第二号、同条第二項に改める。

第五十条の次に次の二条を加える。

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 車両（トロリー・バスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の三において同じ）が第四十四条、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることがあります。

四

第一百九條第一項第三号)

9 警察署長は、前項の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、警察署長は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盜難等の事故の発生を防止するため、警察署長が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

て駐車している場合におけるものに限る。以下の項及び第七十五条第一項において「放置行為」というのをし、当該車両につき、第五十三条第三項、第六項又は第八項の規定による措置（前項第一項の規定による移動を含む。）が採られた場合において、当該放置行為に係る車両（以下「放置車両」という。）の使用者（当該放置車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該放置車両につき放置行為を停止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該放置車両の使用の本旨の位置を管轄する公安委員会は、当該使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらじめ目的地において駐車する場所について運転

3
は、当該損壊物等を当該損壊物等の在った場所へ
を管轄する警察署長に差し出さなければならぬ
い。この場合において、警察署長は、当該損壊
物等を保管しなければならない。

第五十一条第十項から第二十項までの規定
は、前二項の規定による措置に係る損壊物等に
ついて準用する。この場合において、同条第十項
項中「所有者等に対し」とあるのは「当該損壊物
等の所有者、占有者その他當該損壊物等につい
て権原を有する者(以下この条において「所有者
等」という。)に対し」と、同条第十項中「前項後
段」とあるのは「廢取し、若しくは変質するおそれ
があるとき、又は前項後段」と、「費用」とある
のは「費用又は手数」と、同条第十四項中「運
転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」

の態様に応じ放置行為を防止するために必要な措置を採ることを指示することができる。
第七十一条中第四号の二を第四号の三とし、管
理者に次の一号を加える。

第一項前段」に、「同条同項後段」を「同項後段」に

し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講すること。

第七十二条第一項中「もより」を「最寄り」に改め、「損壊の程度」の下に「当該交通事故に係るオートバイ、車両等の積載物」を加え、同条の次に次の二条を加える。

両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関する車両の適正な使用のために必要

第十一回の二 車両等の運転者等が負傷その他の理由によつて該車両等の運転者等が負傷その他の理由によつて直ちに同項の規定による指示に従うことが困難であると認められるときは、現場にある警察

第七十五条第一項中「自動車の使用者」を「自動車の運転者」に改める

交通安全と円滑な交通の必要が随所に示されてゐる。

車両総重量をいう。(が七百五十キログラムを超える)

おいて「損壊物等」という。()の移動その他応急措置を採らなければなりません。

いて同じ)の使用者」に改め、同項に次の一号を

て、当該損壊物等を移動したときは、警察官

第二部 地方行政委員会會議録第五号 平成二年六月十一日 【參議院】

七 放置行為(高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)を含む。次条において同じ。)

第七十五条第一項中「生じさせる」を「生じさせ、又は著しく交通の妨害となる」に改める。

第七十五条の付記中「第百一十三条 第二項」を「第百一十三条 第一項第七号については第百十九条の二第一項第三号、第百一十三条 第二項」に改める。

第四章の二第一節中第七十五条の二を第七十五条の二の三とし、第四章第三節中第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二 公安委員会が自動車の使用者に対する第五十一条の三(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内に放置行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

前条第三項から第十一項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号の二 第百一十二条 第二項について

ては第百二十二条第一項第九号)

(報告又は資料の提出)

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について自動車の安全な運転に必要な業務の推進を

図るために必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、駐車に関する自動車の適正な使用の推進を図るために必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第七十五条の八第一項中「自動車は」を「自動車(これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。)は」に改め、同条第二項中「第五十一条を(二及び第五十一条)に、「違反して駐車している」を「違反して停車し、又は駐車している」に改め、同条第八項中

「駐車場、空地、第六項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所」とを加え、同条に次の一項を加える。

3 第五十一条の三の規定は、自動車の運転者が高速自動車国道等において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)をし、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項 第六項又は

第八十二条 第三項中「工作物等」を「工作物等又は転落積載物等」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「とつた」を「採つた」に、「工作物等を

定する車両を含む。以下この条において同じ。)は」に改め、同条第五項中「前二項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 警察署長は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(転落積載物等に對する措置)

第七十五条の二 警察署長は、道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物(以下この条及び第八十三条において「転落積載物等」という。)が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく

交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者(次項において「転落積載物等の占有者等」という。)に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、同項の規定による措置を探ることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置を探ることができる。

第七十五条の八の付記中「第百十九条の二第一項第四号」を「第百十九条の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号」に改め、「第百十九条第一項第三号」の下に「、第百二十二条第一項第九号」を加える。

第八十二条 第三項中「この節」を「この条及び第一項による措置が採られた場合について準用する。

第七十五条の八の付記中「第百十九条の二第一項第四号」を「第百十九条の二第一項第二号、第一百九十九条第一項第四号」に改め、「第百十九条第一項第三号」の下に「、第百二十二条第一項第九号」を加える。

前条第三項から第十一項までの規定は、前項

の規定による命令について準用する。

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号の二 第百二十二条 第二項について

ては第百二十二条第一項第九号)

(報告又は資料の提出)

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について自動車の安全な運転に必要な業務の推進を

い場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相応な費用若しくは手数を要するとき」を加え、同条中第十項を第十二項とし、第六項から第九項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前二項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

6 第四項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

7 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第八十二条 第三項中「工作物等」を「工作物等又は転落積載物等」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「とつた」を「採つた」に、「工作物等を

除去」を「工作物等又は転落積載物等を除去」に、「当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を「当該工作物等又は転落積載物等を、当該工作物等が設置されていた場所又は当該転落積載物等が在った場所」に、「工作物等を保管」を「工作物等又は転落積載物等を保管」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十二項」に改める。

8 第四項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

9 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(転落積載物等に對する措置)

第七十五条の二 警察署長は、道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物(以下この条及び第八十三条において「転落積載物等」という。)が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく

交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者(次項において「転落積載物等の占有者等」という。)に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、同項の規定による措置を探ることを命ずことができないときは、警察署長は、自ら当該措置を探ることができる。

第七十五条の八の付記中「第百二十四条の六第二項中第六号」を「第八号」とし、第五号の次に次の二号を加える。

3 前条第三項から第十二項までの規定は、前項

の規定による措置に係る転落積載物等について

準用する。

(罰則 第一項については第百十九条第一項

ては第百二十二条第一項第九号)

(報告又は資料の提出)

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について自動車の安全な運転に必要な業務の推進を

第十四号、第二百一十三号)

第八十二条 第三項中「前条第三項から第十項まで」を「第八十二条 第三項から第十二項まで」に改める。

第八十三条第一項中「工作物等」を「工作物等又は転落積載物等」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「とつた」を「採つた」に、「工作物等を

除去」を「工作物等又は転落積載物等を除去」に、「当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を「当該工作物等又は転落積載物等を、当該工作物等が設置されていた場所又は当該転落積載物等が在った場所」に、「工作物等を保管」を「工作物等又は転落積載物等を保管」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十二項」に改める。

第八十四条の六第二項中第六号」を「第八号」とし、第五号の次に次の二号を加える。

2 交通巡視員は、前項に規定する事務のほか、法第四十条第三号の車両総重量をいう。が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を「重被牽引車」に改める。

第八十五条第三項中「牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を「重被牽引車」に改める。

第八十五条第三項中「牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を「重被牽引車」に改める。

2 交通巡視員は、前項に規定する事務のほか、法第四十条第三号の車両総重量をいう。が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を「重被牽引車」に改める。

3 第百十四号の四中「第三項」とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務を行ふものとする。

第七章中第百十四号の七を「第百十四号の九」とする。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、同項の規定による措置を探ることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置を探ることができる。

第七章中第百十四号の七を「第百十四号の九」とする。

2 第百十四号の六第二項中第六号」を「第八号」とし、第五号の次に次の二号を加える。

2 地域交通安全活動推進委員会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

第六 地域交通安全活動推進委員会に対する研修を行ふこと。

第七章中第百十四号の七を「第百十四号の九」とする。

2 第百十四号の六第二項中第六号」を「第八号」とし、第五号の次に次の二号を加える。

2 地域交通安全活動推進委員会は、地域における交

通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 地域交通安全活動推進委員は、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるため運動の推進その他地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員は、名誉職とする。

4 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 その職務を怠つたとき。

三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

5 前各項に定めるものほか、地域交通安全活動推進委員に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(地域交通安全活動推進委員協議会)
第百四十四条の六 地域交通安全活動推進委員は、公安部委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前項の規定による国家公安委員会規則で定める活動を行う場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うことその他地域交通安全活動推進委員が能率的に

その任務を遂行するために必要な事項で国家公

安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交

通安全活動推進委員の活動に関し必要と認める意見を、公安部委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前三項に定めるものほか、地域交通安全活動推進委員協議会に關し必要な事項は、国家公

安委員会規則で定める。

5 第百四十四条の八に改める。

第百四十九条第一項第三号中「第五十一条」を「第五十二条」に改め、同項第五十五条の二(違法停車に対する措置)第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する場合を含む。)又は第五十一条に改め、同項第八項第十四号中「対する措置」第一項の下に「、第八項第十四条号中「(自動車の使用者の義務等)第一項」十一条の二(転落積載物等に対する措置)第一項」を加える。

第六百十九条の二第一項各号列記以外の部分中「該当する者」の下に「(前条第一項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条を第六百十九条の三とし、第六百十九条の次に次の二条を加える。

二 第百十九条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を含む。)又は第五十一条に改め、同項第

五号を「から第五号まで」に改める。

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項

過失により前項第一号の罪を犯した者は、十

五万円以下の罰金に処する。

四 第百二十一条第一項第九号中、「第四号の二、第

五号」を「から第五号まで」に改める。

五 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

第六百十九条の二第一項各号列記以外の部分中

「該当する者」の下に「(前条第一項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条を第六百十九条の三とし、第六百十九条の次に次の二条を加える。

二 第百十九条の二第一次の各号のいずれかに該当する

行為(第一号及び第二号に掲げる行為について直ちに運転するこ

とができる状態にする行為に該当するとき又

はその行為をした場合において車両を離れて直

ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)第一

項若しくは第一項、第四十八条(停車又は駐

車の方法の特例)又は第四十九条の二(時間制

限駐車区間ににおける駐車の方法等)第三項の規定の違反となるような行為

二 第四十七条(停車又は駐車の方法)第二項若しくは第三項又は第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第一項の規定の違反となるよう

な行為

一項第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第三項第三号を加える。

二項第二十一条第一項第三号を「から第五号まで」に改める。

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第三項第三号を加える。

四 第百二十三条第一項「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

五 第百二十六条第四項中「第六百十九条の二」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

六 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

七 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

八 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

九 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

十 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

十一 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に

「又は第六百十九条の三」を加え、「あたる」を「当たる」に、「軽車両」を「重被牽引車以外の軽車両」に改め

る」に改める。

第一項中「適正化」の下に、「道路における危険

別表中 第百十九条の二の罪に当たる行為	
大型自動車等及び重被牽引車	二万五千円
普通自動車等	一万五千円
小型特殊自動車等	二万円
大型特殊自動車等	一万五千円
普通自動車等	一万円
小型特殊自動車等	一千円

第百十九条の二の罪に当たる行為	
大型自動車等及び重被牽引車	二万五千円
普通自動車等	一万五千円
小型特殊自動車等	二万円
大型特殊自動車等	一万五千円
普通自動車等	一万円
小型特殊自動車等	一千円

号の二、第五号」を「から第五号まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の道路交通法第五十一条の二(第二項及び第十三項の規定は、この法律の施行後に同一項第一項の指定車両移動保管機関が同項の規定により移動した車両に係る同条第八項の負担金等の請求権について適用する。

3 この法律の施行前にした反則行為について

は、改正後の道路交通法第五十一条及び別表の規定にかわらず、なお従前の例による。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の防止」を加える。

第三条中「保管場所」の下に「(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十一条第一項を除き、以下同じ。)」を加える。

第四条第一項中「第四条、第十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は第十三条(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)に規定する処分」を「第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。)又は同法第十三条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。)」に、「道路上」を「警察署長の交付する道路上」に改める。

第九条第一項を第十八条とする。
第八条第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

第三条中「三十万円」を「二十万円」に、「第五条第二項を「第十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五条、第七条第一項(第十三条第四項に

おいて準用する場合を含む。)又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第六項の規定に違反した者

三 第十二条の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第八条を第十七条とする

第六条及び第七条を削る。

第五条を第十一條とし、同条の次に次の五条を

加える。

(報告又は資料の提出)

第十一条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、使用的本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理する者に対し、当該自動車の保管場所に所関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(適用除外等)

第十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(以下「自動車運送事業」という。)又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二条に規定する第二種利用運送事業(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。以下「第二種利用運送事業」という。)の用に供する自動車については、第四条から第七条まで、第九

条、第十条及び第十二条の規定を適用せず、その保管場所の確保に関してはこの法律に定めるもののほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号)若しくは貨物運送取扱事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。

2 自動車運送事業又は第二種利用運送事業の用に供する自動車(以下「運送事業用自動車」という。)の使用的本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

二 第十一条第一項の規定による届出をせよとする。

三 第十二条の規定による報告をせよとする。

四 第十三条の規定による資料の提出をせよとする。

五 第十四条の規定による報告をせよとする。

六 第十五条の規定による資料の提出をせよとする。

七 第十六条の規定による報告をせよとする。

八 第十七条の規定による資料の提出をせよとする。

九 第十八条の規定による報告をせよとする。

十 第十九条の規定による資料の提出をせよとする。

十一 第二十条の規定による報告をせよとする。

十二 第二十一条の規定による資料の提出をせよとする。

十三 第二十二条の規定による報告をせよとする。

十四 第二十三条の規定による資料の提出をせよとする。

十五 第二十四条の規定による報告をせよとする。

十六 第二十五条の規定による資料の提出をせよとする。

十七 第二十六条の規定による報告をせよとする。

十八 第二十七条の規定による資料の提出をせよとする。

十九 第二十八条の規定による報告をせよとする。

二十 第二十九条の規定による資料の提出をせよとする。

二十一 第三十条の規定による報告をせよとする。

二十二 第三十一条の規定による資料の提出をせよとする。

二十三 第三十二条の規定による報告をせよとする。

内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用的本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

4 第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会規則でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、政令で定めるところにより、方面公安委員会規則でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(方面公安委員会規則への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

4 第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したとき(道路運送車両法第十二条に規定する处分又は同法第十三条规定する処分を受ける場合にあっては、第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したとき)又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用的本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき(同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合においては、第四条第一項の政令で定める書面に記載された保管場所の位置を変更したとき)又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用的本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

る書面を交付したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に對し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章を表示した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る保管場所標章を表示する場合は、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

3 自動車の保有者は、前項前段の保管場所標章には、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その再交付を求めることができる。

4 第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に對し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定め

の一部を次のように改正する。

第一百八条の十三中「第五条第一項」を「第十一
条第一項」に改める。

六月五日本委員会に左の案件が付託された。(予
備審査のための付託は四月十八日)

一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法
律案

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

(小字及び
は衆議院修正)
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭
和六十三年度を「平成元年度」に改め、同表道
府県の項第九号中「昭和五十三年度から昭和五
十六年度まで及び」を削り、同表道府県の項第
十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成
元年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和
五十六度まで及び」を削り、同表市町村の項第十
号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元
年度」に改める。

附則第五条を次のように改める。
第五条 削除
別表を次のように改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭
和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表道
府県の項第九号中「昭和五十三年度から昭和五
十六年度まで及び」を削り、同表道府県の項第
十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成
元年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和
五十六度まで及び」を削り、同表市町村の項第十
号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元
年度」に改める。

別表(第十二条関係)

地 方 府 県 類 体 の 種 目	経費の種類		測定単位	単位費用
	一 警察費	二 土木費		
1 う さ 道 路 橋 り よ う 費	1 道路の面積 道路の延長	1 千平方メートルにつき 一千キロメートルにつき	一人につき	八、一〇四、〇〇〇 円
2 河川費	2 河川の延長	2 一〇一、〇〇〇 一、四〇六、〇〇〇		
3 港湾費	3 港湾における外郭施設の延長	3 一キロメートルにつき		
4 その他の土木費	4 人口	4 一メートルにつき 一メートルにつき	一人につき	一八、九〇〇
5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	5 一九〇〇 一四、〇〇〇		
6 (1) 教育費 (2) 特殊教育諸費用	6 (1) 小学校費 (2) 中学校費 (3) 高等学校費	6 人口 6 人口 6 人口	6 人口	八三六 八三六 八三六
7 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	7 教職員数 7 生徒数	7 一人につき 一人につき	7 一人につき	三、八三〇、〇〇〇 三、八六九、〇〇〇
8 学級数	8 教職員数 8 生徒数	8 一人につき 一人につき	8 一人につき	六、一三六、〇〇〇 四四、三〇〇
9 児童及び生徒の数	9 教職員数 9 生徒数	9 一人につき 一人につき	9 一人につき	三七、八〇〇
10 学級数	10 教職員数 10 生徒数	10 一人につき 一人につき	10 一人につき	三、八八三、〇〇〇 一七九、〇〇〇 七八六、〇〇〇 九八五、〇〇〇

九 通費財源対策債償										十 対策債償還費	十一 地域財政特例	十二 例債償還費	十三 一三						
市町村		二 土木費		一 消防費		二 土木費		一 消防費											
5 下水道費		4 公園費		3 都市計画費		2 港湾費		1 う 費		5 下水道費		4 公園費		3 都市計画費		2 港湾費		1 う 費	
(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費		
人口	人口	人口	人口	都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	道路の面積	道路の延長	人口	人口	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき		
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	七、四四〇円	一〇〇	一一、九〇〇	九五、三〇〇	六五五、〇〇〇	二六、六〇〇	一四、〇〇〇	九三三	一四五七	
一四九	一四三	一五七	一五三	七九九	七九三	九三三	九三三	九三三	九三三	一四、〇〇〇	一一、九〇〇	一一、九〇〇	九五、三〇〇	六五五、〇〇〇	二六、六〇〇	一四、〇〇〇	九三三	一四九	

五 產業經濟費		六 木賣費		七 投資的經		一 人口		二 人口		三 教育費		四 費		五 人口		六 人口		七 人口			
五 產業經濟費		六 木賣費		七 投資的經		一 人口		二 人口		三 教育費		四 費		五 人口		六 人口		七 人口			
5 勞動費	(2) 費	4 保健衛生費	3 清掃費	2 社會福祉費	1 生活保護費	4 育費	3 經常經費	2 投資的經	1 經常經費	4 費	3 投資的經	2 費	1 投資的經	4 費	3 費	2 費	1 費	4 費	3 費	2 費	1 費
失業者數	人 口	人 口	人 口	人 口	市 部人 口	人 口	人 口														
一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき		
一、一〇五,〇〇〇	五九八	四五、五三一	一四、一一〇	五六〇	一七一	五、七四〇	一七一	六、一四〇	一七一	六、一五六,〇〇〇	四三、一〇〇	四四〇,〇〇〇	六、四九四,〇〇〇	六、一五六,〇〇〇	三〇,五〇〇	八〇五,〇〇〇	六二六,〇〇〇	六〇六一,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	一、〇一〇	

十一 地域財政特例対策債償還費		十二 臨時財政特例債償還費	
正) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正		度のため昭和五十七年から平成元年までの各年度に発行された地方債を許可された年に発行する	
第一条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。		附則第五条第一項中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、「平成元年度及び」を削り、「一兆五千七百四十億三千五百万円」に、「平成元年度分等の借入金限度額」を「平成二年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。	
年 度	控除額	千円につき	一一二
平成三年度	八百六十一億円	八七四円	一一二
平成四年度	一千二百六十八億円	八七四円	一一二
平成五年度	一千三百三十三億円	八七四円	一一二
平成六年度	一千四百七億円	八七四円	一一二
平成七年度	一千四百八十九億円	八七四円	一一二
平成八年度	一千五百七十億円	八七四円	一一二
平成九年度	一千六百六十六億円	八七四円	一一二
平成十年度	一千八百六十一億円	八七四円	一一二
平成十二年度	一千八百六十六億九千五百万円	八七四円	一一二

附則第六条中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の

十一 地域財政特例対策債償還費		十二 臨時財政特例債償還費	
第一条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百三号)の一部を次のように改める。		度のため昭和五十七年から平成元年までの各年度に発行された地方債を許可された年に発行する	
附則第五条第一項中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、「平成元年度及び」を削り、「一兆五千七百四十億三千五百万円」に、「平成元年度分等の借入金限度額」を「平成二年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。		成二年度からに改め、「平成元年度及び」を削り、「一兆五千八百四十六億三千五百万円」を「一兆五千七百四十億三千五百万円」に、「平成元年度分等の借入金限度額」を「平成二年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。	
年 度	控除額	千円につき	一一二
平成三年度	八百六十一億円	八七四円	一一二
平成四年度	一千二百六十八億円	八七四円	一一二
平成五年度	一千三百三十三億円	八七四円	一一二
平成六年度	一千四百七億円	八七四円	一一二
平成七年度	一千四百八十九億円	八七四円	一一二
平成八年度	一千五百七十億円	八七四円	一一二
平成九年度	一千六百六十六億円	八七四円	一一二
平成十年度	一千八百六十一億円	八七四円	一一二
平成十二年度	一千八百六十六億九千五百万円	八七四円	一一二

市町村	地方の種類	経費の種類	測定単位	測定単位	測定単位	測定単位	測定単位
道府県	財源対策債償還基金費	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 八七四円				
市町村	財源対策債償還基金費	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 八七四円				

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定されるところにより、補正することができる。

4 第一条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成二年度分の予算から適用する。

5 消費税に係る今回の税制改革に当たっては、平成二年度分の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額

6 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成二年度分の予算から適用する。

7 平成二年度分の地方交付税から適用する。

8 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

9 第十一条の二に「ただし書中第十条第八号の三に掲げる経費(国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの)を除く。」第十条の二第四号に掲げる経費に改める。

10 第三十七条及び第三十八条を削る。

平成二年六月三十日印刷

平成二年七月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E